

金融商品取引法等の一部を改正する法律
(20年6月6日成立・6月13日公布・12月12日施行)

我が国金融・資本市場の競争力強化が課題

多様な資産運用・
調達機会の提供

多様で質の高い
金融サービスの
提供

公正・透明で
信頼性のある
市場の構築

○プロ向け市場の創設

○ETF(上場投資信託)の多様化

○証券・銀行・保険会社間のファイアー
ウォール規制の見直し(平成21年6月1
日施行)

○利益相反管理体制の構築(平成21年6
月1日施行)

○銀行・保険会社グループの業務範囲の
拡大

○課徴金制度の見直し
(金額水準の引上げ、対象の拡大等)

➢プロ向け銘柄の勧誘・取引に係る告知義務・転売制限の細目を規定

<告知の内容>

- ・法定の公衆縦覧型開示が行われていない旨
- ・転売制限が課せられている旨 等

<転売制限の内容>

- ・発行等の際に一般投資家への転売制限を含む契約を締結すること
- ・例外的に売却できる場合は、発行者やオーナー株主への譲渡の場合 等

➢有価証券・発行者に関する情報提供の内容、方法について取引所ルールによる旨を規定

➢取引所が自主規制法人以外に委託できる自主規制業務の範囲等を規定(上場・上場廃止基準に適合するかどうかの事前調査等)

➢我が国取引所と外国取引所による取引所の共同設立に係る規定の整備

(我が国取引所の子会社である取引所について、20%以上50%未満までの議決権を保有できる者として、外国取引所を追加)

➢ETFの主たる投資対象に金などの商品現物・先物を追加

➢ETFと現物交換できる対象として、商品市場に上場されている商品を追加

➢議決権保有制限の例外となる会社の範囲を規定

- ・事業再生を行う会社として、中小企業新事業活動促進法上の「経営革新計画」の承認を受けている会社等を規定

- ・ベンチャービジネス会社について「設立5年未満」を「設立10年未満」に拡大

➢銀行・保険会社の子会社・兄弟会社に対し、イスラム金融を解禁

➢銀行・保険会社本体に対し、排出量取引を解禁

➢違反者の密接・特殊関係者(子会社、親族等を規定)の計算において違反行為を行った場合にも、自己の計算において違反行為を行ったものとして、課徴金の対象

➢インサイダー取引規制について、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準(純資産額の減少が30%未満かつ売上高の減少が10%未満)を新設

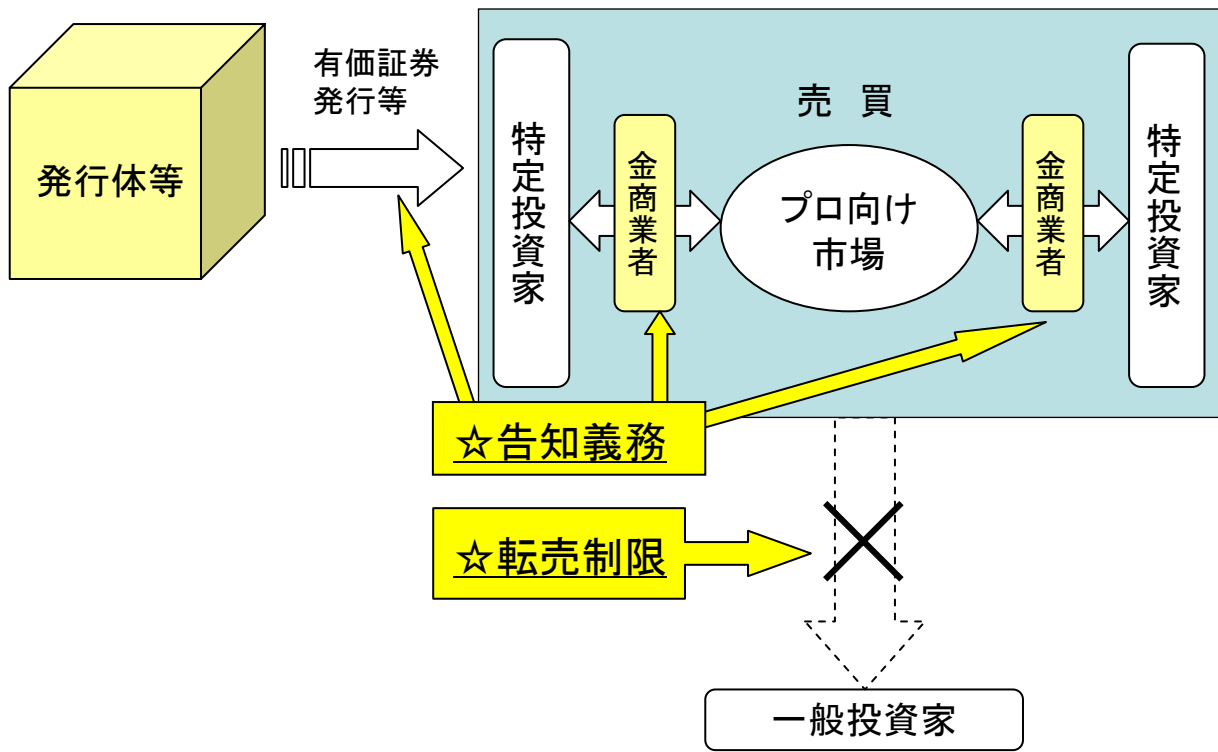
➢第1回審判期日前における証拠開示の手続きを規定

平成20年金融商品取引法改正に係る 政令案・内閣府令の概要

平成20年12月
金融庁総務企画局

プロ向け市場の創設①

政令・内閣府令
のポイント



☆告知義務

- 告知内容を規定
 - ・法定の公衆縦覧型開示が行われていない旨
 - ・転売制限が課せられている旨
 - ・金商業者は、一般投資家を相手方として売買の取次ぎを行うことができない旨 等

☆転売制限

- 発行等の際の一般投資家への転売制限を含む契約締結を規定
- 例外的に売却できる場合
 - ・発行者やオーナー株主への譲渡の場合 等

☆簡素な情報提供/公表制度の新設

有価証券・発行者に関する情報を取引所ルールにより提供/公表する旨を規定

☆外形基準の緩和

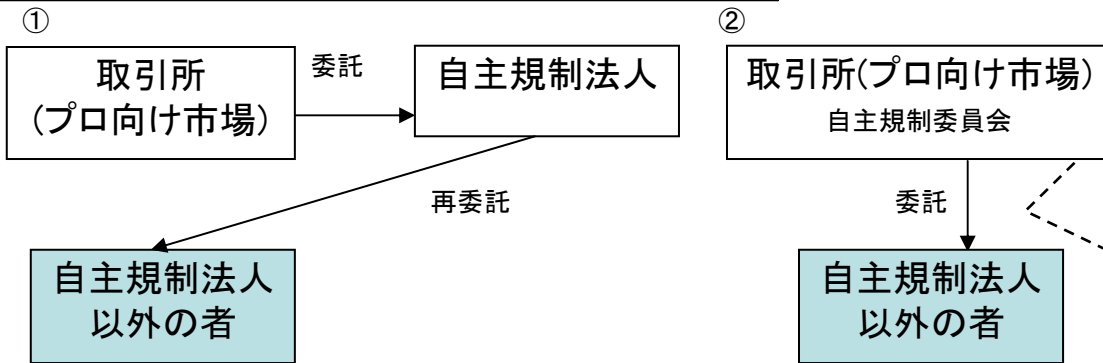
有価証券報告書提出義務要件(外形基準)を、「株主数500人以上」から「特定投資家以外の株主数1000人以上」に緩和

☆簡素な情報提供/公表制度の新設

- 【発行時等】
有価証券・発行体の内容等に関する情報提供/公表
- 【プロ向け銘柄該当後】
発行体の内容等に関する年1回以上の情報提供/公表
- ※現行の公衆縦覧型の開示規制は免除
→取引所ルールにより、様式・言語・会計基準等について柔軟に定めることが可能に。

プロ向け市場の創設②

自主規制業務の自主規制法人以外への委託



政令・内閣府令
のポイント

委託できる自主規制業務の範囲

- ・上場・上場廃止基準に適合するかどうかの事前調査
- ・発行者の情報開示が開示審査基準に適合するかどうかの事前調査 等

委託に当たって取引所が講ずべき措置

- ・業務を的確、公正に遂行できる者に委託するための措置
- ・発行者に対する独立性を確保するための措置
- ・業務の実施状況の検証、適切な監督を行い、必要な場合には、違約金の徴収、委託の終了等を行うための措置 等

【参考】英国AIMにおける取引対象企業の審査

- ・取引所の指定するアドバイザー(Nomad)が登録審査。
- ・担当のNomadなしでは、取引所への登録・売買不可。Nomadが不在になると売買停止、不在が1ヶ月継続すると登録廃止。

我が国取引所と外国取引所による取引所の共同設立

取引所の大口株主規制

	金商法の枠組み
50%～	取得・保有不可
20%～50%	取得・保有可(認可事項) (取得・保有できる者を政令で指定)
～20%	何人も取得・保有可

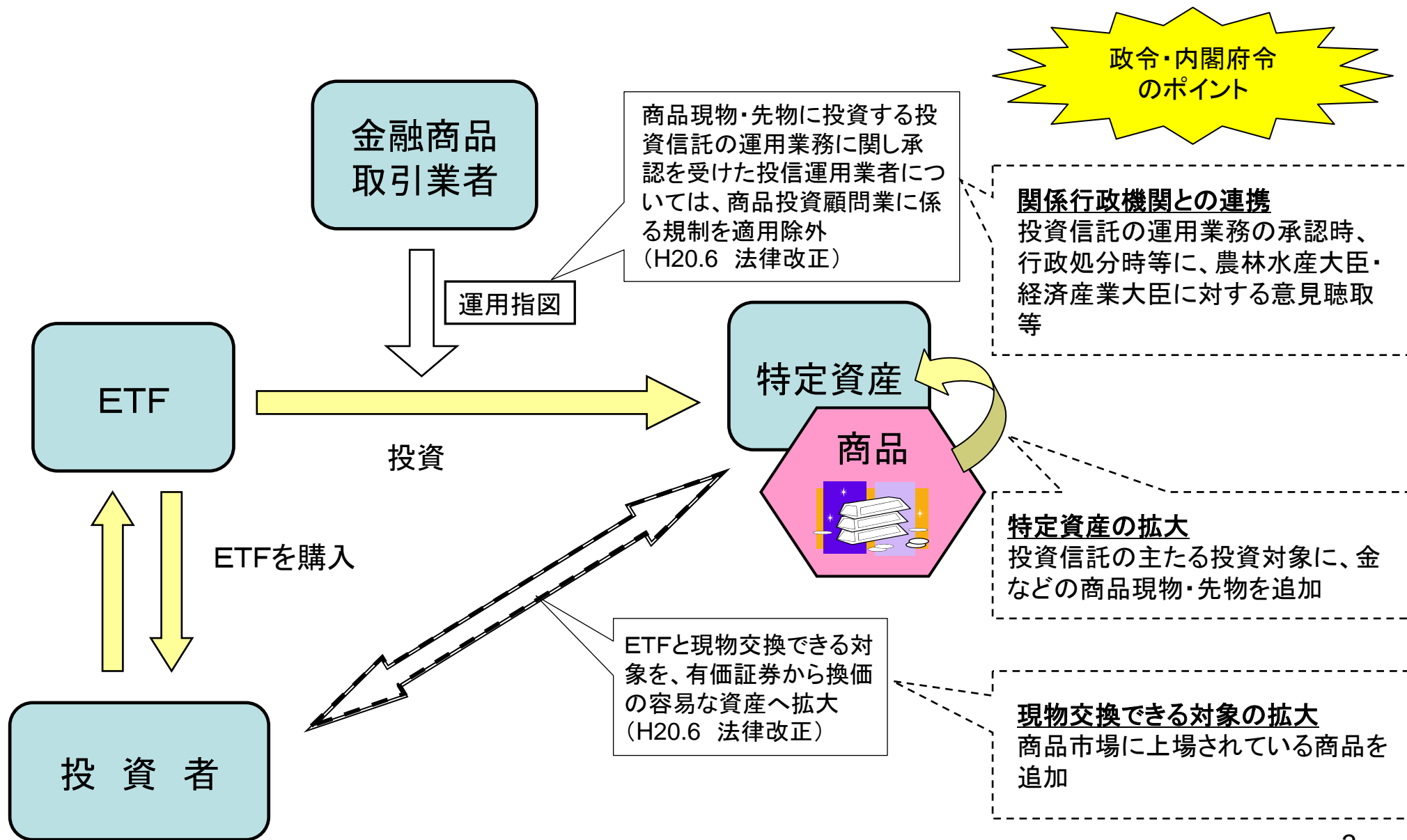
政令・内閣府令
のポイント

要件

- ・議決権の取得・保有対象の取引所が、我が国取引所の子会社であること
- ・母国において取引所の免許等を受けていること
- ・外国取引所の母国と我が国当局が覚書き(MOU)を締結していること

一定の要件を満たす外国取引所を追加指定

ETF(上場投資信託)の多様化

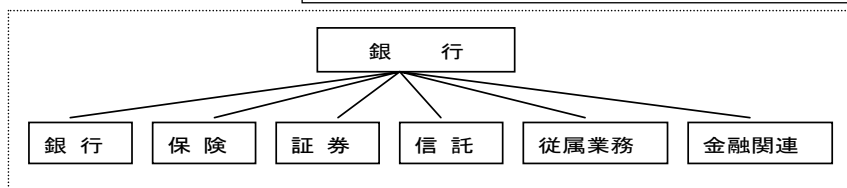


銀行等の業務範囲の拡大①

銀行グループの議決権保有制限の例外措置の拡充

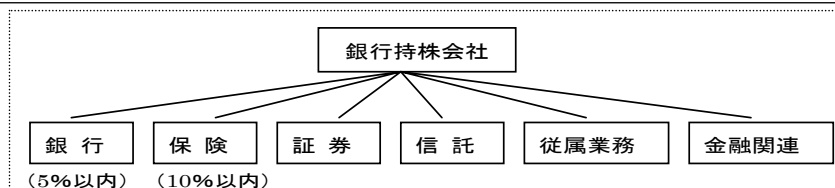
改正前

他業禁止の趣旨や子会社の業務範囲規制の潜脱回避の観点から、一般事業会社の議決権保有を制限。ただし、銀行等の投資専門子会社を通じて保有するベンチャービジネス会社の議決権は例外(保有10年以内)。



⇒銀行とその子会社の合算で5%超の議決権保有を原則禁止

国内の会社
(子会社対象以外の会社)



⇒銀行持株会社とその子会社の合算で15%超の議決権保有を原則禁止

国内の会社
(子会社対象以外の会社)

改正後

議決権保有制限の例外措置の対象として、現行のベンチャービジネス会社に加え、事業再生を行う会社を追加。

銀行グループが、企業の創業期のみならず事業再生の局面においても、デット(負債)に限らず、エクイティ(資本)まで含めた総合的な企業ファイナンスにより一層貢献していくことが可能に。

○ 事業再生を行う会社(「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」として、非上場の株式会社で次の会社を規定。

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律上の「経営革新計画」の承認を受けている会社
- ② 産業活力再生特別措置法上の「事業再構築計画」等の認定を受けている会社
- ③ 民事再生法・会社更生法上の「再生計画」・「更生計画」の認可を受けている会社
- ④ 銀行等が債権放棄、デット・エクイティ・スワップ(DES:債務の株式化)、デット・デット・スワップ(DDS:債務の劣後ローン化)のいずれかを実施することを内容とする合理的な経営改善計画を実施している会社

○ 加えて、現行のベンチャービジネス会社(「新たな事業分野を開拓する会社」)の要件の一つである「設立5年未満」を「設立10年未満」に拡大。

※ 保険会社についても同様の措置

内閣府令
のポイント

銀行等の業務範囲の拡大②

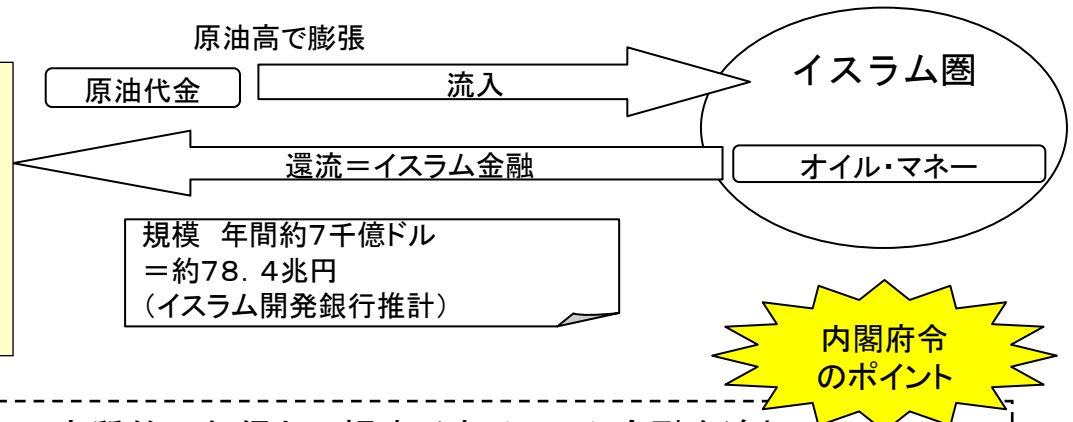
イスラム金融の解禁

シャリア(イスラム法)上、リバー(利子)は禁止

→ 融資の代替として、ムラーバハ(売買形態)^{※1}、イジャアラ(リース形態)^{※2}などが発達。

※1 事業者の必要とする設備をいったん銀行が購入し、事業者に売却。後払いで支払われる購入代金に利子に相当する額を上乗せ。

※2 事業者の必要とする設備を銀行が購入し、その価格及び利子に相当する額を含む使用料を徴収。



銀行・保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲として、実質的に与信と同視すべきイスラム金融を追加。

排出量取引の解禁

気候変動枠組条約(UNFCCC)

1992年6月採択、1994年発効

京都議定書(Kyoto Protocol)

1997年12月採択、2005年2月発効

○ 先進国(EUを含む39か国)に対して、法的拘束力のある温室効果ガス排出量の削減目標を設定。

※ 2008年から2012年までの間の温室効果ガスの総排出量を、1990年時点の排出量を基準に割り当てられた目標分削減。我が国の割当ては▲6%。

○ 目標達成の手段として、「京都メカニズム」を許容。

京都メカニズム

1. 共同実施(JI)

先進国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、先進国であるホスト国(当該プロジェクトが領土内で実施される国)に生じた排出量(ERU^{※1})を投資国(先進国)に移転。

※1 Emission Reduction Unit: 排出削減単位

2. クリーン開発メカニズム(CDM)

先進国の技術や資金の提供を受け、発展途上国が温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、発展途上国であるホスト国に生じた排出量(CER^{※2})をホスト国と投資国(先進国)間で分配。

※2 Certified Emission Reduction: 認証排出削減量

3. 排出量取引

先進国間で排出量(AAU^{※3}、ERU、CER)の取引が可能。

※3 Assigned Amount Unit: 初期割当量(京都議定書に基づき、各国政府に分配される排出量)

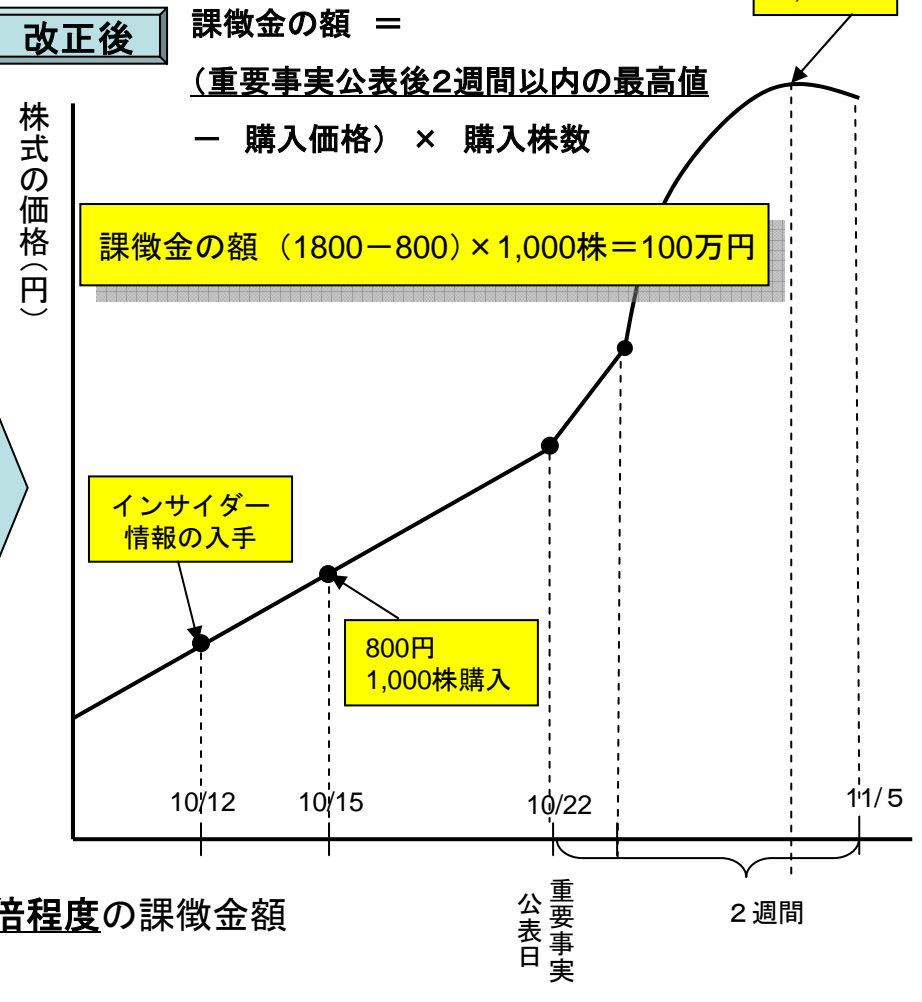
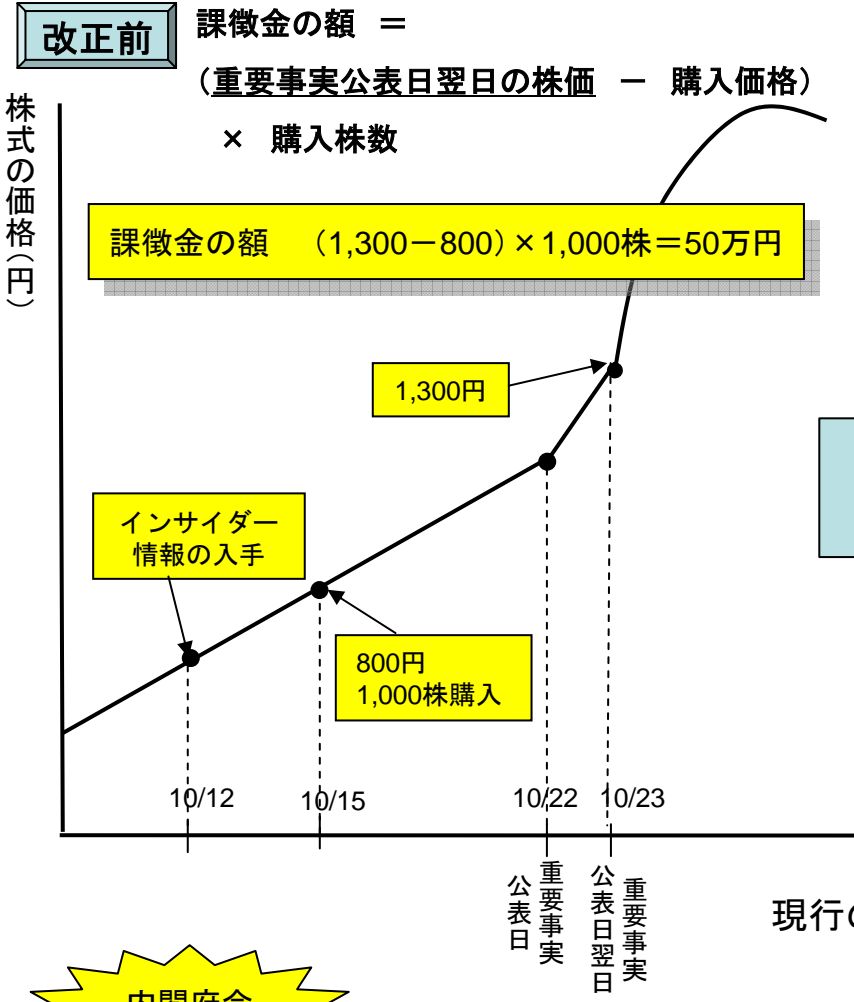
内閣府令
のポイント

現行の子会社・兄弟会社に加え、銀行・保険会社本体に対し、排出量の取得・譲渡等の取引を解禁。

5

インサイダー取引の例

課徴金制度の見直し



現行の2倍程度の課徴金額

内閣府令
のポイント

違反者の子会社、親族等の計算において違反行為を行った場合にも、自己の計算において違反行為を行ったものとして、課徴金の対象とする。

政令・内閣府令 のポイント

その他の主な改正事項

○ インサイダー取引規制の軽微基準の見直し

・上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準(純資産額の減少が30%未満かつ売上高の減少が10%未満)を新設。

○ 課徴金に係る審判手続の見直し

・第1回審判期日前における証拠開示規定を追加(第1回審判の期日前において、違反事実を証する書類の開示を可能に)。

○ EDINETに係る登録届出手続の見直し

・EDINETを使用する開示書類提出者に関する情報の把握のため、3年ごとに登記事項証明書等の提出を義務付け。

○ 信託受益権に係る開示規制の適用範囲の見直し

・勤労者財産形成促進法に基づく信託(財産形成給付金信託及び財産形成基金信託)の受益権を、開示規制の適用除外とする。

○ 書面交付義務の緩和

・引受・募集・売出し・私募の取扱いの場合には、事前に十分な協議が行われることから、発行体・所有者に対する契約締結前交付書面の交付を不要とする。
・公開買付の場合には、厳格な手続が定められていること等から、公開買付者に対する契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の交付を不要とする。

○ 関係外国運用業者発注の適用除外の拡大

・国内の投資運用業者が関係外国運用業者(投資運用業の海外親子会社)からの委託を受けて証券会社へ取引所取引を発注する行為は、第一種金融商品取引業の適用除外とされている。
当該適用除外の範囲について、発注の内容に係る適正な記録を確保しつつ、証券会社を相手方とする取引所外取引や店頭デリバティブ取引、外国取引所取引の発注に拡大する。

○ 外国投資信託、外国投資法人の届出義務の緩和

・適格機関投資家による外国投資信託等(株価指数連動型以外のものを含む)の外国市場における売買に関し、外国投資信託等の届出を不要とする。

**平成20年金融商品取引法改正に係る
政令・内閣府令の概要
(ファイアーウォール規制の見直し関係等)**

**平成21年1月
金融庁総務企画局**

金融商品取引法等の一部を改正する法律
(20年6月6日成立・6月13日公布)

多様な資産運用・
調達機会の提供

- プロ向け市場の創設
【公布後6ヶ月以内に施行】
- ETF(上場投資信託)の多様化
【公布後6ヶ月以内に施行】

多様で質の高い
金融サービスの
提供

○ 証券・銀行・保険会社間の
ファイアーウォール規制の見直し
【公布後1年以内に施行】

○ 利益相反管理体制の構築
【公布後1年以内に施行】

- 銀行・保険会社グループの業務範囲
の拡大
【公布後6ヶ月以内に施行】

公正・透明で
信頼性のある
市場の構築

- 課徴金制度の見直し
(金額水準の引上げ、対象の拡大等)
【公布後6ヶ月以内に施行】

我が国金融・資本市場の競争力強化が課題

政令・内閣府令の主な内容

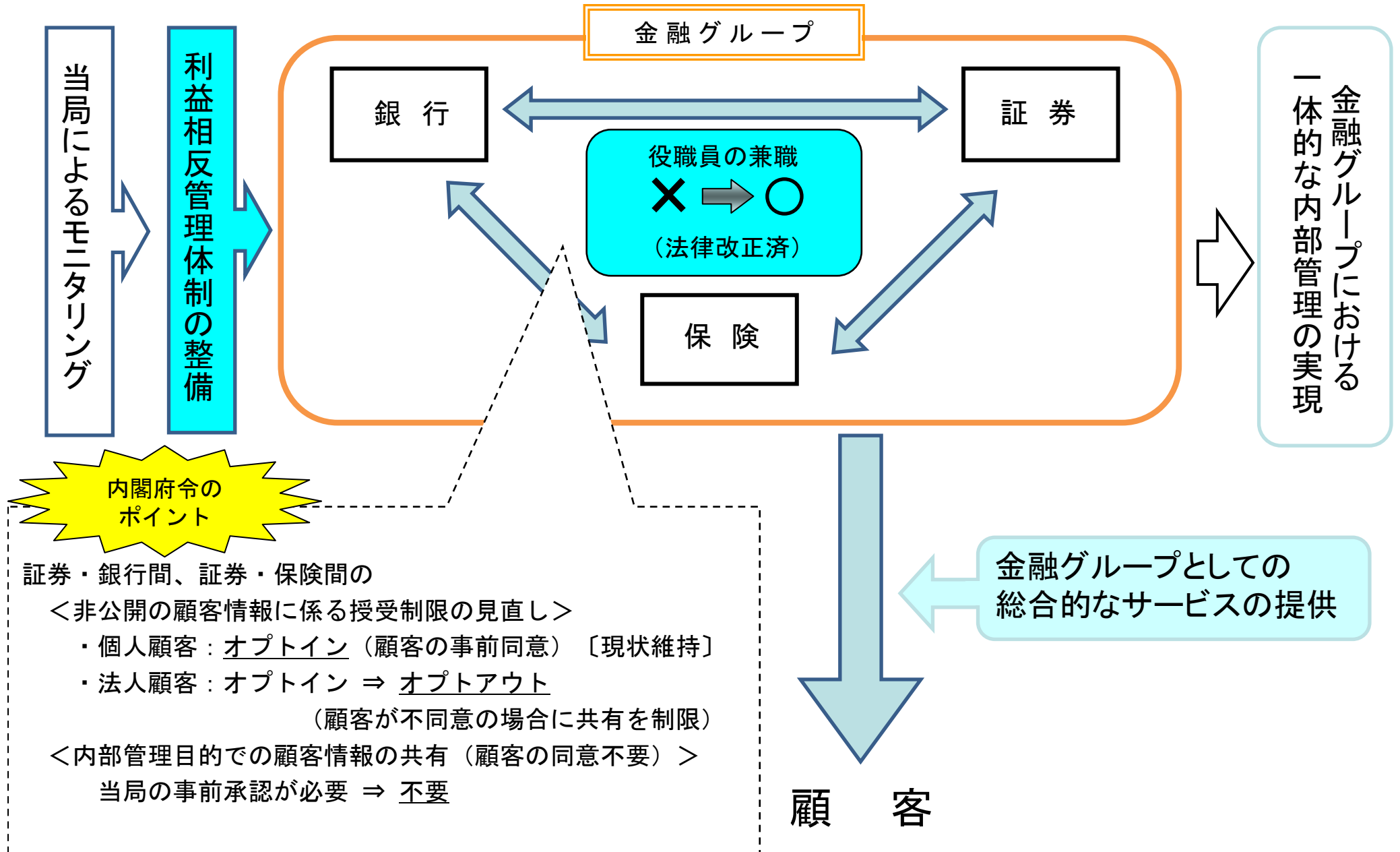
【平成21年6月1日施行】

金融グループにおいて、

- 証券会社・銀行・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃〔法律改正済〕
- 非公開の顧客情報に係る授受制限の見直し
 - ・個人顧客: オプトイン(顧客の事前同意)[現状維持]
 - ・法人顧客: オプトイン ⇒ オプトアウト
(顧客が不同意の場合に共有を制限)
 - ・内部管理目的での顧客情報の共有(顧客の同意不要)
当局の事前承認が必要 ⇒ 不要
- 利益相反管理体制の構築
 - ・利益相反管理体制構築の具体的内容を規定
〔グループ内で利益相反のおそれがある取引を特定
→部門間の情報障壁、取引方法の変更等の対応〕

(注)公布後6ヶ月以内施行分については、平成20年12月12日に施行済。

証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し

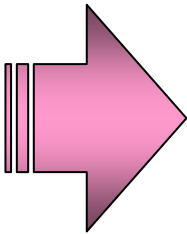


利益相反管理体制の構築

証券会社・銀行・保険会社等に対し、自社又はグループ会社による取引に伴って顧客の利益が不当に害されることがないように、適正な情報の管理と適切な内部管理体制を整備するよう義務付け（H20.6法律改正）

政令・内閣府令
のポイント

グループ内における
利益相反の特定



利益相反の管理

利益相反管理体制構築の具体的内容を規定

- 部門間の情報隔壁
(チャイニーズウォールの構築)
- 利益相反が生じないように取引の内容・方法を変更
- 一方の取引を中止
- 利益相反の事実を顧客に開示

利益相反管理方針の策定・概要の公表、記録の保持

その他の主な改正事項

内閣府令 のポイント

○ 銀行等の優越的地位の濫用の禁止

証券会社・保険会社に対し、グループ銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して取引を行うことを禁止。

(注)銀行に対しては、既に銀行法により、銀行の取引上の優越的地位を不当に利用してグループ会社取引を行わせることを禁止。

○ 主幹事引受制限の緩和

証券会社が、グループ法人の発行する有価証券の引受主幹事会社となることは原則禁止されているところ、以下の要件を満たす他の引受証券会社が、株券の発行価格の決定プロセスに関与している場合を、当該禁止の例外として追加。

- －引受幹事会社として登録されていること
- －引受業務につき十分な経験を有すること
- －資本・人的関係において独立性を有すること

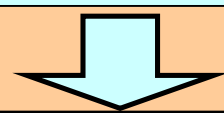
その場合には、発行者と引受人の関係及び発行価格決定方法・手続の内容等について開示を義務付け。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

グローバルな金融市場の混乱への対応の必要性

利用者が安心して取引できる環境整備の必要性

我が国金融・資本市場の機能強化の必要性



信頼と活力のある金融・資本市場の構築が課題

市場の公正性・透明性の確保

○信用格付業者に対する規制の導入

➢登録制の導入

- ・体制整備された信用格付業者を登録
- ・金融商品取引業者等が無登録業者による格付を利用して勧誘を行うことを制限（無登録である旨、格付の前提・限界等の説明義務）

➢登録を受けた信用格付業者について、

- ①誠実義務
- ②体制整備義務
 - －利益相反防止、
 - －格付プロセスの公正性確保 等
- ③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止 等
- ④情報開示義務
 - －格付方針等の作成及び公表、
 - －説明書類の公衆縦覧 等

➢登録を受けた信用格付業者に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令 等

利用者保護の充実

○金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設

→金融商品取引法及びその他の金融関連法において共通の枠組みを横断的に整備

➢苦情処理・紛争解決手続を実施する機関の指定（指定紛争解決機関）

➢金融機関は、以下の内容を含む契約を指定紛争解決機関と締結

- ①苦情処理・紛争解決手続の応諾
- ②事情説明・資料提出
- ③手続実施者の解決案の尊重

※指定紛争解決機関がない場合には、金融機関が苦情等処理・紛争解決の取組みを実施

➢指定紛争解決機関に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等

○特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

➢プロからアマへの移行の効果（現行は1年）を、顧客の申し出があるまで有効に 等

○有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入

➢金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に

公正で利便性の高い市場基盤の整備

○金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

➢金融商品取引所による商品市場の開設や、商品取引所による金融商品市場の開設を可能とするための枠組みの整備（本体・子会社形態・持株会社形態での参入容認）

○社債等の発行登録制度の見直し

➢発行登録書の記載事項として「発行予定額」に代えて「発行残高の上限」の選択を可能に

○「有価証券の売出し」定義の見直し

➢有価証券の性質（主要国の国債、主要海外市場の上場有価証券、その他）や投資家の属性（適格機関投資家のみ、多数の一般投資家）に応じ、

- ①法定開示
- ②簡易な情報提供
- ③開示免除等

とする3種類の開示規制を整備

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

<背景>

グローバルな金融市場の混乱への対応

利用者が安心して取引できる環境整備

我が国金融・資本市場の機能強化

⇒信頼と活力ある金融・資本市場の構築

I 市場の公正性・透明性の確保

・ 信用格付業者に対する公的規制の導入

➤ 信用格付業者に対する登録制の導入

○信用格付業を公正かつ的確に遂行するための体制が整備された格付会社を登録

➤ 信用格付業者に対する規制・監督

○登録を受けた信用格付業者に対し以下を義務付け

- ・ 誠実義務
- ・ 格付方針等の公表、説明書類の公衆縦覧の情報開示義務
- ・ 利益相反防止、格付プロセスの公正性確保等の体制整備義務
- ・ 格付対象の証券を保有している場合等の格付の提供の禁止

○登録を受けた信用格付業者に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等の監督規定を整備

➤ 無登録業者による格付を利用した勧誘の制限

○金融商品取引業者等が、無登録業者による格付である旨等を説明することなく無登録業者による格付を提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘を行うことを制限

II 利用者保護の充実

1. 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設

※金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において共通の枠組みを横断的に整備

➤ 紛争解決機関の指定

○紛争解決等業務を行う機関（紛争解決機関）を、申請により、以下の要件に基づき主務大臣が指定することができる（指定にあたって法務大臣に協議）

- ・ 紛争解決等業務を的確に実施できる経理的・技術的な基礎を有すること
- ・ 役職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼさないこと
- ・ 業務規程について一定割合以上の金融機関が異議を述べていないこと 等

※業態ごとに紛争解決機関を指定。指定紛争解決機関は業態で一つに限られず、また、複数の業態で指定を受け、業態横断的な指定紛争解決機関となることも可能

○苦情処理・紛争解決の手続に関する諸規定を整備

- ・ 業務規程において紛争解決等業務に関する手続等を規定
- ・ 紛争解決手続は弁護士等からなる紛争解決委員が実施

- ・紛争解決手続に時効の中断及び訴訟手続の中止の法的効果を付与
- 指定紛争解決機関の利用
 - 指定紛争解決機関がある業態においては、金融機関に対し、一の指定紛争解決機関と以下の内容を含む契約の締結を義務付け
 - ・苦情処理・紛争解決手続の応諾
 - ・手続における事情説明・資料提出
 - ・紛争解決委員の提示する和解案（特別調停案）の尊重
 - 指定紛争解決機関がない場合には、金融機関が苦情処理・紛争解決の取組みを実施
- 指定紛争解決機関に対する監督規定の整備
 - 指定紛争解決機関に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等（業務改善命令等にあたって法務大臣に協議）の監督規定を整備

2. 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

- プロからアマへの移行の効果（現行は1年）を、顧客の申出があるまで有効に
- アマからプロへの移行の効果は、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻ることを可能に

3. 有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入

- 有価証券店頭デリバティブ取引について、金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に

Ⅲ 公正で利便性の高い市場基盤の整備

1. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

- 金融商品取引所による商品市場の開設
 - 株式会社金融商品取引所が、認可を受けて商品市場を開設できることを明確化（株式会社商品取引所も金融商品取引所の免許を受けて金融商品市場を開設可能）
- 金融商品取引所と商品取引所のグループ化
 - 金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社が、認可を受けて商品取引所を子会社とできることを明確化
 - 商品取引所及び商品取引所持株会社が、（商品取引所法による認可を受けて）金融商品取引所を子会社とすることを可能に
- 金融商品取引清算機関による商品取引債務引受業の実施
 - 金融商品取引清算機関が、承認を受けて商品取引債務引受業（商品取引のクリアリング業務）を行うことができることを明確化

2. 開示制度の見直し

- 社債等の発行登録制度の見直し
 - 発行登録書の記載事項として、「発行予定額」に代えて「発行残高の上限」

の記載を容認

➤ 「有価証券の売出し」定義の見直し

- 既発行有価証券の売付け勧誘等について、有価証券の性質（主要国の国債、主要海外取引所の上場有価証券、その他）及び投資者の属性（適格機関投資家のみ、多数の一般投資者）に応じ、法定開示、簡易な情報提供、開示免除等とする3種類の開示規制を整備

IV 施行日

以下を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

- ①金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ（商品取引所法の改正と合わせて施行するもの）
 - ・・・上記施行日と改正商品取引所法の施行日のいずれか遅い日から施行
- ②信用格付業者に対する公的規制の導入（無登録業者による格付を利用した勧誘の制限に係る規定）及び金融ADR制度の創設（金融機関による指定紛争解決機関の利用に係る規定）
 - ・・・公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日から施行

金融商品取引法改正に係る説明資料

金 融 庁

格付会社に対する公的規制の導入

信用格付業者に対する規制・監督

【規制の目的】

- ① 格付対象商品の発行者等からの格付会社の**独立性確保・利益相反回避**
- ② **格付プロセスの品質と公正性の確保**
- ③ 投資者等の市場参加者に対する**透明性の確保**

【規制の概要】

- 誠実義務** 独立した立場において、公正かつ誠実にその業務を遂行すること
- 情報開示**
 - ▶ 適時の情報開示・・・格付方針等(格付付与・提供の方針等)の公表
 - ▶ 定期的な情報開示・・・説明書類の公衆縦覧
- 体制整備** 格付プロセスの品質管理・公正性確保、利益相反防止 等
- 禁止行為** 格付対象商品の発行者等と一定の密接な関係を有している場合の格付付与の禁止 等

※検査・監督等

事業報告書の提出、報告徴取・立入検査、業務改善命令 等

IOSCO (証券監督者国際機構) の基本行動規範

1. **格付プロセスの品質管理・公正性確保**
 - ・ 格付プロセスの品質
 - ・ モニタリングと更新
 - ・ 格付プロセスの公正性
2. **独立性と利益相反の回避**
 - ・ 手続と方針
 - ・ アナリスト・従業員の独立性
3. **一般投資家・発行体への責任**
 - ・ 格付開示の透明性・適時性
 - ・ 秘密情報の取扱い
4. **行動規範の開示と市場参加者への情報提供**

整合性の確保

金融商品取引業者等の説明義務
(金融商品取引契約の締結の勧誘時)

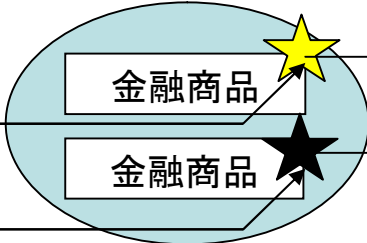
※金融商品取引業者等が

- ① 無登録業者による格付であること、
- ② 格付の意義・限界等を説明することなく格付を提供することを制限

体制が整備された格付会社を登録
(→信用格付業者)

格付会社

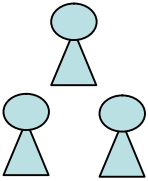
(無登録)



登録業者の格付

無登録業者の格付

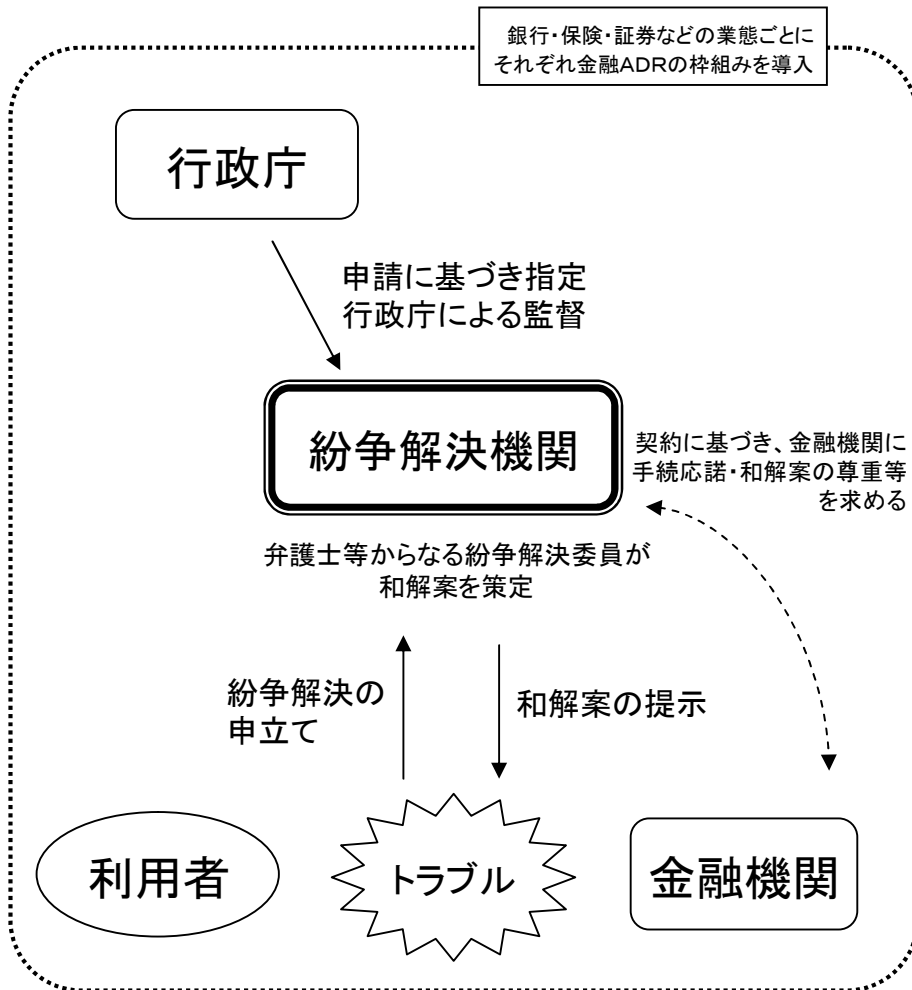
説明義務あり



投資者

新たな金融ADR制度のイメージ

◆ 金融ADR制度のイメージ



(注) 紛争解決機関が指定されない段階では、金融機関に苦情
処理・紛争解決への取組みを求め、利用者保護の充実を図る。

◆ 金融ADR制度の趣旨

- 紛争解決機関を行政庁が指定・監督し、その中立性・公正性を確保。
- 金融機関に手続応諾・結果尊重を求め、紛争解決の実効性を確保。
- 金融商品・サービスに関する専門性を確保。



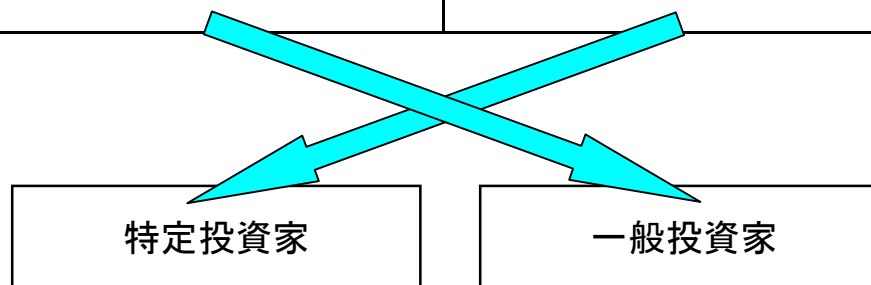
- 法的枠組みの下、利用者の納得感のあるトラブル解決
- 金融商品・サービスへの利用者の信頼性の向上

◆ 金融ADR制度の導入を予定する金融関連業法・金融機関

対象法律	対象金融機関
銀行法	銀行
保険業法	生命保険会社、損害保険会社等
金融商品取引法	金融商品取引業者等
貸金業法	貸金業者
信託業法	信託会社等
信用金庫法	信用金庫
その他	労働金庫、信用協同組合、農業協同組合等

特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

特定投資家		一般投資家	
①一般投資家へ移行不可	②一般投資家へ移行可能	③特定投資家へ移行可能	④特定投資家へ移行不可
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格機関投資家 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関（銀行、証券会社等） ○ 法人（有価証券残高 10 億円以上で、届出を行ったもの） など ・ 国 ・ 日本銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体 ・ 政府系機関 ・ 上場会社 ・ 資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②以外の法人 ・ 一定要件を満たす個人 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融商品取引業者と 1 年以上の取引経験があり、 ・ 純資産額 3 億円以上 ・ 投資性のある金融資産 3 億円以上 と見込まれる個人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③以外の個人



【現行】移行の効果は 1 年のみ

↓

【見直し案】

- ・ プロからアマへの移行については、顧客の申し出があるまで有効に
- ・ アマからプロへの移行については、引き続き 1 年とするが、それ以前でも申し出によりアマに戻ることを可能に。

有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入

- 従来、有価証券店頭デリバティブ取引については、主として金融機関の間で行われる取引であったこと等を踏まえ、顧客の証拠金に係る分別管理義務が課されていない。
- 最近、有価証券店頭デリバティブ取引の中には、証券CFD取引（差金決済取引）等、個人の顧客を相手とする取引も見られるように。

（注）証券CFD取引（Contract for Difference）とは、少額の証拠金の預託を受け、有価証券や有価証券指数を対象資産として、差金決済により行う取引。

⇒ 金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に。

		有価証券取引（現物）	有価証券関連デリバティブ取引
分別管理 義務	取引所	○	○
	店頭	○	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> × → ○ </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">原則</p>

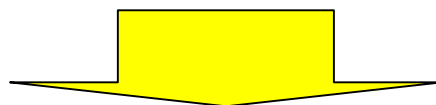
金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

○ 現状

- 金融商品取引所は金融商品取引法、商品取引所は商品取引所法に基づき規制。取引所間の相互参入は行えない

➡ 取引所の経営基盤の強化、利用者の利便性の向上等の観点から、金融商品取引所と商品取引所の相互参入を認めるべきであるとの指摘

※諸外国においては、取引所間の連携等により、同一の取引所グループにおいて金融商品と商品の双方を取扱うなど経営基盤強化の動き



○ 見直し案の概要

- 金融商品取引所による商品市場の開設や、商品取引所による金融商品市場の開設を可能に（本体・子会社形態・持株会社形態での参入を容認）
- 相互乗入れにあたっては、両法の許認可等の枠組みにより、公正かつ適正な市場運営を確保

社債等の発行登録制度の見直し

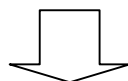
○発行登録制度

⇒ 有価証券届出書の提出に代えて、発行する有価証券の種類、**発行予定額**、発行予定期間（1年間又は2年間）等を記載した発行登録書を提出し、発行時に簡易な発行登録追補書類を提出する制度

- 【メリット】
- 発行予定期間中は常時、有価証券の発行勧誘が可能
 - 簡易な発行登録追補書類を提出すれば、直ちに売付けが可能（発行登録制度を利用しない場合には、有価証券届出書提出後、売付けが可能となるまでに原則15日の待機期間が必要）

○見直し案の概要

発行登録書の記載事項として、**発行予定額**に代えて、**発行残高の上限**の記載を可能に



市場の状況に合わせた、より機動的な資金調達が可能に

【発行残高方式と発行総額方式との比較(例)】

有価証券の発行・償還		発行可能額	
		発行残高 方式(新設)	発行総額 方式(現行)
①	1億円の発行登録	1億円	1億円
②	1000万円の発行	9000万円	9000万円
③	1000万円の償還	<u>1億円</u>	<u>9000万円</u>

競争力強化の必要性

- 少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、
 - 我が国金融・資本市場において家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供すること
 - 内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくこと、が求められている
- 国際的な市場間競争が一層激化する中、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題
- 金融サービス業が高い付加価値を生み出す産業として日本経済に貢献することも期待

「市場強化プラン」の柱

I. 金融・資本市場の信頼と活力

→公正性・透明性を確保しつつ多様性・利便性を高める市場インフラを整備

II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境

→多様で質の高いサービスの提供を可能とする、時代のニーズにマッチした競争環境を整備

III. より良い規制環境(ベター・レギュレーション)

→監督当局の行政手法の改善により、規制の実効性・効率性・透明性を向上

IV. 市場をめぐる周辺環境

→専門性の高い人材の確保、都市インフラの充実

I. 金融・資本市場の信頼と活力

＜多様な資金運用・調達機会の提供の促進＞

≫ 取引所における取扱商品の多様化

- ・ ETF(上場投資信託)の多様化

【関連法案を早急に提出。20年上半期を目途に関連政府令等を改正】

→ 簡便かつ効果的な分散投資を可能とするETFの多様化によって、株式・債券や金融デリバティブから商品デリバティブまで幅広い投資を可能に

- ・ 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

【20年中を目途に検討を進め、その後、すみやかな実現を図る】

→ 取引所間のグループ化等を可能とし、株式・債券や金融デリバティブから商品デリバティブまで総合的で幅広い品揃えを可能に

≫ プロ向け市場の枠組みの整備【関連法案を早急に提出】

≫ 「貯蓄から投資へ」の流れを強化するための証券税制

＜市場の公正性・透明性の確保＞

≫ 金融商品取引法上の課徴金制度の見直し【関連法案を早急に提出】

→ 違法行為抑止の実効性の一層の確保に向けた、対象範囲・金額水準等の見直し

≫ 証券取引等監視委員会等の市場監視部門の体制強化

II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境

≫ 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し

【関連法案を早急に提出】

- ・ 役職員の兼職規制の撤廃、銀行・証券間の非公開情報の授受の制限の緩和

≫ 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大【関連法案を早急に提出】

- ・ 商品取引、イスラム金融、排出権取引、企業再生等のための株式保有

≫ 銀行・証券・保険における利益相反管理態勢の整備

【関連法案を早急に提出】

≫ 海外ファンドマネージャー誘致のためのPEリスクの排除

III. より良い規制環境(ベター・レギュレーション)

≫ 対話の充実とプリンシプルの共有

(→ 事業者や関係諸団体との双方向の対話の充実)

≫ 規制・監督の透明性・予見可能性の向上

(→ 金融関係法令等の英訳の推進、課徴金事例集の作成等)

≫ 海外当局との連携強化

≫ 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

(→ 体制整備や検査での対応等)

≫ 職員の資質向上

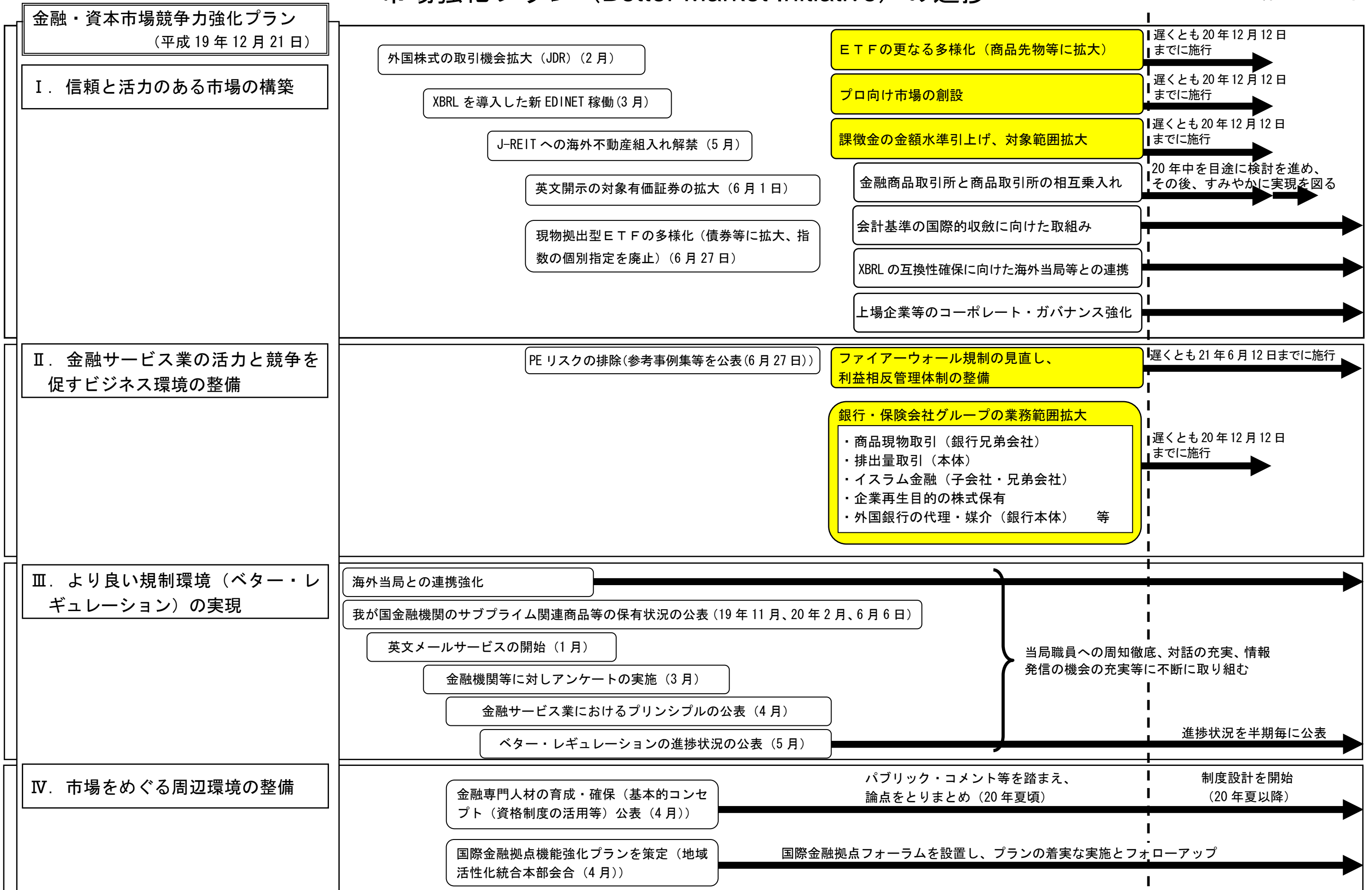
IV. 市場をめぐる周辺環境

≫ 国際的に通用する金融・法務・会計等の専門人材の育成・集積

- ・ 高度かつ実践的な金融教育の充実
- ・ 公認会計士試験の改善【22年までに試験の実施方法を改善】
- ・ 金融専門人材の育成【20年に具体的な制度設計の検討を開始】

≫ 国際金融センターとしての都市機能の向上

市場強化プラン（Better Market Initiative）の進捗



(注) 網掛けされた項目は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(20年6月13日公布)に盛り込まれているもの。

「内部統制報告制度に関するQ&A」(平成21年4月追加Q&A)について

最初に内部統制報告書を提出することになる3月決算企業の内部統制報告書の作成に向け、「内部統制報告制度に関するQ&A」に新たな質問・回答(24問)を追加公表することにより、基準等制度の内容の一層の明確化に努める。

「追加Q&A」のポイント

- 「重要な欠陥」の判断(問68~70、75、77)
「重要な欠陥」に該当するかどうかの判断の参考となるよう、以下の項目に係るQ&Aを追加
 - ・ 財務諸表監査による指摘(問68)
 - ・ 財務諸表のドラフト(問69)
 - ・ 決算短信(問70)
 - ・ 売掛金の残高確認(問75)
 - ・ 重要な欠陥の判断指針(問77)

- 子会社の売却・業績悪化等により重要な事業拠点の選定指標が一定の割合に達しない等の場合の取扱い(問73、74)
評価範囲を決定する当初の計画段階で、適切に評価範囲を決定しているのであれば、子会社の売却・業績悪化等により重要な事業拠点の選定指標が一定の割合に達しない場合でも、原則として、改めて評価範囲を見直す必要はない。

- 内部統制報告書の記載内容(問101~107)
内部統制報告書の記載内容を例示

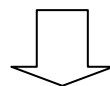
内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応

本年4月からの制度の円滑な導入に向け、適正なディスクロージャーを確保するという制度の実効性を確保しつつ、効率的・効果的な制度の実施を図る。

○ 準備状況の的確な把握

■ 準備状況のヒアリング

→ 会社・監査人に対し、ヒアリング等を行い、準備段階における疑問点や問題点を把握



○ 基準等の内容の一層の明確化

■ 追加Q&Aの公表

→ ヒアリングの結果等を踏まえ、「内部統制報告制度Q&A」を追加公表

■ 相談・照会窓口の設置

→ 日本経団連、日本公認会計士協会、金融庁の間で共同の相談・照会窓口を設置し、会社や監査人からの相談・照会に対応

■ 制度導入後のレビュー

→ 制度導入後、適時にレビューを行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、評価・監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討(金融・資本市場競争力強化プラン)

○ 指導中心の対応

→ 内部統制報告制度の導入にあたっては、過度に保守的な対応にならないよう、制度の円滑な実施を図るという観点から指導中心の行政対応

平成21年4月28日
金融庁

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について

金融庁では、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等を取りまとめましたので、公表します。

1. 本件は、外国為替証拠金(FX)取引について、利用者保護の充実に図るため、以下の措置を講じるものです。
 - ① FX取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化
 - ② 金融商品取引業者にFX取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付け

具体的な内容等については下記を御参照ください。

- ・ 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」(別紙1)
- ・ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」(別紙2)
- ・ 「顧客区分管理信託について保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関等を指定する件を定める告示案」(別紙3)
- ・ 規制の事前評価書(別紙4)

2. 本件について御意見がありましたら、平成21年5月29日(金)17:00(必着)までに、氏名又は名称、住所、所属及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

いただいた御意見につきましては、氏名又は名称を含めて公表させていただく場合があるほか、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。](#)

3. 現在、金融庁では上記の措置に加え、FX取引について店頭取引・取引所取引共通の証拠金規制を導入する方向で内閣府令で早急に手当てすることを検討しているところであり、細目がまとまり次第、内閣府令の改正案について、パブリックコメントに付す予定です(本件については、今回のパブリックコメントの対象ではありません。)

御意見の送付先

金融庁総務企画局市場課、監督局証券課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

（別紙1、別紙2、別紙4について）ファックス：03-3506-6251（総務企画局市場課）

（別紙3について）ファックス：03-3506-6117（監督局証券課）

URL：http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000（代表）

（別紙1、別紙2、別紙4について）総務企画局市場課（内線：2644）

（別紙3について）監督局証券課（内線：3722）

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について

金融庁では、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第二十七号及び第二十八号に規定する額を指定する件を定める告示(案)」を取りまとめましたので、公表します。

1. 外国為替証拠金取引(FX取引)については、最近、内外の金利差が縮小してきていること等から、店頭取引・取引所取引ともに、高レバレッジ化が進展してきています。

高レバレッジのFX取引については、

- ① 顧客保護(ロスカットルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ)
- ② 業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ)
- ③ 過当投機

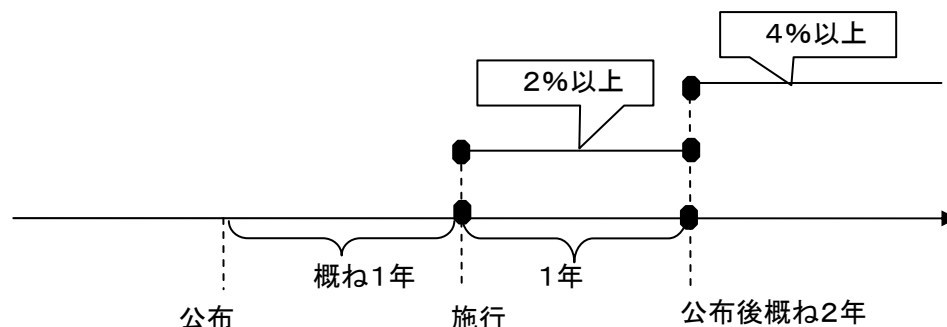
の観点から問題があると考えています。

また、4月24日(金)に、証券取引等監視委員会から、金融庁に対し、証拠金規制に関し、「為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける」べき旨の建議がなされたところです。

(参考) 4月24日(金)証券取引等監視委員会建議

「いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。したがって、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。」

2. 以上を踏まえ、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金(FX)取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止するものです(準備期間等を考慮し、公布から概ね1年後に施行する予定。ただし、公布から概ね2年後までは2%以上とする経過措置を講じることとします。)



具体的な内容等については下記を御参照ください。

- ・ 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」(別紙1)

- ・「金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第二十六号の二に規定する額を指定する件を定める告示（案）」（別紙2）
- ・規制の事前評価書（別紙3）

3. この案について御意見がありましたら、平成21年6月29日（月）17:00（必着）までに、氏名又は名称、住所、所属及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

いただいた御意見につきましては、氏名又は名称を含めて公表させていただく場合があるほか、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。](#)

御意見の送付先

金融庁総務企画局市場課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6251（総務企画局市場課）

URL：http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課（内線：3628）

平成 20 年 10 月 13 日
金融庁

自己株取得に係る市場規制の緩和について

1. 上場企業による自己株取得については、相場操縦防止の観点から、内閣府令により、以下の 4 つの規制が設けられている。
 - ① 1 日の買付数量の上限：直近 4 週間の 1 日当たり平均売買高の 25%
 - ② 買付時間：取引終了時刻の直前 30 分は禁止
 - ③ 買付価格：直近の売買価格を上回らない価格
 - ④ 証券会社数：1 日 1 社の証券会社のみを通じた買付け

 2. 現下の我が国株式市場の状況にかんがみ、上場企業による自己株取得を円滑に行うことができるよう、これらのうち、1 日の買付数量の上限及び買付時間に係る規制について、時限的に（年内）緩和することとする。このため、内閣府令（「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令」）を制定することとし、明日（14 日）、公布・施行の予定である。

 3. 内閣府令の具体的内容は以下のとおりである。
 - (1) 1 日の買付数量の上限
直近 4 週間の 1 日平均売買高の 25% を上限として自己株券の買付けを行うこととされているが、これを 100% に引き上げることとする。

 - (2) 買付時間
金融商品取引所の取引終了時刻の直前 30 分間以外の時間に自己株券の買付けを行うこととされているが、これを適用しないこととする。
- (注) 平成 20 年 10 月 14 日から施行。適用期間は平成 20 年 12 月 31 日までとする。

お問い合わせ先
金融庁 Tel:03-3506-6000（代表）
総務企画局市場課
（内線 3628）

平成 20 年 10 月 14 日
金融庁

取引所による空売り情報開示の拡充について

1. 我が国においては、従来から、全上場株式について、
 - ① 明示・確認義務として、売付けが空売りであるか否かの別の明示・確認を取引者等に義務付ける
 - ② 価格規制として、原則、金融商品取引所が公表した直近の価格以下の価格での空売りを禁止する
 といった空売り規制が設けられており、現在も継続している。
2. また、金融庁としては、すでに、証券取引等監視委員会や取引所と連携して、空売り規制の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視の徹底を表明している。
3. さらに今後、市場の透明性を確保し、市場監視にも資する観点から、現在、取引所が行っている空売りに係る情報開示の内容が、以下の方向で充実されるよう、各取引所に要請した。

<u>現在</u>	→	<u>今後</u>
全銘柄合計の 空売りの売買代金（月次）		全銘柄合計及び業種（33 分類） 別の空売りの売買代金（日次）

お問い合わせ先
金融庁 Tel:03-3506-6000（代表）
総務企画局市場課
（内線 3628）

平成 20 年 10 月 27 日
金融庁

空売り規制の強化について

1. 我が国における上場株式に係る空売り規制については、これまで以下の措置が講じられている。
 - (1) 原則直前の価格以下での空売りを禁止した価格規制
 - (2) 売付けが空売りであるか否かの別の明示・確認を取引者等に義務付ける明示・確認義務
 - (3) 各取引所における、全銘柄合計及び業種別の空売り状況の日次公表（10 月 14 日以降、順次公表）[\[10 月 14 日付報道発表\]](#)

2. さらに今般、追加的に以下の措置を講じることとし、直ちに関係政令等の整備を行う。なお、今回の措置は、当面、年度内の時限的な措置とする。
 - (1) 売付けの際に株の手当てがなされていない空売り（Naked Short Selling）の禁止。
（11 月 4 日（火）から実施予定。）
※前倒しで、10 月 30 日（木）から実施。

 - (2) 一定規模（発行済株式総数の原則 0.25%）以上の空売りポジションの保有者に対する、証券会社を通じた取引所への報告の義務付け。取引所による当該情報の公表。
（11 月中旬を目途に実施予定。）
※前倒しで、11 月 7 日（金）から実施。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局市場課
(内線 3628)

平成 21 年 3 月 31 日
 金融庁

空売り規制・自己株式取得に係る年度内時限措置の延長に関する内閣府令・告示の
 公布について

1. 我が国における上場株式に係る空売り規制については、これまで以下の措置が講
 じられています。

- ・ 原則直前の価格以下での空売りを禁止した価格規制
- ・ 売付けが空売りであるか否かの別の明示・確認を取引者等に義務付ける明示・
 確認義務
- ・ 各取引所における、全銘柄合計及び業種別の空売り状況の日次公表（昨年 10
 月 14 日以降、順次公表）[10 月 14 日付報道発表]

これに加えて、昨年 10 月 30 日以降、当面、年度内の時限的な措置として、以下
 の措置を講じているところです。[10 月 28 日付報道発表、10 月 29 日付報道発表、
 10 月 31 日付報道発表]

(1) 売付けの際に株の手当てがなされていない空売り（Naked Short Selling）の
 禁止。

(2) 一定規模（発行済株式総数の原則 0.25%）以上の空売りポジションの保有者に
 対する、証券会社を通じた取引所への報告の義務付け。取引所による当該情報の
 公表。

2. また、上場企業の自己株式取得については、現下の我が国株式市場の状況にかん
 がみ、平成 20 年 10 月 14 日から本年 3 月 31 日までの時限的な措置として、以下の
 とおり規制を緩和しているところです。（10 月 13 日付報道発表、10 月 14 日付報道
 発表、12 月 16 日付報道発表、12 月 26 日付報道発表）

(1) 1 日の買付数量の上限

直近 4 週間の 1 日平均売買高の 25% を上限として自己株券の買付けを行うこ
 ととされているが、これを 100% に引き上げることとする。

(2) 買付時間

金融商品取引所の取引終了時刻の直前 30 分間以外の時間に自己株券の買付け
 を行うこととされているが、これを適用しないこととする。

3. 上記 1 (1)、(2)、2 (1)、(2) の措置は、適用期間が平成 21 年 3 月 31 日までとさ
 れているところ、本年 7 月 31 日まで行うための内閣府令・告示が本日公布されま
 した。

※ 平成 21 年 4 月 1 日から施行、適用期間は平成 21 年 7 月 31 日まで。

なお、本件の内閣府令は、行政手続法第 39 条第 4 項第 1 号で定める「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、手続きを実施することが困難であるとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課

（内線：3628、2638）

（別紙 1）「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令」
（PDF：KB）

（別紙 2）「金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券を定める件」（PDF：KB）

（別紙 3）「金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券を定める件」（PDF：KB）

コンバージェンスと同等性評価

EU の同等性評価活動 →

EU指令採択 →(03年, 04年)

欧州証券規制当局委員会
による「技術的助言」 →(05年7月)

日-欧州委モニタリング会合開始 →(06年11月)

欧州委、日本基準の同等性を決定 →(08年12月)

← 日本のコンバージェンス活動

(05年1月)← ASBJ(企業会計基準委員会)とIASB(国際会計基準審議会)が、コンバージェンスプログラム開始

(06年7月)← 企業会計審議会の意見書「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」

(06年10月)← ASBJが工程表を公表

(07年8月)← 東京合意

(07年12月)← ASBJが、東京合意に基づいた新たな工程表を公表

(08年12月)← ASBJが短期コンバージェンス完了

東京合意 -> ASBJは、グローバルな基準設定プロセスに統合化。

- 2005年に、欧州証券規制当局委員会が助言を行った事項については、主要な差異を解消するか、同様の基準を作成する。
- 他の事項の解決のため、2011年6月30日を目標期日とする。
- 国際的基準設定に日本のより大きな貢献を提供するため、協力を強化する。

G20首脳会合 会計基準に関する声明(会計基準関連)

2008年11月 ワシントン・サミット

「改革のための原則を実行するための行動計画」(概要)

透明性及び説明責任の強化

○ 2009年3月31日までの行動計画

- 金融機関の複雑な金融商品の義務的開示を強化する。
- 市場の混乱時における、証券の価格評価のガイダンスを強化する。
- 非連結特別目的会社のための会計及び開示の基準に関する脆弱性に対処する。
- 国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化する。

○ 中期的措置

- 世界の主要な会計基準設定主体は、単一の、質の高い国際基準を創設する。

2008年4月 ロンドン・サミット

「回復と改革のためのグローバル・プラン」首脳声明(抄)

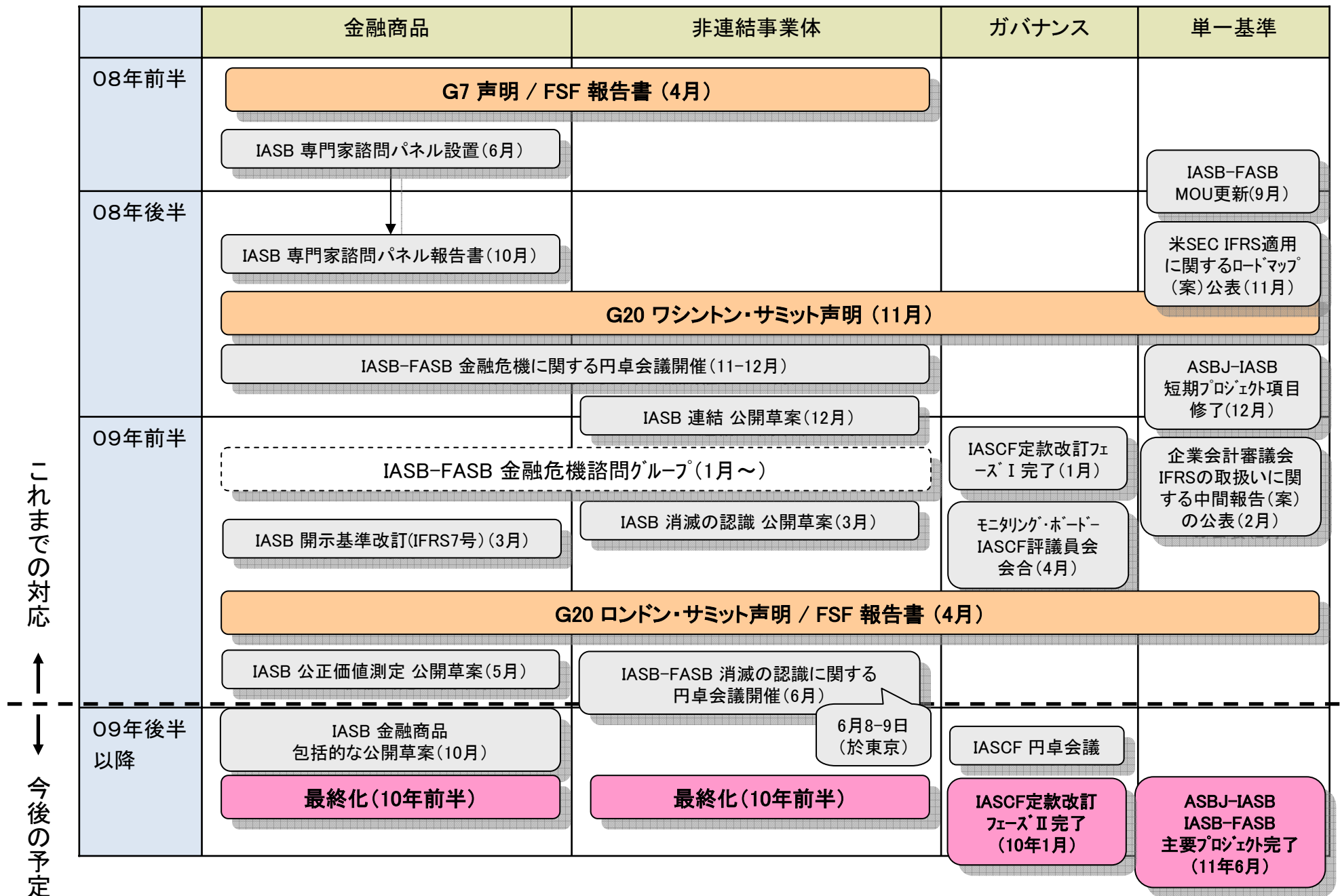
- 会計基準設定主体に対し、評価及び引当てに関する基準を改善し、単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するため、監督当局及び規制当局と緊急に協働することを求める。

2008年4月 ロンドン・サミット

「金融システムの強化に関する宣言」サミット付属文書(抄)

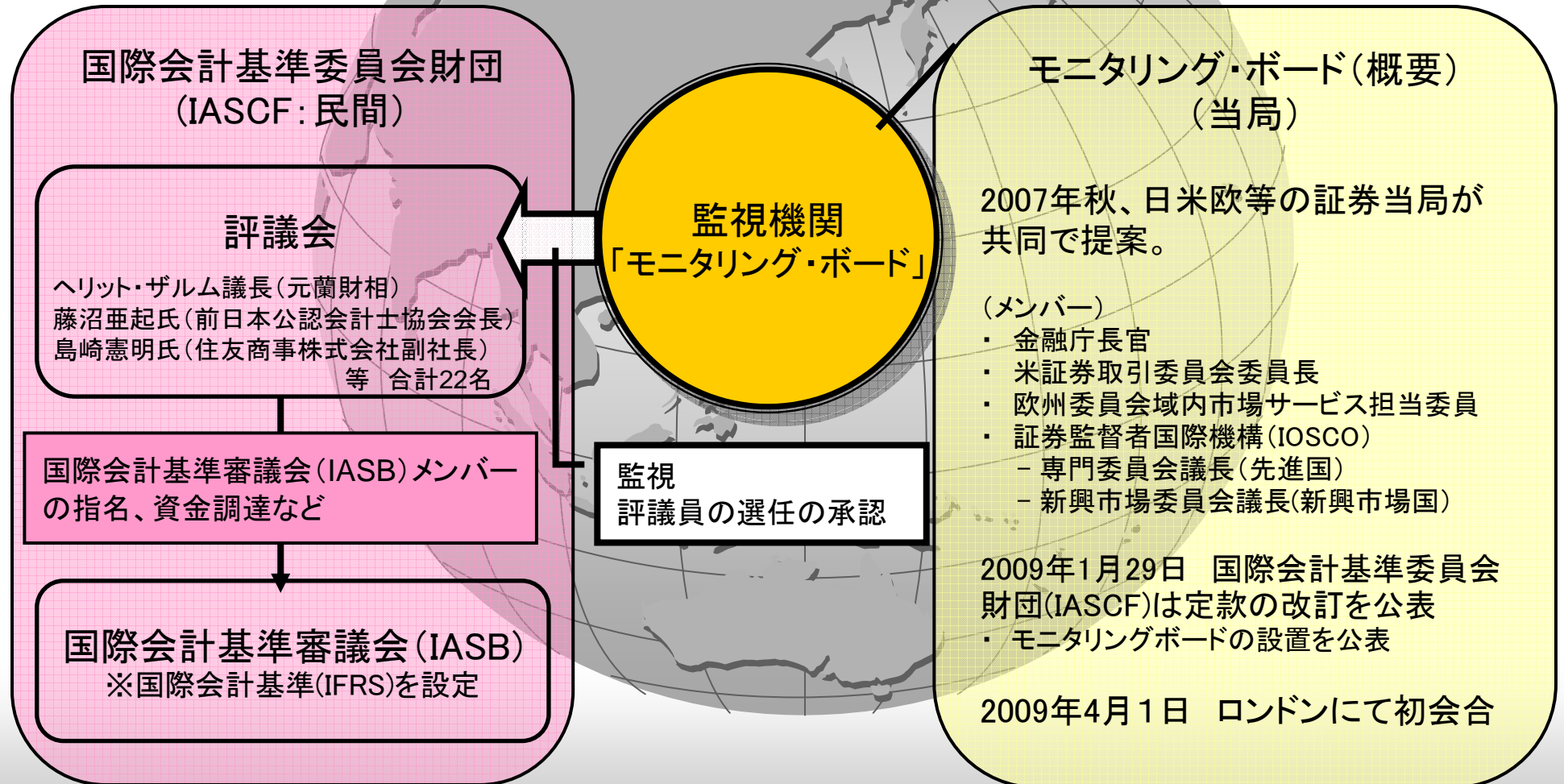
- 我々は、公正価値会計の枠組みを再確認しつつ、会計基準設定主体が、流動性及び投資家の保有期間を踏まえ、金融商品の価格評価の基準を改善すべきであることに合意した。
- 我々はまた、会計事項に対処する景気循環増幅効果に関する FSF の提言を歓迎する。我々は、会計基準設定主体が、2009 年末までに以下のための措置を採るべきであることに合意した。
 - 金融商品の会計基準に関する複雑性を低減する。
 - より広範な信用情報を取り込むことで、貸倒引当金に関する会計上の認識を強化する。
 - 引当、オフバランス・エクスポージャー及び評価の不確実性について、会計基準を改善する。
 - 監督当局とともに価格評価基準の適用における明瞭性及び整合性を国際的に実現する。
 - 単一の質の高いグローバルな会計基準に向けた重要な進捗をもたらす。
 - 独立した会計基準設定プロセスの枠組み内において、国際会計基準審議会の定款の見直しを通じ、健全性規制当局及び新興市場国を含む利害関係者の関与を改善する。

国際会計基準(IFRS)を巡る動向



○国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンス改革

国際会計基準(IFRS)は、EUでの採用(2005年)後、利用が世界的に拡大。
我が国も日本基準と国際会計基準との収れん(コンバージェンス)を進めているほか、
国際会計基準の取扱いに関して、国内で議論を進行中。(注)米国も、同様の状況。



目的: 国の資本参加による金融機能の強化
⇒ 地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に国が資本参加

1. 申請: 平成20年3月末まで(期限切れ)

⇒ 下記の経営強化計画を提出

- 収益性・効率性等の数値目標、目標を達成するための方策
- 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- 責任ある経営体制の確立

- 【自己資本比率が基準値未満の場合】経営責任及び株主責任の明確化
- 【抜本的な組織再編成を行わない場合】目標未達成の場合の経営責任

申請期限を平成24年3月末まで延長

「中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」とする

※「従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立」とする

制度上一律には求めない

従前の経営に関する分析結果によっては、経営責任の明確化が求められる場合がある。

2. 国の資本参加の基準

- 収益性・効率性等の向上が見込まれること
- 地域における金融の円滑化が見込まれること
- 公的資金の回収が困難でないこと
- 適切な資産査定がなされていること
- 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

(抜本的な組織再編成を行わない場合、さらに以下の要件を満たす必要)

- リストラ等事業再構築の措置が講じられていること
- 地域で自力資本調達を行うこと

「地域における中小企業に対する金融の円滑化等が見込まれること」とする

制度上一律には求めない

3. 事後チェック

- 半期ごとに経営強化計画の進捗状況を提出
- 当局がフォローアップ(必要に応じ監督上の措置を講じる)

【改正前】

【単体としての中央機関への資本参加】

- 信金中金・全信組連・労金連・農林中金・信農連・信漁連・水加連自体の金融機能に着目し、上記1.の経営強化計画を提出の上、上記2.の基準を満たした場合には、申請を行った中央機関に対する国の資本参加が可能

【個別の協同組織金融機関に対する中央機関経由の資本参加】

- 中央機関(信金中金・全信組連・労金連)が傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援(優先出資の引受け等)として保有することとなる当該優先出資等の信託受益権等について、個別の協同組織金融機関が経営強化計画を提出の上、上記2.に準ずる基準を満たした場合には、国が当該信託受益権等を買収することが可能

【改正後】

協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関(信金中金・全信組連・労金連・農林中金)に対して予め国が資本参加することを可能とする枠組みを新たに設ける

(注)国が参加した資本は、傘下の協同組織金融機関の資本支援に活用できるとともに、中央機関の健全性の強化にも活用できる

財源

- 預金保険機構が借入金、債券発行で調達した資金により資本参加
- 預金保険機構の資金調達に対して政府保証(平成20年度予算:保証枠2兆円)

※は衆議院における修正により追加

個別の銀行・協同組織金融機関

協同組織金融機関の中央機関

金融機能強化法改正の概要 【個別の金融機関への資本参加スキーム(既存スキーム)】

法律改正のポイント

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

1. 目的

(—— 部分が改正箇所)

- 金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に対して国が資本参加

2. 金融機関による申請

(申請期限：平成24年3月末)

- 国の資本参加を申請する金融機関は下記を記載した経営強化計画を策定・提出
 - ① 収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策
 - ② 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立
 - ③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

(注) 従来とは異なり、金融機関の経営責任等の明確化(申請時に自己資本比率が基準値未満のケースや資本参加後に経営の数値目標未達成のケース)は制度上一律には求めない。

ただし、従前の経営に関する分析結果によっては、経営責任の明確化が求められる場合もある。

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 収益性・効率性等の向上が見込まれること
 - ② 地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化等が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- 金融機関が半期ごとに当局に対し計画の履行状況を報告(原則として公表)
- 当局がフォローアップ(必要に応じ監督上の措置)

金融機関による申請

- 経営改善の目標
 - ・コア業務純益又はコア業務純益ROAが計画の始期より上昇
 - ・業務粗利益経費率が計画の始期より低下
- 経営責任
 - ・従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、中小規模事業者等向け貸出比率の水準を維持・向上させるための方策及び中小規模事業者等向け貸出残高の見込み等を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の金融機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
 - 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策についての審査の着眼点を明確化
- <従来、合併等を伴わない場合に加重されていた「地域での自力資本調達を行う」との要件は制度上求めない>

事後チェック

- 経営改善の状況
 - ・収益性などについて目標未達成の場合の役員退任を一律には求めない(但し、目標を下回った場合等の理由・改善策について報告徴求。必要に応じ業務改善命令の発動を検討)
- 信用供与の円滑化の状況
 - ・中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が計画の始期を下回った場合等は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・2期連続で下回った場合は、原則として業務改善命令の発動を検討

金融機能強化法改正の概要 【協同組織金融機関の中央機関への資本参加スキーム(新設スキーム)】

法律改正のポイント

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

1. 目的

- 協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（信金中金・全信組連・労金連・農林中金）に対して予め国が資本参加

2. 中央機関による申請

（申請期限：平成24年3月末）

- 国の資本参加を申請する中央機関は下記を記載した協同組織金融機能強化方針を策定・提出
 - ① 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
 - ② 支援対象となる協同組織金融機関に対する経営指導の方針
 - ③ 公的資金を有効に活用するための体制
 - ④ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
 - ⑤ 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
 - ② 方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- 中央機関が半期ごとに当局に対し協同組織金融機能強化方針の進捗状況を報告（原則として公表）
- 当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置）

中央機関による申請

- 公的資金を有効に活用するための体制
 - ・傘下の協同組織金融機関への資本支援が中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に資することを中央機関で審査するための体制等を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針
 - ・資本支援を行った傘下の協同組織金融機関の中小規模事業者等向け貸出比率及び残高の水準を維持・向上させるための方策を盛り込んだ「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を記載
- 経営責任
 - ・従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- その他
 - ・農林中央金庫については公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の中央機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
- 資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の状況についてフォローアップ・指導を行うこととなっているか等、審査の着眼点を明確化

事後チェック

- 公的資金の返済の可能性
 - ・収益性などについてチェック。2事業年度連続で収益性の指標が方針の始期を下回り、かつ目標を3割以上下回った場合等には、その理由・改善策について報告徴求。返済原資の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
- 信用供与の円滑化
 - ・業界全体としての、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針の実施状況についてフォローアップ
 - ・中央機関が資本支援した各協同組織金融機関の合算ベースでの中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が当該資本支援の始期の合算ベースでの水準を下回った場合等は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・2期連続で下回った場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討

生命保険会社のセーフティネットについて (生命保険契約者保護機構)

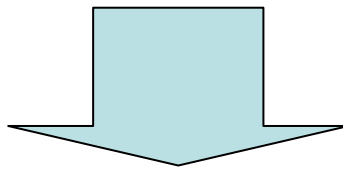
<現行制度>

セーフティネットの目的・内容

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約者等の保護を目的
- 機構は、責任準備金の原則90%までを補償するよう、受け皿会社への資金援助等を実施

資金援助の仕組み

- 生命保険会社の拠出が基本。機構は政府保証付き(恒久措置)で資金を借入可能。
- 生命保険会社の拠出のみで対応困難な場合、平成21年3月末までは政府より補助可能



現下の厳しい金融情勢の下で、引き続き保険契約者の保護が的確に図られるセーフティネットを確保しておくことが必要。

→ 政府補助規定を平成21年4月以降も延長(平成24年3月末まで)

電子記録債権法

手形

- ・紙媒体を利用することに内在する、保管コストや紛失リスクの問題などから、手形の利用が減少
(事業者の手形残高 72兆円(H2年度)→30兆円(H19年度))

売掛債権

- ・売掛債権は、債権の存在・発生原因を確認するためのコストや二重譲渡リスクがあるため、流動性に乏しく早期資金化が困難
(事業者は216兆円にのぼる売掛金を保有(H19年度))

事業者の資金調達の円滑化等を図ることが必要。

電子的な記録によって権利の内容を定め、取引の安全・流動性の確保と利用者保護の要請に応える新たな制度を創設。

【法律の概要】

(電子記録債権に関する私法上の規律)

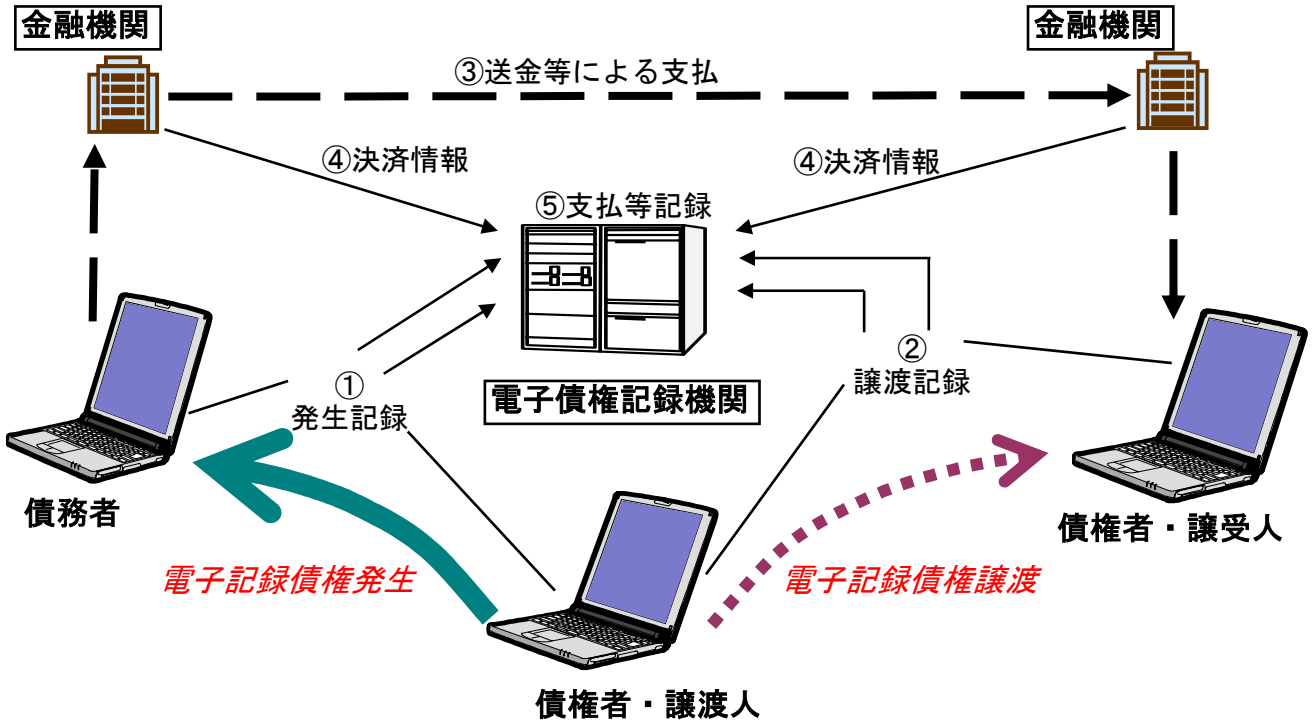
- 電子記録債権の性質
 - ・磁気ディスク等をもって作成される記録原簿への電子記録を発生・譲渡の効力要件とする金銭債権
 - ・記録原簿の記録により、権利の内容を規定
- 電子記録債権の取引の安全の保護
 - ・善意取得や人的抗弁の切断の制度を創設
 - ・記録原簿上の債権者への支払につき支払免責の制度を創設
- その他
 - ・手形保証類似の独立性を有する電子記録保証や、電子記録債権を目的とする質権の制度を創設
 - ・記録事項の変更、電子債権記録業に関する電子債権記録機関の責任、債権記録等の開示等についての規定を整備

(電子債権記録機関に対する監督等)

- 電子債権記録機関の業務の適正性の確保
 - ・主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定
 - ・公正性・中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の兼業を禁止
 - ・業務の適切かつ確実な遂行を図るため、所要の検査・監督規定を整備
- その他
 - ・電子記録債権が金融商品として広く取引される場合に、金融商品取引法の規制を適用。

電子記録債権の基本的イメージ・機能

1 電子記録債権の基本的イメージ



2 電子記録債権の機能

(1) 手形に代わる支払手段としての機能

手形の場合

- ・ 手形の作成・交付コスト
- ・ 手形用紙の保管コスト
- ・ 決済時に手形に記載された情報を電子化するコスト
- ・ 手形の紛失・盗難のリスク

電子記録債権の場合

- ・ 電子データのITによる送受信等により発生・譲渡→作成・交付コスト削減
- ・ 電子データで管理→管理コスト削減
- ・ もともと電子データとして発生・管理→決済時に情報を電子化するコスト不要
- ・ 電子債権記録機関の記録原簿による管理→紛失・盗難のリスクなし

(2) 債権譲渡の安全性の確保

指名債権の場合

- ・ 譲渡の対象とされた債権が不存在であるリスク
- ・ 債権の二重譲渡リスク
- ・ 人的抗弁を対抗されるリスク

電子記録債権の場合

- ・ 発生記録・譲渡記録を発生・譲渡の効力要件として債権を可視化→不存在のリスク・二重譲渡リスクを排除
- ・ 人的抗弁は原則として切断

(3) 多様な利用方法

- ・ 手形は記載事項が限定＝有害的記載事項の存在＝支払手段としてしか使えない

- ・ 任意的記録事項として様々な事項（シンジケート・ローンにおける詳細な特約条項等）の記録を許容
→ 様々なビジネスモデルにあわせた柔軟な利用が可能

電子記録債権法施行令の概要

1. 第 1 章（電子記録債権の発生、譲渡等）

(1) 第 1 条関係

電子記録の請求をする場合に電子債権記録機関に提供しなければならない情報として請求者の氏名又は名称及び住所等を定めた。

(2) 第 2 条～第 5 条関係

電子記録債権が信託に属することとなった場合の記録事項として信託財産に属する旨を定め、また、請求方法として受託者だけで請求できる等定めた。

(3) 第 6 条～第 8 条関係

電子記録債権が強制執行等の対象となった場合の電子記録の記録事項、強制執行等の手続き終了後の電子債権記録機関の電子記録の削除の変更記録及び仮処分に残れる電子記録の削除の変更記録について定めた。

(4) 第 9 条・第 10 条関係

発生記録に譲渡記録等の制限等が記録されている場合において、その記録内容に抵触する譲渡記録等がされたとき等に電子債権記録機関がその訂正をしなければならないことを定めた。

(5) 第 11 条関係

電子記録の囑託について所要の読替えを定めた。

2. 第 2 章（電子債権記録機関）

(1) 第 12 条関係

電子債権記録機関の最低資本金、最低純資産の額を 5 億円と定めた。

(2) 第 13 条関係

電子債権記録機関が口座間送金決済に関する契約の締結等ができる銀行等の範囲について銀行法に規定する銀行、農林中央金庫、日本銀行等を定めた。

3. 第 3 章（雑則）

(1) 第 14 条・第 15 条関係

内閣総理大臣の権限のうち金融庁長官に委任しないものとして、電子債権記録機関の指定及び指定の取消し等を定めた。また、電子債権記録機関等の報告徴収及び検査権限を財務局長等も行うことができることを定めた。

電子記録債権法施行規則の概要

1. 第 1 章（総則）

(1) 第 1 条関係

「一部保証記録」等、本規則において使用する用語の意義を定めた。

(2) 第 2 条関係

記録原簿の要件として磁気ディスクに準ずる物として光ディスクを定めた。

2. 第 2 章（電子記録債権の分割）

(1) 第 1 節～第 5 節（第 3 条～第 21 条）関係

①原債権記録に債権者ごとの債権の金額が記録されている場合（第 1 節）、②原債権記録に債務者ごとの債務の金額が記録されている場合（第 2 節）、③原債権記録に保証記録がされている場合（第 3 節）、④原債権記録に特別求償権が記録されている場合（第 4 節）に関し、それぞれ分割記録の請求、分割記録の記録事項、分割記録に伴う分割債権記録・原債権記録への記録について定めた。また、本規則において定める分割記録の請求に必要な情報を定めた。

3. 第 3 章（電子債権記録機関）

(1) 第 22 条～第 23 条関係

指定申請書への添付書類等について定めた。

(2) 第 24 条～第 25 条関係

業務の一部委託の承認申請書の記載事項及び添付書類、業務規定の記載事項、主務大臣の承認の基準を定めた。

(3) 第 26 条関係

口座間送金決済以外の支払方法を選択している場合における電子債権記録機関が債務の支払いを確実に知り得る場合として、債権者側の取引銀行に電子債権記録機関が決済に関する情報を提供し、当該銀行が払込を確認し電子債権記録機関が当該銀行から通知を受ける場合を定めた。

(4) 第 27 条関係

電子債権記録機関が利用者から電子記録の請求の順序に従って遅滞なく電子記録を行っているか事後的に検証できるよう電子債権記録機関は請求受付簿を作成し、10年間保存することを定めた。

(5) 第28条関係

電子債権記録機関が作成する業務及び財産に関する報告書を計算書類及び事業報告とするとともに、所要の書類を添付するよう定めた。

(6) 第29条～第33条関係

資本金の額の減少、定款又は業務規程の変更、電子債権記録業の全部又は一部の休止についての認可申請書及び資本金の額の増加又は商号、営業所の所在地等の変更の届出書についてその記載事項、添付書類等を定めた。

(7) 第34条関係

立入検査をする際に職員が携帯すべき証明書の様式を定めた。

(8) 第35条～第39条関係

電子債権記録機関の合併、分割、事業譲渡又は解散等の認可申請書の記載事項及び添付書類について定めた。

(9) 第40条、第41条関係

記録機関の指定の失効の届出書の記載事項及び添付書類について定めた。また、電子債権記録業の結了をしたときは記録機関であった者等が主務大臣に結了の届出をしなければならないことを定めた。

(10) 第42条関係

システム障害等の事故が発生した場合等には、その旨を主務大臣に届け出なければならないことを定めた。

4. 第4章（雑則）

(1) 第43条～第46条

債権記録等の記録事項の表示方法を紙面又は映像面に表示する方法とするほか、請求情報を開示する場合における電磁的方法の内容について定めた。

(2) 第47条関係

主務大臣は、指定や認可等の申請から処分までの期間について、指定の場合は二月以内、それ以外の場合は一月以内とするよう努めるものと定めた。

「決済に関する研究会」について

1. 開催目的

- 金融・資本市場を支える重要なインフラである決済システムについて、一層の利便性の向上や、リスク管理、国際競争力の強化の要請の高まり。また、情報通信技術等が進展する中で、決済に関する新しいサービスが普及・発達。
- このような決済を巡る環境変化を踏まえ、決済に関し総合的な幅広い議論を行い論点を整理するため、金融庁金融研究研修センター（センター長：吉野直行 慶應義塾大学教授）において、本研究会を開催。

2. メンバー（敬称略、五十音順）

池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授	名取 至	（財）金融情報システムセンター調査部主任
（座長）岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授		研究員兼第Ⅱユニット長
神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授	野村 修也	中央大学法科大学院教授
杉浦 宣彦	中央大学ビジネススクール開設準備室付教授	本多 正樹	東京国際大学経済学部教授
鈴木 義伯	（株）東京証券取引所常務取締役	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
		和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士

3. 「決済に関する論点の中間的な整理について」の公表について

- 決済を巡る環境変化を踏まえ、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービス、全銀システム等の資金決済システム、証券決済システムについて、幅広く論点を整理。
- 平成19年7月以降、計12回にわたり研究会を開催し、同年12月18日、「決済に関する論点の中間的な整理について」をとりまとめ、公表。

「決済に関する論点の中間的な整理について」(概要)

(平成 19 年 12 月 18 日 決済に関する研究会)

決済を巡る環境変化

- I T の進展等による収納代行、ポイント等の普及
- 決済に関する新しいサービスへのニーズの高まり
- 国際競争力強化に向けたインフラ整備の要請



総合的な検討の必要性

《検討の視点》

- 利用者保護
- 決済システムの安全性・効率性・利便性の向上
- イノベーションの促進

資金決済(リテール)

○検討の枠組み

- ・ 同様のサービスには、同様の制度整備
- ・ 新しいサービスの利用形態・機能に即した検討

《類型》

- 資金移動サービス
(収納代行、代金引換、送金サービス等)
- 資金前払サービス (プリペイドカード等)
- その他 (ポイントサービス)

○課題

- ・ 確実な履行を担保する仕組み
- ・ 預かった資金の保全
(参入資格、検査監督、安全資産運用等)
- ・ 多数の事業者の関与 (責任分担ルール等)
- ・ 新しいサービスの提供の促進
(現行法との関係の明確化等)
- ・ 機能に応じた電子マネーに関する制度整備
- ・ ポイントサービスの位置づけ
(対価性の有無、決済手段としての機能等)

資金決済(ホールセール)

○現状

- ・ 全銀システムの効率性、安全性は評価
- ・ 相互運用性の観点、開発コストの削減、顧客ニーズへの対応等については改善の余地

○課題

- ・ 国際化・標準化 (国際標準、インターネット標準技術等の採用)
- ・ 顧客ニーズへの対応
(高付加価値サービスの提供等)
- ・ 資金決済システムの運営等
(望ましい組織・運営のあり方等の検討)
- ・ 業務継続体制 (重要業務の復旧目標時間設定、要員確保等)

(参考)

※DVP(Delivery Versus Payment)とは、証券の引渡しと資金の支払とが同時に行われる仕組み。

※STP(Straight Through Processing)とは、注文から決済に至るまでの一連の取引プロセスを、人手を介さずにシームレスに行うこと。

証券決済

○現状

- ・ 平成 13 年以降の証券決済法制の整備により、有価証券のペーパーレス化が実現
- ・ DVP が実現

○課題

- ・ STP 化 (相互運用性の確保、標準化等)
- ・ 決済期間の短縮化 (証券決済の安全性とともに、オペレーショナルリスクにも留意)
株式：業者・顧客間取引における非居住者取引の STP 化、フェイル時の手当て等
国債：STP 化、フェイル時の手当て等
国債については、課題の早期克服に向けた関係者の努力が必要
- ・ 証券決済システムの運営等 (清算・決済機関の業務範囲等の検討)

金融・資本市場競争力強化プラン（抜粋）
（平成 19 年 12 月 21 日金融庁）

I. 信頼と活力のある市場の構築

3. 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のためには、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

(1) 資金決済システム

資金決済システムについて、平成 23 年度を目標として大口資金取引の R T G S（即時グロス決済）化に向けた取組みを進めるとともに、平成 23 年度に稼働開始予定の第 6 次全銀システムにおいて国際標準化や顧客ニーズへの対応などの取組みを推進する。

(2) 証券決済システム

証券決済システムについて、平成 21 年 1 月を目標とした株券電子化の円滑な実施に向けた取組みを進める。その後、国債取引の決済期間の短縮化を目指し、S T P 化の促進やレポ市場の拡大等に向けた市場関係者間における検討を推進する。

(注) S T P (Straight Through Processing) : 注文から決済に至るまでの一連の取引プロセスを、人手を介さずにシームレスに行うこと。

(3) リテール決済

情報通信技術の革新等の進展に伴い、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービスが普及・発達してきている。これに対応し、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、その制度的枠組みのあり方について検討を進め、平成 20 年春頃より金融審議会での審議を開始する。

(4) 電子記録債権制度

平成 19 年通常国会で成立した電子記録債権法に基づく電子記録債権制度は、事業者の資金調達の円滑化に資する決済インフラとして利用されるなど新たな金融インフラとなるものである。同制度の円滑な導入に向けて、平成 20 年中の政省令等の策定や、電子債権記録機関の設立に向けた関係者との連携を行うとともに、記録様式等の必要な標準化、利用者への普及啓発等の取組みを推進する。

金融審議会金融分科会第二部会 決済に関するWGメンバー等名簿

座長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	齊藤 哲彦	(株)みずほ銀行 e ビジネス業務部部長
	佐藤 政行	(株)セブン&アイ・ホールディングス執行役員 システム企画部CVSシステムシニアオフィサー
	芝崎 健一	ヤマトフィナンシャル(株)代表取締役社長
	鈴木 克明	(株)日本航空インターナショナル執行役員旅客営業本部副本部長
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	野村 宏	東京電力(株)執行役員販売営業本部副本部長 (第6回から)
	〔 廣瀬 直己	東京電力(株)執行役員販売営業本部副本部長 (第5回まで) 〕
	畑山 卓美	アビームコンサルティング(株)顧問
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オンブズネット代表
	福本 広幸	川崎信用金庫常務理事
	藤林 秀樹	(株)ニッセンCS本部債権管理チームマネージャー
	古谷 彰男	(株)ウェブマネー代表取締役社長兼最高執行役員 (第8回から)
	〔 新井 庸介	(株)ウェブマネー取締役兼執行役員管理部長 (第4回から第7回まで) 〕
	溝口 龍也	(株)ウェブマネー代表取締役社長兼最高執行役員 (第3回まで) 〕
	別所 直哉	ヤフー(株)CCO兼法務本部長
	宮沢 和正	ビットワレット(株)執行役員常務、東京工業大学非常勤講師
	守屋 学	(株)NTTドコモ理事フロンティアサービス部担当部長
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	米澤 潤一	(財)金融情報システムセンター理事長
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士
(オブザーバー)		
	古谷 雅彦	財務省理財局国庫課長 (第6回から)
	〔 小野 哲	財務省理財局国庫課長 (第5回まで) 〕
	林 健司	日本銀行決済機構局企画役 (敬称略・五十音順)

資金決済に関する法律の概要

資金決済に関するサービスの
社会的インフラとしての重要性

我が国金融・資本市場の
機能強化の必要性

- サービスの提供の促進による利用者利便の向上・イノベーションの促進
- 利用者等の保護とサービスの適切な実施の確保
- 資金決済システムの安全性、効率性、利便性の向上

情報通信技術等の進展への対応

資金移動

○銀行以外の者が、為替取引を行うことができることとする。

- － 銀行法に関わらず、登録をした者（資金移動業者）は、為替取引（少額の取引に限る）を行うことができる。
- － 送金途上にある資金と同額の資産を保全することの義務づけを中心とした規制とすることで、銀行に課せられる厳格な規制に代替する。
- － 兼業規制、主要株主規制等は設けない。
- － 適切な履行の確保を図るため所要の規定の整備を図る。

前払式支払手段

○前払式支払手段について所要の制度整備を行う。

- － 紙型・IC型の前払式支払手段に加えサーバ型前払式支払手段を法の適用対象とする。
- － 自家型発行者は届出制、第三者型発行者は登録制、未使用発行残高の2分の1以上の保全義務等の現行の枠組みを維持する。
- － 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務づける、資産保全措置として信託銀行等への信託を認める、自家型発行者に対する監督規定の整備を行う等の整備を図る。

事業者による自主的な対応を促進するため、事業者団体に関する規定を整備

銀行間の資金決済の強化

資金清算

○銀行間の資金決済について所要の制度整備を行う。

- － 債務引受等により資金清算を行う主体（資金清算機関）を免許制とする。
- 〔 現在、銀行間の資金清算は、全銀システムを運営する社団法人東京銀行協会が担っている。 〕
- － 公正性・透明性の高いガバナンス体制を確保するための所要の規定の整備を図る。
 - － 資金清算の法的効果をより明確化するための措置を導入する。

・ 現行の前払式証券の規制等に関する法律は廃止する。

資金決済に関する法律の概要

<背景>

資金決済に関するサービスの社会的インフラとしての重要性
 情報通信技術の革新やインターネットの普及への対応
 我が国金融・資本市場の機能強化



利用者利便の向上・イノベーションの促進
 利用者等の保護とサービスの適切な実施の確保
 社会的インフラとしての資金決済システムの安全性、効率性、利便性の向上

I. 前払式支払手段

・ 現行の前払式証票規制法

- 紙型、IC型の前払式支払手段（プリペイド・カード等）のみを規制の対象。
- 自家型の発行者は届出制、第三者型の発行者は登録制。
 （注）発行者に対してのみ利用できるものが「自家型」、加盟店など第三者に対しても利用できるものが「第三者型」。
- 前払式支払手段の発行者は基準日（3月末、9月末）における未使用残高が基準額を超える場合に、未使用残高の2分の1以上の額について供託・銀行等の保証による資産保全を義務づけ。
- 第三者型発行者に対する立入検査等の監督（自家型発行者に対しては報告徴求のみ）。

・ 本法案における変更点

- 紙型、IC型に加え、サーバ型の前払式支払手段も適用対象とする。
 （注）「サーバ型」とは、金額等がカード等に記録されずサーバにより管理されるもの。
- 第三者型発行者に加え、自家型発行者に対する立入検査等の監督規定を整備。
- 資産保全の方法として信託会社等への信託を認めるなど、所要の規定の整備を行う。
- 一定の要件を満たす銀行等が発行する場合には供託等の義務を免除する。

II. 資金移動

・ 為替取引に関する制度の整備

- 銀行以外の事業者が、登録を受けることにより為替取引（少額の取引に限る）を行うこと（資金移動業）ができることとする。
- 登録の要件は、業務体制・法令遵守体制が整備されていること、業務の遂行に必要な財産的基礎があること、処分歴がないこと等。
- 兼業規制、主要株主規制等の規制は設けない。

・資金移動業者による資産保全

- 登録を受けた事業者（資金移動業者）に、各営業日において資金移動業者に滞留している資金の額及び利用者への還付手続に関する費用の額の合計と同額以上の資産保全を義務づける（保全すべき最低限度額を設ける）。
- 資産保全の方法は、供託・銀行等の保証か、信託会社等への信託のいずれかとする。

・資金移動業者に対する監督等

- 情報の安全管理、銀行等が行う為替取引との誤認防止など利用者の保護に必要な措置を義務づける。
- 立入検査、業務改善命令等による監督を行う。
- マネー・ローンダリング規制（犯罪収益移転防止法）を適用する。

Ⅲ. 資金清算

- 為替取引に係る銀行等の間の債権債務の清算のため債務引受け等（資金清算業）を行う者（資金清算機関）について、その業務の適正な運営を図るため、免許制とする。
(注) 現在、資金清算は全銀システムを運営する社団法人東京銀行協会が行っている。
- 資金清算機関は、業務方法書の定めるところにより資金清算業を行う。
- 立入検査、業務改善命令等による監督を行う。
- 清算参加者が破綻した場合の資金清算の法的効果を明確化する。

Ⅳ. その他

・認定資金決済事業者協会

- 現行の前払式証票発行協会（前払式証票規制法に基づく事業者団体）を新たに前払式支払手段発行者と資金移動業者の事業者団体と位置付け、これらの事業者が設立した一般社団法人が認定を受け（認定資金決済事業者協会）、法令等遵守のための会員への指導、利用者からの苦情処理等の業務を行うなど、所要の規定の整備を行う。

・施行日等

- 施行日は、公布の日から1年以内で政令で定める日とする。
- 前払式証票規制法を廃止する。

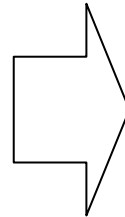
資金決済に関する法律に係る説明資料

金 融 庁

前払式支払手段に関する制度の整備

現行の前払式証票規制法(プリカ法)

- 紙型・IC型のもののみが対象。
- 自家型のもを発行する者(自家型発行者)は、基準日(3月末、9月末)における未使用発行残高が政令で定める額(現行700万円)を超える場合に届出が必要。
- 第三者型のもを発行する者(第三者型発行者)はあらかじめ登録が必要。
- 発行者は、券面に一定事項を表示する義務のほか、基準日における未使用発行残高が政令で定める額(現行1,000万円)を超える場合に、その2分の1以上の額の発行保証金を供託する義務(銀行等の保証でも可)。
- 発行者が破綻した場合、保有者に対し発行保証金を還付。
- 第三者型発行者に対し立入検査等の監督(自家型発行者に対しては報告徴求のみ)。



資金決済法(新法)

- 紙型・IC型のものに加え、サーバ型を対象とする。
- 同左。
- 同左。
- サーバ型が加わったこと等に伴う表示義務、情報管理規定を整備する。
- 発行保証金の保全方法に信託会社等への信託を認める。
- 同左。
- 自家型発行者に対する立入検査等の監督規定を整備する。
- 前払式支払手段の保有者への払い戻しを原則禁止し、廃業等の場合に払戻しを義務づける。
- このほか、財務が健全な銀行等が発行する場合には供託等の義務を免除するなど、所要の規定を整備する。

(注) ・発行者に対してのみ利用できるものが「自家型」、加盟店など第三者に対しても利用できるものが「第三者型」である。
・現行の前払式証票規制法は廃止する。

前払式支払手段の例

紙型

〇〇商品券

1,000円

〈具体例〉
ビール共通券、
百貨店共通商品券、など

IC型

〇〇カード



ICチップに
価値が記録

端末

金額表示

1,000円

〈具体例〉
Edy、Suica、ICOCA、
など

サーバ型

〇〇カード

ID番号

端末

金額表示

1,000円

センターサーバ

価値が記録

〈具体例〉
Webmoney、BitCash、
スターバックスカード、など

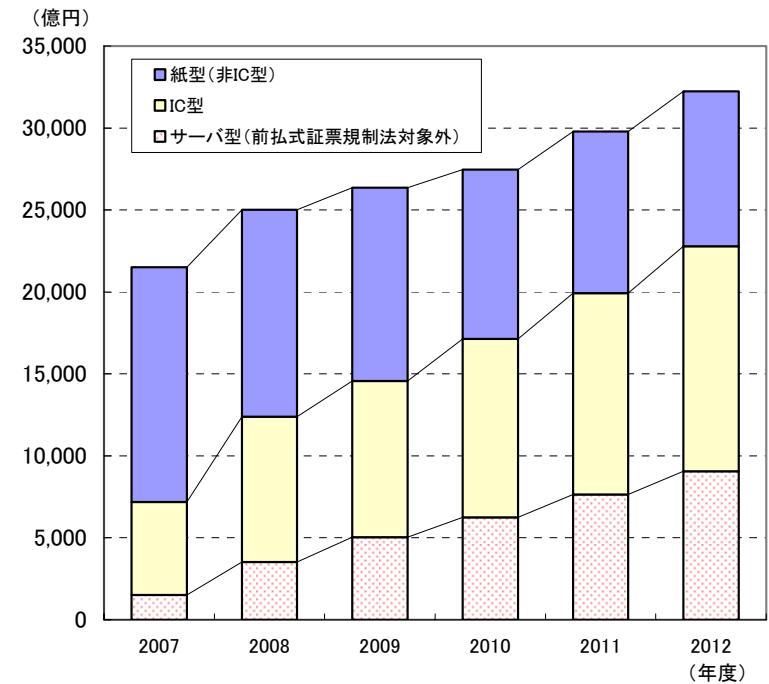
前払式支払手段の規模

(発行額の単位:億円)

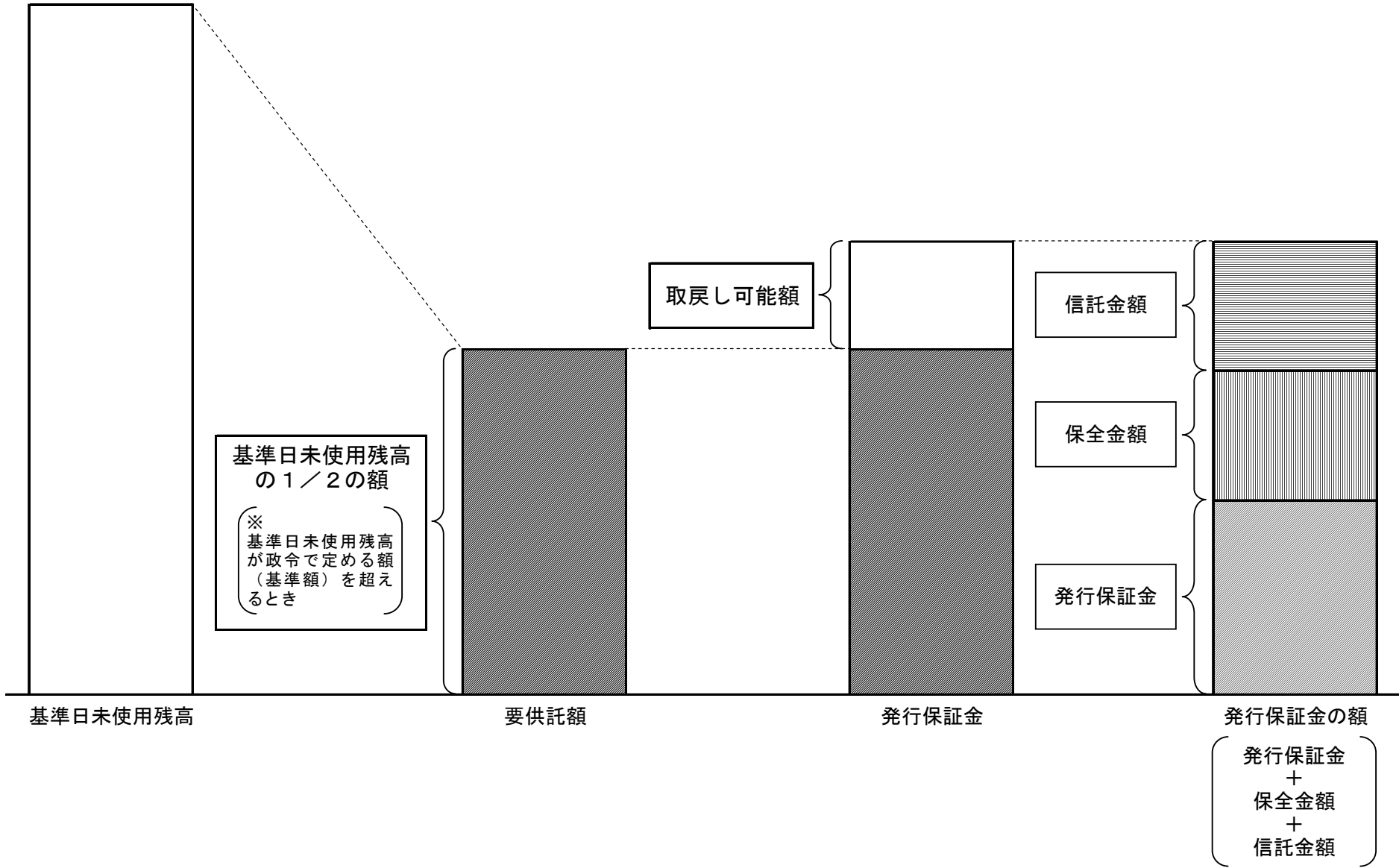
決済方式		年度	実績					予測				
		2007	2008	2009	2010	2011	2012					
紙型(非IC型)	発行額	14,325	12,614	11,791	10,324	9,866	9,457					
	前年度比	—	88.1%	93.5%	87.6%	95.6%	95.9%					
IC型	発行額	5,676	8,876	9,543	10,891	12,274	13,719					
	前年度比	—	156.4%	107.5%	114.1%	112.7%	111.8%					
サーバ型 (前払式証券規制法対象外)	発行額	1,510	3,523	5,035	6,247	7,659	9,071					
	前年度比	—	233.3%	142.9%	124.1%	122.6%	118.4%					
合計	発行額	21,511	25,012	26,369	27,462	29,798	32,247					
	前年度比	—	116.3%	105.4%	104.1%	108.5%	108.2%					

出所：矢野経済研究所「2008年版プリペイド決済市場の実態と展望」

※決済方式の項目等について、出所資料を基に再構成。



前払式支払手段の資産保全



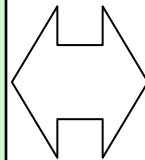
為替取引に係る制度の整備

銀行(銀行法)

- 為替取引は、銀行のみが行うことができる。
- 為替取引のほか、預金の受入れ、預金を原資とする資金の貸付けが可能
- 原則兼業禁止
- 免許制
- 最低資本金（政令で20億円）

- 自己資本比率規制
- 預金保険制度の対象
- 議決権取得制限、株主規制、持株規制等あり
- 銀行代理業者に対する規制

- 事業報告書
- 業務改善命令、役員等の解任、立入検査等
- マネー・ローンダリング規制（犯罪収益移転防止法）の適用あり



資金移動業者(資金決済法)

- 銀行以外の者でも、登録を受けることにより為替取引を行うことを可能にする。
- 少額取引に限定
- 預金の受入れ、預金を原資とする資金の貸付けはできない。
- 兼業規制なし（公益に反する他業を除く）
- 登録制
- 業務の確実な遂行に必要な財産的基礎が必要。
- このほか、業務遂行体制の整備、規定の遵守のための体制整備等が登録要件
- 為替取引に関し利用者に対して負う債務の全額及び還付費用の保全が必要（保全すべき最低限の額を設定）
- 議決権取得制限、株主規制、持株規制等なし
- 業務の委託に関する制限はないが、業者から委託先への指導等が必要
- 情報の安全管理など利用者保護のための措置が必要
- 事業報告書のほか、資産保全状況等の定期報告
- 業務改善命令、立入検査等
- マネー・ローンダリング規制（犯罪収益移転防止法）の適用あり

為替取引に関する規制

○銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(抄)

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げるいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
- 二 為替取引を行うこと。

3～16 (略)

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2～5 (略)

為替取引

○「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう。

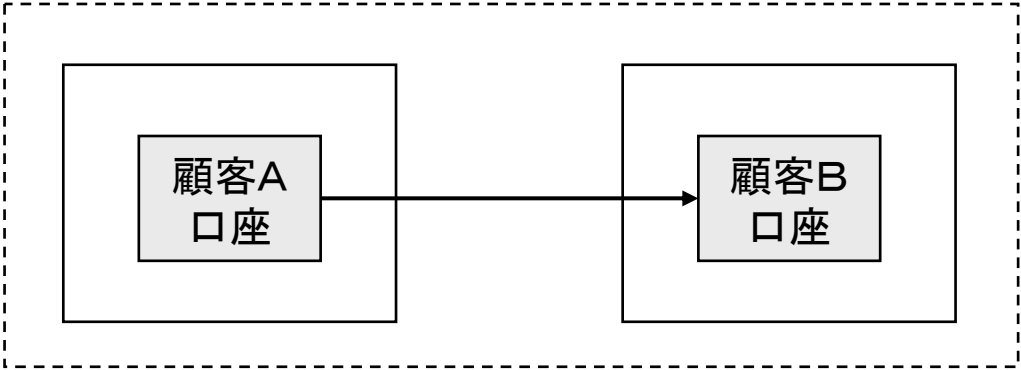
(最高裁第三小法廷平13・3・12決定)

外国における銀行以外の資金移動サービス業者の例

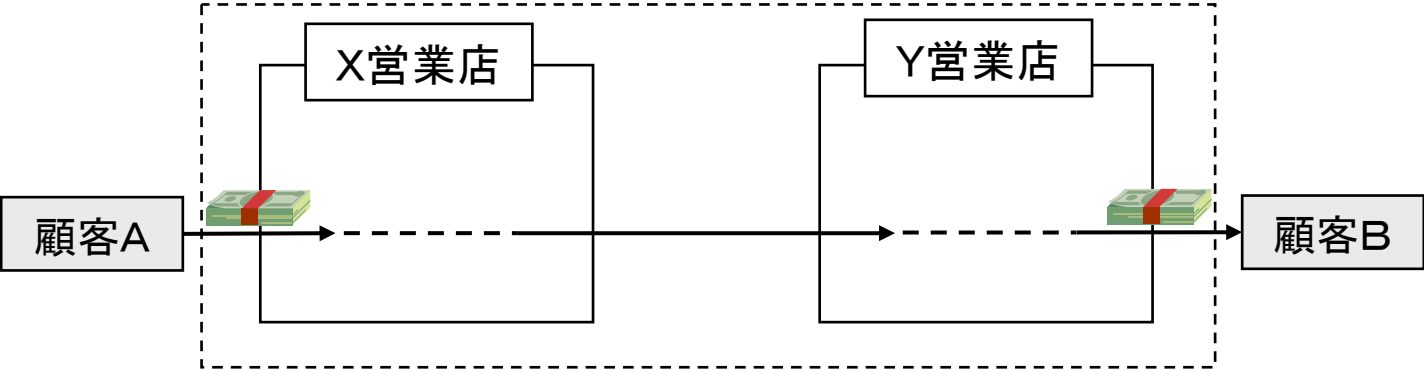
- ウェスタン・ユニオン(米国コロラド州、1851年創立)
- ペイパル(米国カリフォルニア州、1998年創立)
- マイクロファイナンス・インターナショナル(米国ワシントンDC、2003年に旧東京銀行出身者が創立)
- マネー・ブッカーズ(英国、2001年創立)

資金移動業の例

〔例1〕



〔例2〕



資金移動サービス法制等の比較

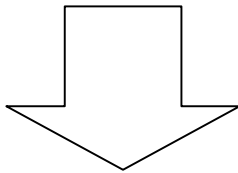
	日本	米国（ニューヨーク州）	欧州（EU 諸国）
参入資格	・登録制	・免許制（license）	・認可制（authorisation） ・加盟国ごとに、月間平均取引額が約 3.75 億円以下の業者を登録制等とすることが可能
財務要件・資本金規制	・資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎	・財務状況の審査	・業務内容に応じ、約 250 万～1500 万円の最低資本金
資産保全義務			
保全対象	・毎営業日の滞留資金（一定時（例：終業時））	・毎営業日の滞留資金（通例：終業時）	・2 営業日以上滞留している資金 ・加盟国ごとに、各利用者の滞留資金が約 7.5 万円以下の業者を資産保全義務の適用除外とすることが可能
保全方法	<ul style="list-style-type: none"> ・供託* ・銀行等による保証 ・信託会社等への信託* }（倒産隔離） *安全資産に限定	・安全資産への投資	<ul style="list-style-type: none"> ・安全資産への投資 ・銀行等による保証 }（倒産隔離）
最低保全額等	・政令で定める金額	・約 5000 万円	・なし
利用上限規制	・少額の取引	・なし	・なし
他業規制	・なし	・なし	・なし
その他行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ・記録保存 ・利用者への情報提供その他利用者の保護及び適切な遂行を確保する措置 ・情報の安全管理 ・委託先に対する指導 ・マネロン防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録保存 ・委託先の履行の確保 ・マネロン防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録保存 ・利用者への情報提供 ・秘密保持 ・委託先の履行の確保 ・マネロン防止

（注）換算レートは、1 ドル=100 円、1 ユーロ=125 円

資金移動業による利用者利便の向上

銀行による為替取引

- 「安全で確実である一方、営業時間、送金手数料などの利便性について利用者の不満がある」（金融審議会報告）との指摘。

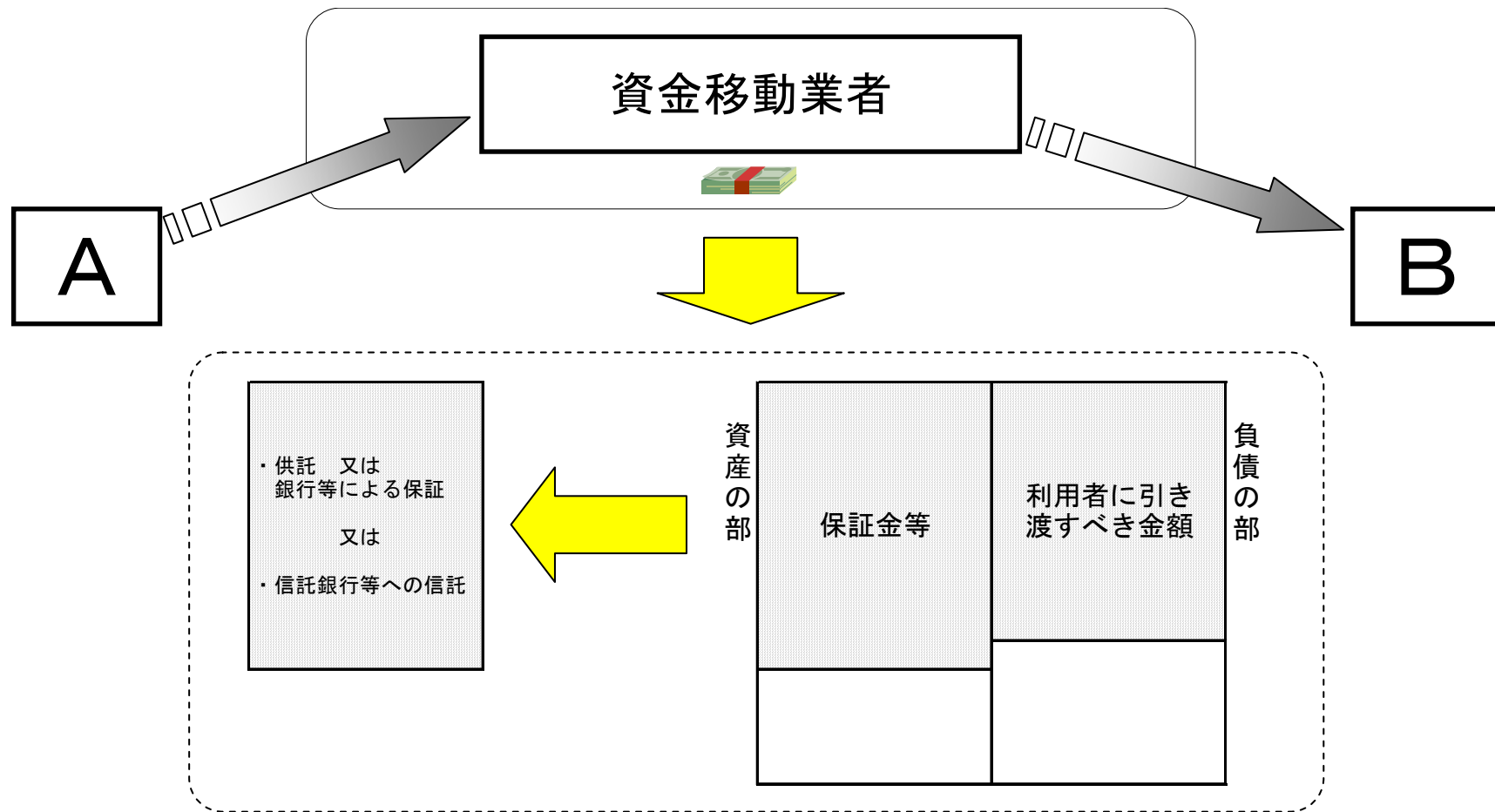


- 滞留資金の100%以上の資産保全を義務づけ、情報の安全管理措置、マネロン規制等を講じることにより、他業態の事業を兼ねることを可能とするとともに、適正かつ確実な業務の遂行を確保。

資金移動業者による資金移動業

- 他業態の事業者が自らの業務との相乗効果を活かして為替取引の提供を行うことができるため、利用者ニーズに即した多様なサービスの提供が期待。
- 健全な競争の促進により、送金手数料の低下など、利便性の向上が期待。

資金移動業者の資産保全①

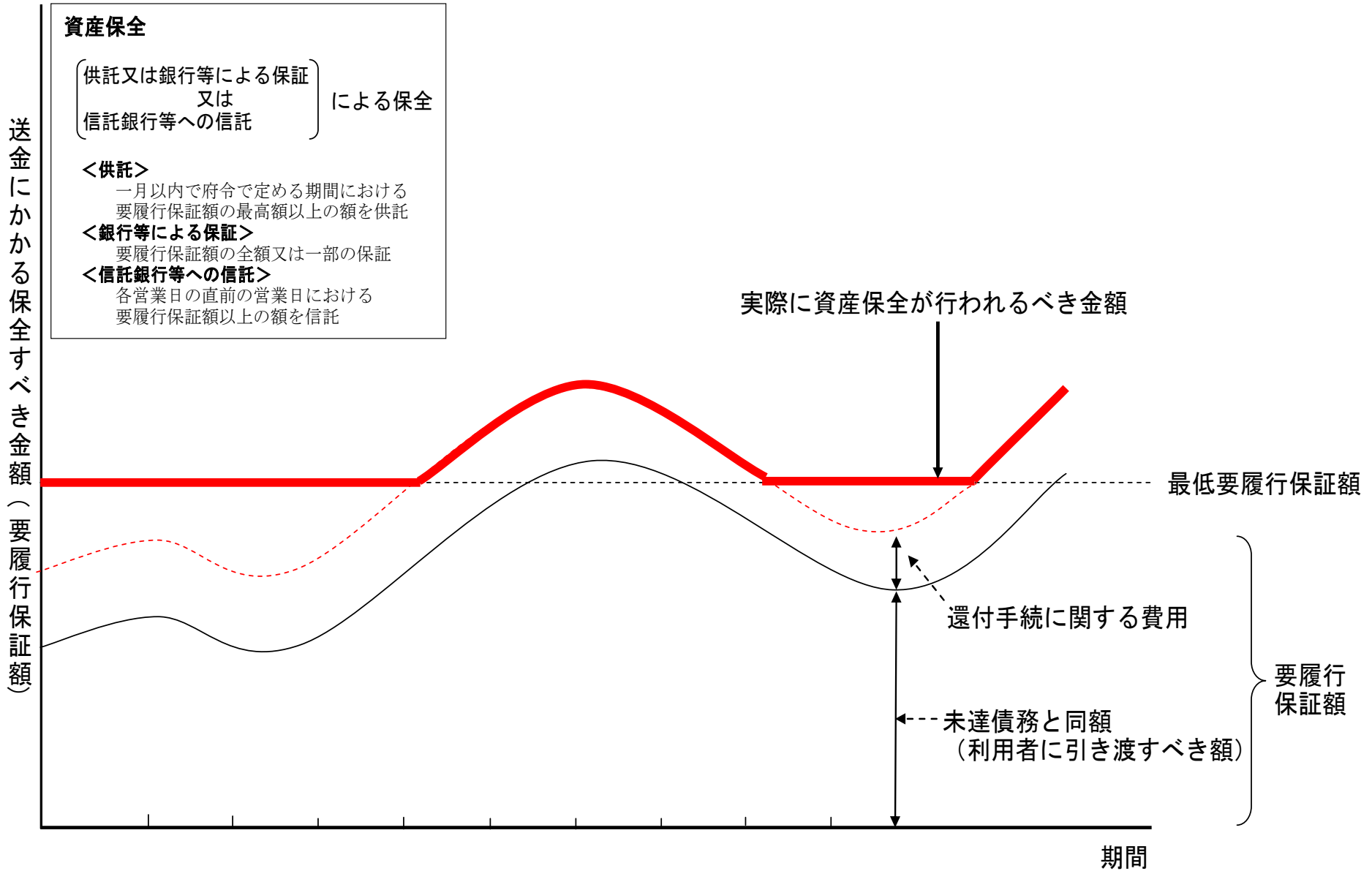


利用者に引き渡すべき金額だけでなく、還付手続きに要する費用としてそれに一定の掛け目をかけて算出した金額を加えた額以上を保全。更に、供託等により倒産隔離。

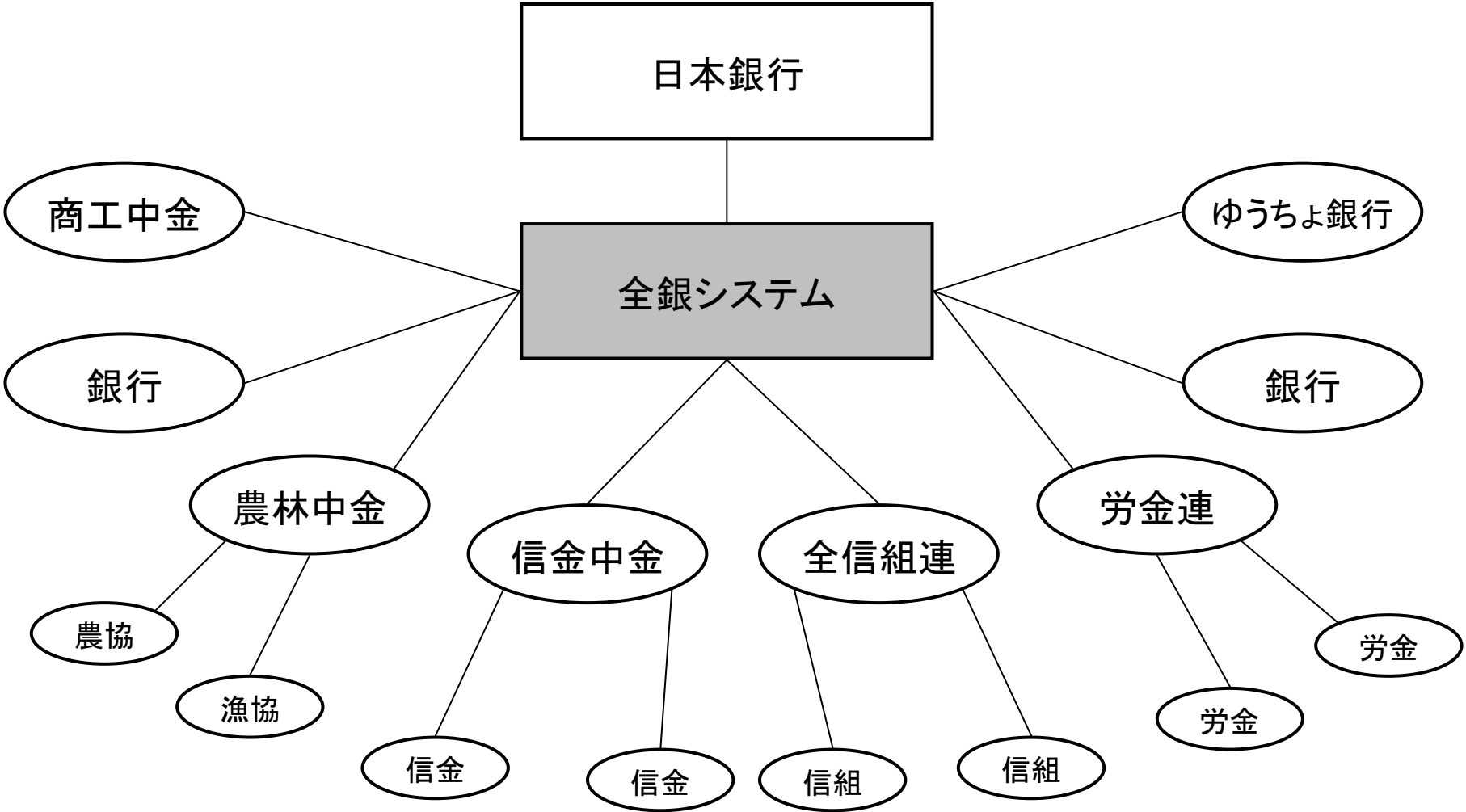
※米国（NY州）及びEUでは、利用者に引き渡すべき金額のみが資産保全の対象。

※米国では倒産隔離が義務付けられていない。

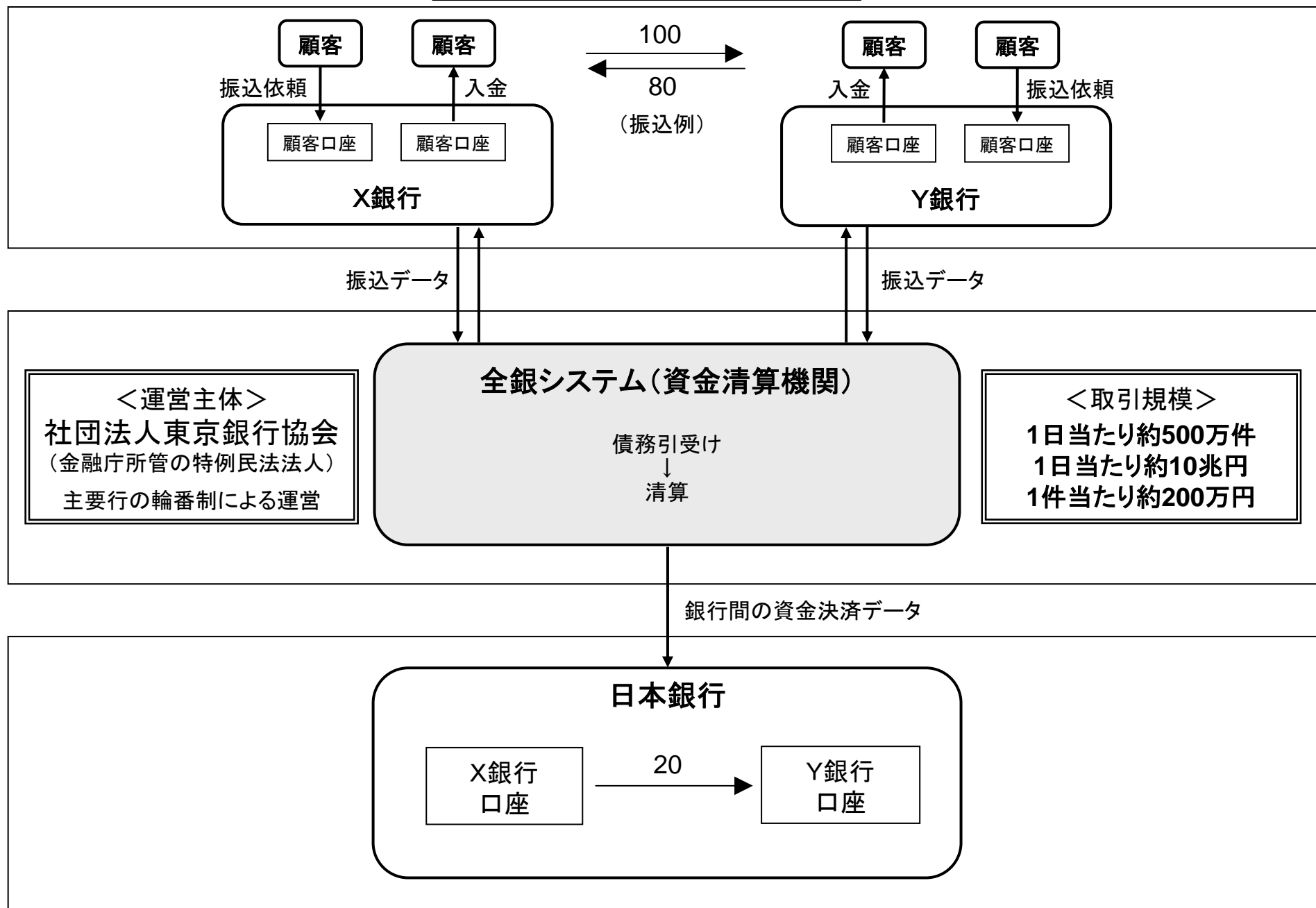
資金移動業者の資産保全②



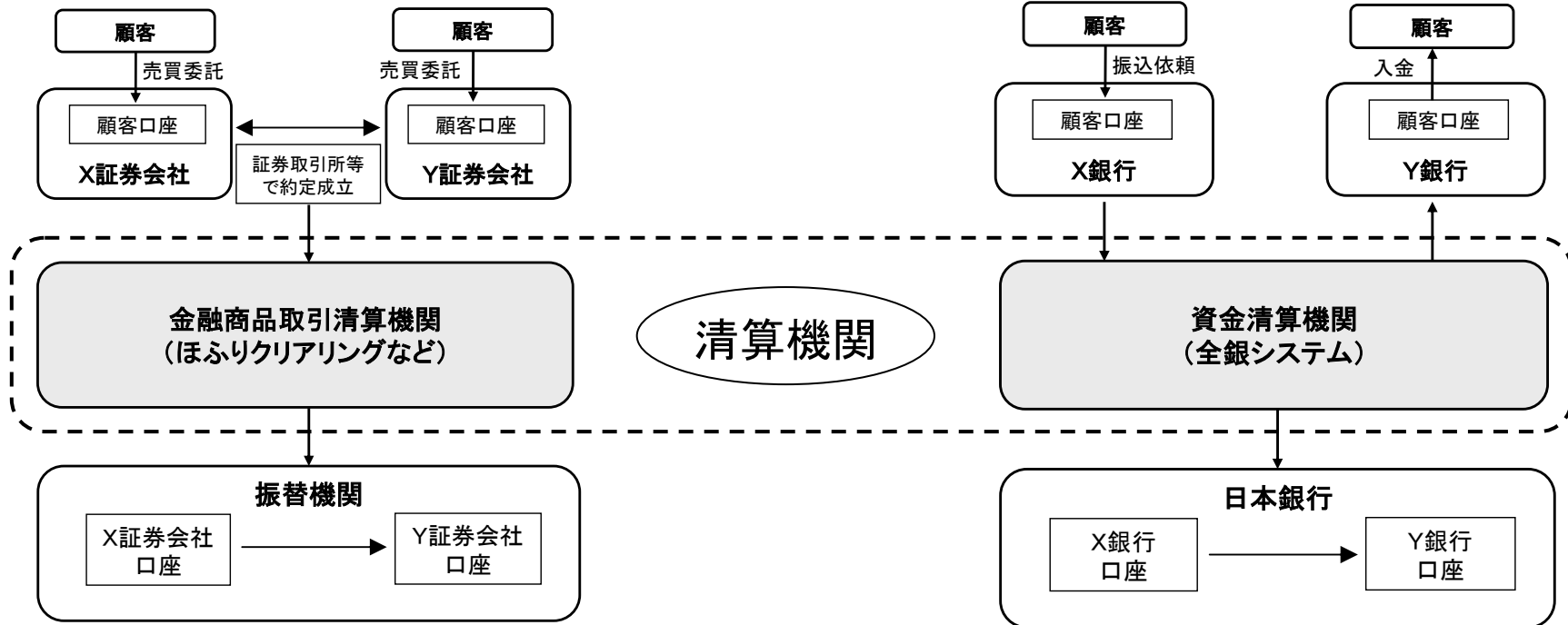
わが国の資金決済システム



銀行間の資金決済



清算機関制度の整備



金融商品取引清算機関

- 免許制
- 業務方法書などを通じた監督
- 清算業務の履行を確保するための措置
- 資料徴取・立入検査

(金融商品取引法)

資金清算機関

- 免許制
- 業務方法書などを通じた監督
- 清算業務の履行を確保するための措置
- 資料徴取・立入検査

(資金決済に関する法律)

貸金業法等改正の概要

I. 貸金業の適正化

1. 貸金業への参入条件の厳格化

- ・ 純資産が5,000万円以上であることを求める
(施行後1年半以内に2,000万円、上限金利引下げ時に5,000万円の順に引上げ)
- ・ 法令遵守のための助言・指導を行う貸金業務取扱主任者について、資格試験を導入し、合格者を営業所ごとに配置することを求める

2. 貸金業協会の自主規制機能強化

- ・ 貸金業協会を、認可を受けて設立する法人とし、貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごとの支部設置を義務づける
- ・ 広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定させ、当局が認可する枠組みを導入する

3. 行為規制の強化

- ・ 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制を強化
- ・ 貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付を義務づける
- ・ 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止
- ・ 公正証書作成にかかる委任状の取得を禁止。利息制限法の金利を超える貸付けの契約について公正証書の作成の囑託を禁止
- ・ 連帯保証人の保護を徹底するため、連帯保証人に対して、催告・検索の抗弁権がないことの説明を義務付け

4. 業務改善命令の導入

- ・ 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、業務改善命令を導入する

II. 過剰貸付の抑制

1. 指定信用情報機関制度の創設

- ・ 信用情報の適切な管理や全件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定する制度を導入し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備する
※ 指定信用情報機関が複数の場合、相互に残高情報等の交流を義務づける

2. 総量規制の導入

- ・ 貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づける（個人が借り手の場合には、指定信用情報機関の信用情報の使用を義務づけ）
 - ① 自社からの借入残高が50万円超となる貸付け、又は、
 - ② 総借入残高が100万円超となる貸付け
 の場合には、年収等の資料の取得を義務づける
- ・ 調査の結果、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを禁止する ※ 内閣府令で売却可能な資産がある場合などを除く予定。

Ⅲ. 金利体系の適正化

1. 上限金利の引下げ

- ・ 貸金業法上の「みなし弁済」制度(グレーゾーン金利)を廃止し、出資法の上限金利を20%に引下げる(これを超える場合は刑事罰を科す)

※ 利息制限法の上限金利(20%~15%)と出資法の上限金利(20%)の間の金利での貸付けについては、行政処分の対象とする。

2. 金利の概念

- ・ 業として行う貸付けの利息には、契約締結費用及び債務弁済費用も含むこととする(ただし、公租公課・ATM手数料を除く)
- ・ 貸付利息と借り手が保証業者に支払う保証料を合算して上限金利を超過した場合、超過部分につき、原則として、保証料を無効とし、保証業者に刑事罰を科す

3. 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止

Ⅳ. ヤミ金融対策の強化

ヤミ金融に対する罰則の強化(懲役5年→10年)

※ 超高金利(109.5%超)の貸付けや無登録営業などが該当

Ⅴ. 多重債務者問題に対する政府を挙げた取り組み

- ・ 政府は、関係省庁相互の連携強化により、多重債務問題解決のための施策を総合的かつ効果的に推進する

Ⅵ. 経過措置

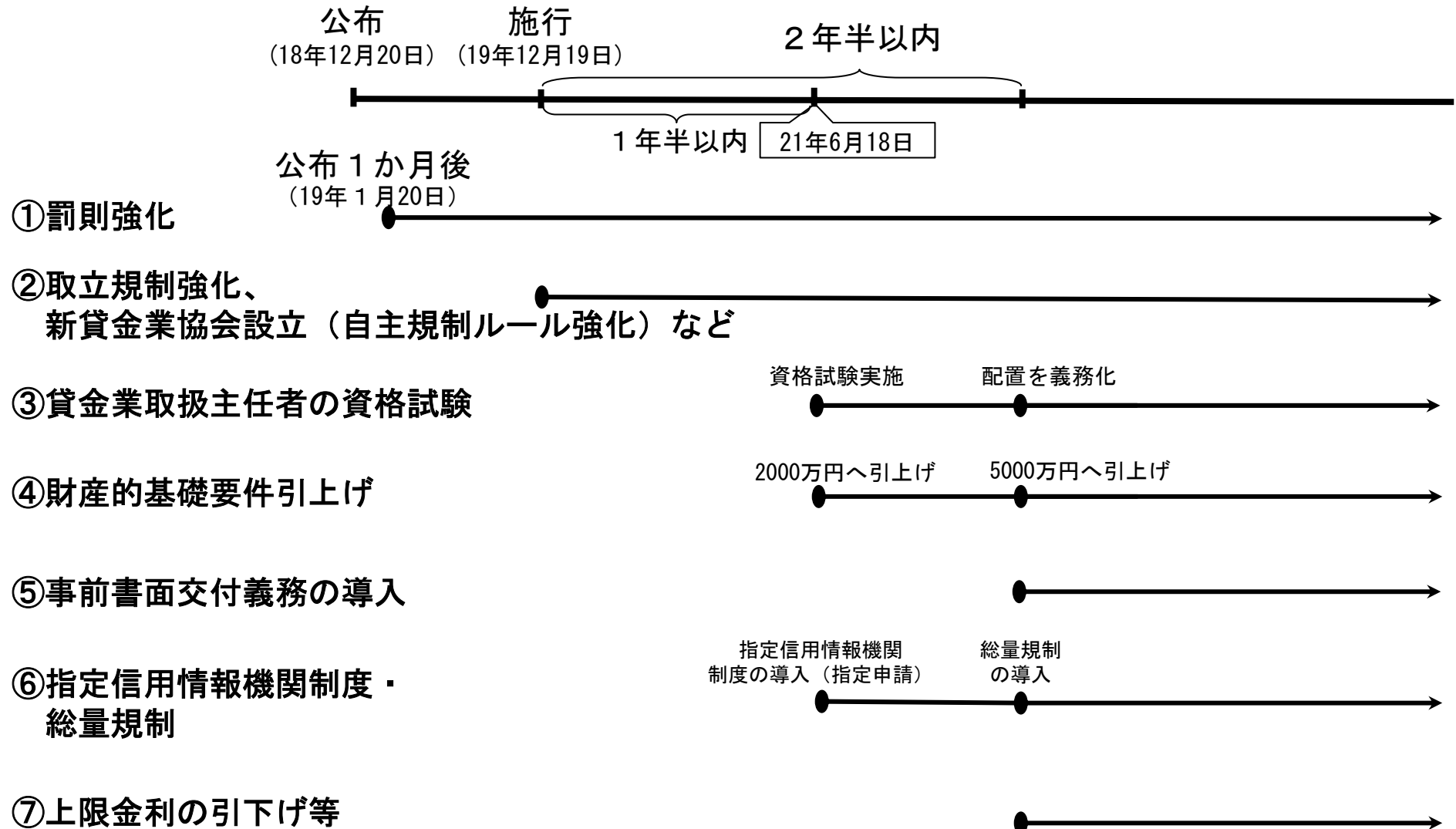
1. 施行スケジュール

- ・ 罰則の引上げ … 公布から1ヶ月後
- ・ 本体施行 … 公布から1年以内
(取立規制の強化、業務改善命令導入、新貸金業協会設立など)
- ・ 貸金業務取扱主任者の試験開始
- ・ 指定信用情報機関制度(指定の開始)
- ・ 財産的基礎引上げ(2千万円) } 施行から1年半以内
- ・ 「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ等
(Ⅲ. 金利体系の適正化 1. ~ 3.)
- ・ 総量規制導入
- ・ 財産的基礎引上げ(5千万円)
- ・ 事前書面交付義務導入 } 施行から2年半以内

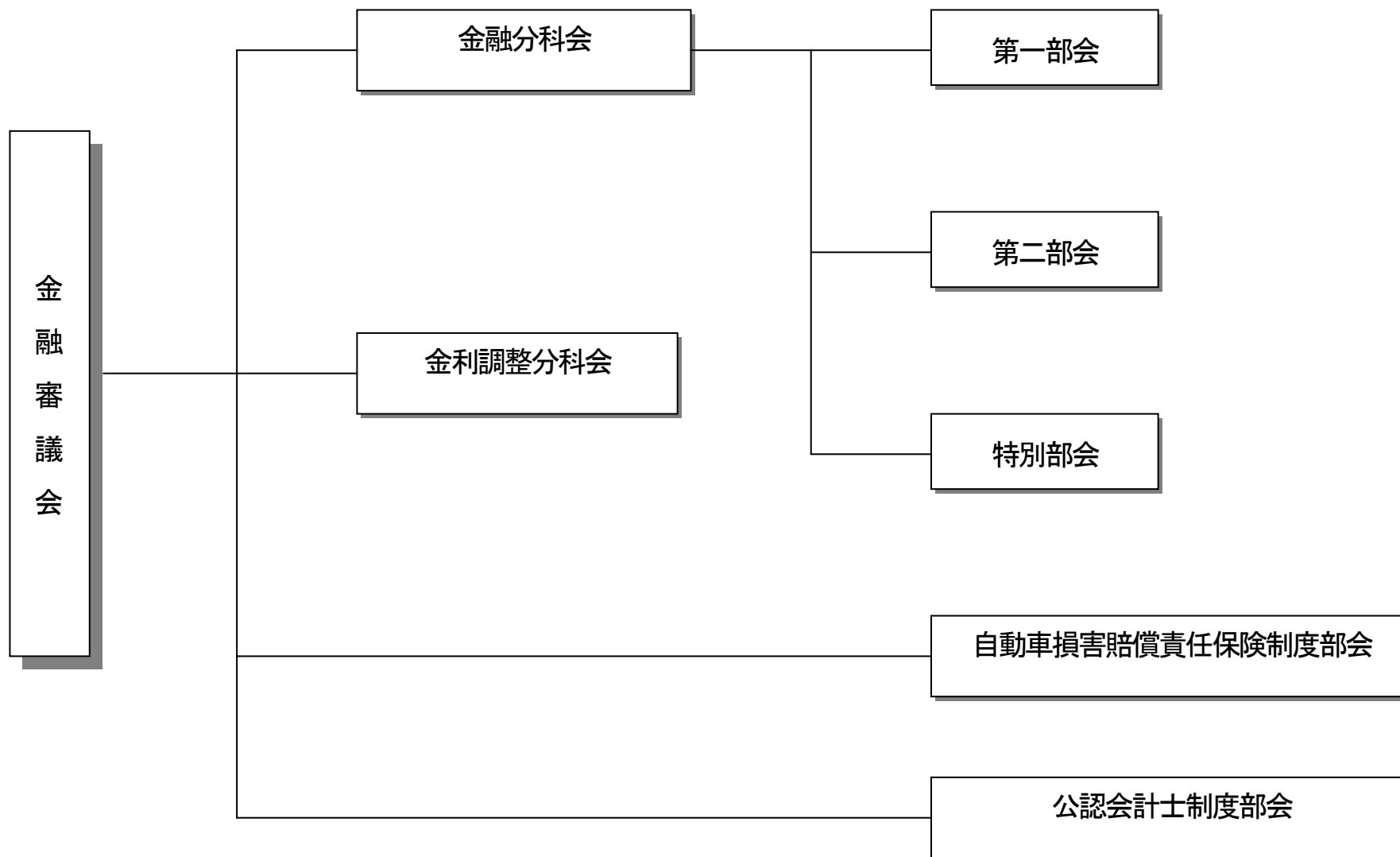
2. 見直し規定

- ・ 貸金業制度のあり方について、施行から2年半以内に、総量規制などの規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行う。
- ・ 出資法及び利息制限法に基づく金利規制のあり方について、施行から2年半以内に、出資法及び利息制限法の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行う。

改正貸金業法の施行スケジュール



金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

平成21年6月30日現在

会 長	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長
会長代理	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	太田 克彦	新日本製鐵(株)執行役員
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
	藤原 美喜子	アルファ・アソシエイツ(株)代表取締役社長
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	若松 誠	フジテレビジョン解説委員長
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士
	[計27名]	
幹 事	中曾 宏	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会委員等名簿

平成21年6月30日現在

分科会長	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長
分科会長代理	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	太田 克彦	新日本製鐵(株)執行役員
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
	藤原 美喜子	アルファ・アソシエイツ(株)代表取締役社長
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	若松 誠	フジテレビジョン解説委員長
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士
専門委員	安東 俊夫	日本証券業協会会長
	江頭 敏明	三井住友海上火災保険(株)取締役社長
	大前 孝治	城北信用金庫理事長
	佐藤 義雄	住友生命保険相互会社取締役社長嘱代表執行役員
	永易 克典	(株)三菱東京UFJ銀行頭取
	〔計32名〕	
幹事	中曾 宏	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会第一部会委員等名簿

平成21年6月30日現在

部会長	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授	
部会長代理	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役	
委員	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授	
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長	
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授	
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授	
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長	
	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問	
	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員	
	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長	
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会	
	野村 修也	中央大学法科大学院教授	
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表	
	藤原 美喜子	アルファ・アソシエイツ(株)代表取締役社長	
	若松 誠	フジテレビジョン解説委員長	
	臨時委員	東 英治	(株)大和総研代表取締役専務取締役
		上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士、早稲田大学法務研究科教授
		原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オンブズネット代表
専門委員	岩熊 博之	(株)東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役専務	
	太田 省三	(株)東京金融取引所代表取締役専務	
	小山田 隆	(株)三菱東京UFJ銀行常務執行役員	
	加藤 雅一	(社)日本商品投資販売業協会会長	
	杉山 健二	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務	
	田中 浩	野村證券(株)取締役常務執行役	
	檀野 博	(社)不動産証券化協会運営委員会委員長	
	鴫田 和彦	日本ベンチャーキャピタル協会会長	
	橋本 雅博	住友生命保険相互会社常務取締役嘱常務執行役員	
	増井 喜一郎	日本証券業協会副会長	
	米田 道生	(株)大阪証券取引所代表取締役社長	
	和地 薫	三菱UFJ信託銀行(株)常務取締役	
	[計34名]		
幹事	吉岡 伸泰	日本銀行企画局審議役	

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会第二部会委員等名簿

平成21年6月30日現在

部会長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
部会長代理	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	太田 克彦	新日本製鐵(株)執行役員
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士
臨時委員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オンブズネット代表
専門委員	落合 寛司	西武信用金庫専務理事
	小山田 隆	(株)三菱東京UFJ銀行常務執行役員
	殿岡 裕章	明治安田生命保険相互会社専務執行役
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長
	二宮 雅也	日本興亜損害保険(株)取締役常務執行役員
	増井 喜一郎	日本証券業協会副会長
	和地 薫	三菱UFJ信託銀行(株)常務取締役
	[計26名]	
幹事	吉岡 伸泰	日本銀行企画局審議役

(敬称略・五十音順)

金融審議会金利調整分科会委員等名簿

平成21年6月30日現在

委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
専 門 委 員	網代 良太郎	江東信用組合代表理事会長
	岡内 欣也	三菱UFJ信託銀行(株)取締役社長
	小川 是	(株)横浜銀行代表取締役頭取
	大多和 巖	(株)農林中金総合研究所顧問
	大前 孝治	(社)全国信用金庫協会会長
	永易 克典	(株)三菱東京UFJ銀行頭取
	横内 龍三	(株)北洋銀行取締役頭取

[計12名]

幹 事	中曾 宏	日本銀行理事
-----	------	--------

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会特別部会委員等名簿

平成21年6月30日現在

部会長	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	太田 克彦	新日本製鐵(株)執行役員
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士
臨時委員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	岩村 充	早稲田大学商学研究科教授
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士、早稲田大学法務研究科教授
	角 紀代恵	立教大学法学部教授
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
専門委員	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オンブズネット代表
	堀部 政男	一橋大学名誉教授
	山口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	飯島 巖	日本貸金業協会理事
	數間 浩喜	(株)損害保険ジャパン取締役専務執行役員
	瀧下 行夫	外国損害保険協会専務理事
	月原 紘一	三井住友カード(株)代表取締役社長兼最高執行役員
	中西 智	(株)三井住友銀行取締役兼専務執行役員
	吉岡 一憲	日本証券業協会常任監事
	吉田 哲	横浜信用金庫専務理事
米澤 潤一	(財)金融情報システムセンター理事長	
渡邊 光一郎	第一生命保険相互会社取締役専務執行役員	
[計23名]		

(敬称略・五十音順)

公認会計士制度部会委員等名簿

平成21年6月30日現在

部会長	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
委員	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
臨時委員	安藤 英義	専修大学商学部教授
	伊藤 進一郎	(株)プロティビティジャパン最高顧問
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士、早稲田大学法務研究科教授
	大崎 貞和	(株)野村総合研究所研究創発センター主席研究員
	八田 進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	林田 晃雄	(株)読売新聞社論説委員
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オンブズネット代表
	的井 保夫	日本電気(株)顧問
	八木 良樹	(株)日立製作所名誉顧問
	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
専門委員	小島 茂夫	元(株)大阪証券取引所代表取締役常務取締役
	久保田 政一	(社)日本経済団体連合会専務理事
	澤田 眞史	日本公認会計士協会副会長
	静 正樹	(株)東京証券取引所執行役員
	藤沼 亜起	日本公認会計士協会相談役
	増井 喜一郎	日本証券業協会副会長
	増田 宏一	日本公認会計士協会会長
幹事	河合 芳光	法務省民事局参事官

(敬称略・五十音順)

自動車損害賠償責任保険制度部会委員名簿

平成21年6月30日現在

部 会 長	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
臨 時 委 員	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト

[計3名]

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会第一部会報告

～ 信頼と活力ある市場の構築に向けて ～ （平成 20 年 12 月 17 日）の概要

I. 格付会社に対する公的規制の導入

【規制導入の背景・問題認識】

- ① 金融・資本市場における情報インフラとしての役割の重要性
- ② 指摘されている様々な問題への対応
- ③ 国際的な規制の導入・強化の動向

〔指摘されている問題点〕

格付会社：利益相反、格付プロセスの品質管理の欠如、情報開示不足
 投資者：格付への過度の依存

1. 国際的に整合的な規制の整備

【基本的考え方】

- ①格付対象商品の発行者等からの格付会社の独立性確保・利益相反回避
- ②格付プロセスの品質と公正性の確保
- ③投資者等の市場参加者に対する透明性の確保

・IOSCO（証券監督者国際機構）の基本行動規範の遵守確保がベース
 ・具体的には、登録を受けた格付会社について、①誠実義務、②格付方針等の情報開示、③利益相反防止等の体制整備、④格付対象の証券を保有している場合の格付の禁止 等

2. 規制の実効性確保のための登録・検査・監督

○ 体制が整備された格付会社を登録

・金融商品取引業者等が無登録業者による格付を利用して勧誘を行うことを制限（無登録である旨、格付の前提・限界などの説明義務）

○ 検査・監督において外国当局と執行協力

II. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、商品デリバティブ取引は商品取引所法で規制するとの枠組みの下、以下の基本的考え方に立って、相互乗入れを可能に

- ① 本体・子会社形態・持株会社形態での相互参入を容認
- ② 両法の立法趣旨を適切に確保しつつ、重複の排除等により規制・監督を合理化
- ③ 両市場にまたがる不公正取引等に対し、金融行政当局と商品行政当局の連携強化

III. 開示制度等の見直し

投資者にとって分かりやすく、充実した投資情報を、投資者の必要なときに、利用しやすい方法により提供

- ・「発行登録制度」における周知性要件の見直し（格付基準に代わる基準の検討）
- ・投資信託交付目論見書への必要かつ簡潔な投資情報の記載
- ・有価証券の「売出し」概念の見直し（均一条件の撤廃及びこれに伴う規制の柔構造化） 等

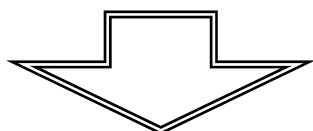
投資家保護のため、特定投資家（プロ）・一般投資家（アマ）の移行手続の見直し

- ・プロからアマへの移行の効果が、投資家から申出があるまで持続するよう検討（現行は1年ごと） 等

金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告書（要旨）
「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」

（平成20年12月17日公表）

- 金融商品・サービスが多様化・複雑化する中、金融トラブルを簡易・迅速に解決する手段として、金融ADRの役割に期待。
- 業界団体等による自主的な苦情・紛争解決の取り組みの進展。
しかし、自主的な取り組みは中立性・実効性等の観点から万全ではない。



法的枠組みを設け、利用者の納得感のあるトラブル解決
金融商品・サービスへの利用者の信頼性の向上

＜金融分野における裁判外の紛争解決のあり方＞

- これまでの業界団体等による自主的な苦情・紛争解決の取り組みを活用。（横断的な金融ADR機関の設置は、将来的な課題。）
- まずは、業態ごとに設立される中立・公正な金融ADR機関を行政庁が指定。ただし、窓口の共通化について、実務上検討。
- 金融ADR機関が指定された場合、紛争解決にあたって金融機関は手続応諾、結果尊重などが求められる。（結果尊重については、裁判を受ける権利にも配慮。）
- その他、金融ADRの実効性確保のため、金融ADR機関の連携、行政庁の関与等も必要。
- 金融ADR機関の設立時期については、苦情・紛争解決の取り組み状況等の業界の実情を踏まえて、業界が自主的に判断できるものとする必要。
（ただし、金融ADR機関が設立されていない段階でも、金融機関の苦情・紛争への自主的な対応の向上を図る。）

- 我が国金融・資本市場の競争力強化
- 決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤（インフラ）

リテールの資金決済

情報通信技術の革新やインターネットの普及等により、決済に関する新たなサービスが普及・発達。また、銀行のみに許される為替取引を銀行以外の事業者も容易に行い得る状況。こうした環境変化に対応するため、第二部会に決済に関するワーキング・グループ（決済WG）を設置。

- 決済WG報告においておおむね共通した認識が得られた事項
 - サーバ型の前払式支払手段について紙型・IC型のものと同様の規制とする。
 - 前払式支払手段について現行の枠組みを維持しつつ所要の改正を図る。
 - 他の事業者が為替取引を行うこと（資金移動サービス(仮称)）を認める。

⇒ 実務面での検討を深め、制度整備を図ることが適当。

○決済WG報告において種々の意見が記された事項

- ポイント・サービス
(意見の例)
 - ・ ポイントの発行が多額になっていること、ポイントでの支払やポイント交換の対象が広がっていることなどから、何らかの消費者保護が必要である。
 - ・ ポイントは景品・おまけとして無償で発行されているとともに、財・サービスの利用範囲が限定されており、制度整備の必要はない。
- 収納代行サービス・代金引換サービス
(意見の例)
 - ・ 収納代行サービス等は銀行法（為替取引）に抵触する疑義がある、サービスを提供する事業者が破綻した場合には収納を依頼した者に被害が生じる可能性がある等から制度整備を行うことが適当である。
 - ・ 収納代行サービス等は為替取引に該当しない、支払人が二重支払の危険はない、利用者の利便性を低下させる等から制度整備の必要はない。

⇒ 制度整備を急ぐことなく、将来の課題とすることとし、利用者保護に欠ける事態等が生じないように、引き続き注視をしていくことが必要。

銀行間の資金決済

銀行間の資金決済を行っている全銀システムの運営主体について、より公正性、透明性の高いガバナンス体制の下で、システムの運営が行われるよう、適切な監督等を図る観点から所要の制度整備を図る。

(注) 全銀システムは、現在、銀行を構成員とする特例民法法人である東京銀行協会により運営され、幹事行制度に基づいて、その組織の実質的な運営が図られている。

協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理の概要

- 協同組織金融機関を取り巻く状況の変化（地域経済の疲弊、協同組織金融機関数の減少、預貸率の低下等）
- 規制改革推進のための3ヵ年計画（H19.6.22閣議決定）「業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討」
⇒ H20.3 金融審議会第二部会に「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」を設置

視座

- 協同組織金融機関の本来の役割は、相互扶助という理念の下、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくこと
- 一方、協同組織金融機関をめぐる状況の変化等を受け、協同組織金融機関が担うべき役割を十全に果たしていないのではないか、との問題意識が存在
- 協同組織金融機関が担うことが期待される役割について、その発揮の阻害要因の特定及び一層の発揮のための方策や制度・環境整備のあり方を検討することが必要

個別の論点

1. 地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割

- 預貸率の低下など、従来の融資を通じた金融仲介機能の伸び悩みが見られる中、協同組織性の強みであるきめの細かい金融サービスを提供する観点から、中小企業再生支援機能、生活基盤支援機能、コンサルティング機能などの役割を積極的に果たしていくことが望まれる。

2. 業態別のあり方

- 協同組織性の本来の強みを発揮するためには業務の「選択と集中」が必要。信用金庫と地域信用組合の区分が必ずしも明確でなくなっている現状において、その意義・必要性等について、根本に遡った多面的な検討を行っていくことが考えられる。
- 小規模の事業者、消費者の生活支援に特化した新たな形態の創設について、検討を行っていくことが望ましい。

3. ガバナンスのあり方

- 総代会の機能の向上、職員外理事の登用等に係る自主的な取組みが行われていくことが望まれる。
- 複数の監事による監査を行う監事会制度を創設するための検討を行っていくことが望ましい。
- 半期決算・半期開示、半期監査の制度化等について、適用範囲には留意しつつ、検討を行っていくことが必要であるが、まずは各協同組織金融機関の判断で自主的な取組みが一段と進展していくことが望まれる。

4. 業務等のあり方

- 協同組織性、それに基づくコモンボンド（共通の絆）の考え方に鑑みると、地区のあり方については現在の枠組みを維持することが望ましい。
- 余資運用について、
 - ①運用方針、運用手法、リスク管理体制の整備状況等の開示による自己規律の確保、
 - ②中央機関による個別協同組織金融機関の運用状況のモニタリング、
 - ③中央機関と個別協同組織金融機関によるファンド等の共同運用など運用手段の多様化、
 などの自主的な取組みが行われていくことが望まれる。

5. 連合会（中央機関）のあり方

- 中央機関が、個別の協同組織金融機関を補完する観点から、例えば中小企業融資、不良債権処理、再生支援、余資運用等の面でサポートを行っていくことが望まれる。
- 中央機関としての機能を十分に発揮するためには、その目的、役割、権限等について法的に明確化していく方向で検討が行われていくことが望ましい。
- 時限的な措置である改正金融機能強化法の枠組みの重要性を認識するとともに、持続可能で安定的な相互支援制度としてどのようなあるべき姿が考えられるか検討を行っていくことが望ましい。

今後の展望

- これらの論点について、制度化を検討すべきものもあるが、まずは、各業界で自主的な取組みが行われる必要
- ①今後の金融を巡る情勢
②各業界の自主的な取り組みの実施状況 } 等を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、環境整備と制度設計を図る

—中間論点整理—

平成21年6月19日

金融審議会金融分科会第二部会

保険の基本問題に関するワーキング・グループ

[中間論点整理]

保険の募集・支払、保険料積立金の支払を巡っては、平成 17 年から始められた保険法現代化の検討過程で議論となり、募集に関する規定を保険法に設けるかどうか等が論点となった。結論としては、それらの規定を保険法には設けないこととされたが、その後、本ワーキング・グループにおいて、保険法改正の議論の経緯も踏まえ、保険募集・支払全般に関し幅広く議論を行うこととし、その旨、金融審議会第二部会に報告した。

他方、監督の分野では、これまでに消費者への説明のあり方の問題等の、募集・支払を巡る様々な問題の指摘も踏まえ、改善に向けた具体的な取組みが進められてきている。例えば、平成 17 年「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」において、情報提供等のあり方に関する検討を経て「契約概要」「注意喚起情報」等の導入が提言され、実際に活用されてきている。

本ワーキング・グループでは、昨年 7 月以来、木下委員、丹野委員、砂田委員から、欧米の制度整備の状況の説明や、消費者問題等の視点からの問題提起、提言等を受けたほか、日本保険仲立人協会、日本損害保険代理業協会等からも意見を聴取し、活発な議論を行ったところである。

これまでの議論の中で出された意見を全体的に見てみると、問題の所在は、個々の規制等の問題にあるだけでなく、より全体的、構造的な面にもあるものと考えられる。

以下に、これまでの議論を踏まえ、問題の全体像や背景として考えられること、今後の検討に当たって留意していく必要があると考えられる点等を整理した。

(背景)

これらの問題の全体像や背景について考えてみると、様々な経緯等があって一概に整理することは難しいが、一つの大きな背景として、以下のことがあるものと考えられる。

- すなわち、我が国では、特に 1990 年代より、少子高齢化の急速な進行などの社会経済の変化を踏まえ、保険に対するニーズの多様化とそれへの対応の重要性が広く認識され、制度面でも実際面でも、新たな保険商品の開発が進み、その多様化が進められてきた。その際、特に、種々の経緯の中で、特約という形で多くの保険商品が開発、販売されてきた点に一つの特色がある。
- その結果、この間、確かに、多様なニーズに応えうる、多様な保険商品が提供されるようになってきたが、反面、内容や構造が複雑で、理解が容易でない商品も多くなり、このことがこれまでに本ワーキング・グループでの議論を通じて指摘されてきた様々な問題につながっていると考えられる。

例えば、情報提供に係る規制の強化や、いわゆる適合性原則の導入を求める意見が出されており、主張の理由は種々指摘されているが、複雑な保険商品が多く提供され、それに関する理解が難しくなっているという現実が、これらの意見の背景にあることは否定しがたい。

こうした状況の中で、最近ではインターネットなどを活用して、保険商品の内容自体を比較

的単純でわかりやすいものにし、保険料が相対的に安いといったことをセールスポイントにした商品も登場してきているが、こうした動きについてどのように考えていくべきか。

○ 保険商品が多様化する中で、複雑で理解が容易ではない商品が増えてきたことは、さらに次のような問題にもつながっていると考えられる。

- ・ 保険商品の種類等にもよるが、一般的に、利用者自身による商品間の比較が一層難しいものになっている。
- ・ 比較が容易でない中で、専門家の説明やアドバイス等を求める希望は大きいと考えられるが、特定の会社の保険商品の推奨に偏らないという意味での中立的な情報源等をどこに求めたらよいかは、必ずしも容易には分からない。

例えば、インターネットなどでは、商品比較に関する記載が多く存在し、現に一定の利用があると思われる。様々なものがあるので一概に議論することは難しいが、ネット等に掲載され利用されている比較情報が、果たして正確な情報に基づいているものか、あるいはそのページが中立的な立場なのかどうか必ずしも明らかではない。こうした現状をどう考えていくべきか。

また、近年、大規模な乗合代理店も出現し、利用が広がっている。ビジネスの実態は様々であるので、これも一概に論じることはできないが、少なくとも制度のあり方としてみた場合、このような代理店が中立的な立場から情報提供をすることが制度上担保されているわけではない。保険商品の推奨にあたっての立場が不透明という指摘になり、更にこのことが、代理店が保険会社から受け取る手数料の開示の問題が重要という主張につながっていると考えられる。

さらに、ブローカー制度として平成7年に創設した保険仲立人制度については、代理店と異なり、顧客に対する誠実義務が課されているが、実際には個人分野ではほとんど活用されておらず、企業保険が中心となっており、こうした現状についての問題も提起されている。

- ・ 募集文書の問題についても、複雑な内容を持つ保険商品に対応して、保険会社では、非常に多くの文書を作成し説明時に交付して使用しているが、本ワーキング・グループの議論においては、かえって文書が多すぎて何を見てよいか分からないといった指摘も出されている。
- ・ 保険会社による不払い・支払漏れ問題についても、問題が発生した背景には、各社が競って保険商品を開発、販売してきたものの、複雑な商品体系に対応した適切な支払管理態勢等が構築されていなかった点も指摘されている。
- ・ 保険料積立金の支払についても、例えば、近年、無・低解約返戻金型保険商品なども開発・販売されてきているが、その仕組みや内容がわかりにくいとの指摘が出されている。

○ 保険商品、特に生命保険商品については、利用者の年齢や健康状態の変化等によって再加入が困難であるという特性があり、上記の問題は、利用者保護の観点から適切に検討されるべきであると考えられる。

(検討のあり方)

以上のことにかんがみると、問題の解決を図っていくためには、例えば、単に募集時の説明をより適切なものとしていくという対応だけでなく、複雑な保険商品そのものをもっと分かりやすいものにしていくためにはどうすべきか、あるいは、利用者にとって信頼できる専門家が身近にいて、アドバイスなどを受けやすくするためにどうすべきかという課題設定が必要であり、こういった論点を含め、総合的、全体的に対応を考えていく必要があるのではないかと考える。

すなわち、各規律が有機的に結びついていることを考慮しながら、募集時の規制のみならず、保険商品に対する規制のあり方、募集主体の問題、支払管理面での規律等にわたり、規制のあり方全体として、望ましい姿はどのようなものかについて、その基本的考え方を整理しつつ、検討を進めていく必要があるのではないかと考えられる(例えば、EUにおいては、日米の仕組みと異なり、保険商品に係る事前認可が廃止され、域内における自由な競争による商品開発を促進される中、募集面において適合性原則や情報提供義務が課されるという体系になっている)。

(検討に当たっての基本的視点)

本ワーキング・グループの議論の中では、個別の問題で規制強化による対応を求める意見が多く出された。利用者保護等の観点から、適切な規制のあり方を検討する必要があるが、今後、この問題をさらに掘り下げていく場合には、個別の規制の論点だけでなく、規制のあり方の全体像について考えていく必要があるのではないかと考える。その際には、競争原理を通じて、利用者にとって、より分かりやすく、より良い保険商品が優れたチャネルを通じて提供されるようにしていくことが重要であり、この点にも十分留意する必要があるのではないかと考える。

また、規制強化によって保険契約者保護を図るというアプローチは、他方において、いわゆる利用者への負の効果—すなわち、競争や新規参入を通じて優れた商品やサービスが生まれるダイナミズムが弱くなること—が生じることについても、十分に留意する必要がある。

さらに、本ワーキング・グループの議論の中では、規制のあり方として、詳細なことも含めルール化を進めるべきとの意見があったが、金融庁においては、これまで、ベターレギュレーションの観点から、ルール・ベースとプリンシプル・ベースのアプローチのベストミックスによる行政を進めてきている。今後の本ワーキング・グループの検討においては、制度のあり方を考えるに当たり、こうした取組みを踏まえた視点に立って議論を行っていく必要があるものと考えられる。

また、今後の検討に当たっては、我が国保険業の国際競争力等の観点にも留意する必要がある。

(今後の進め方)

これまで出された意見は、制度のあり方にかかわるもの、運用面での改善にかかわるものなど様々であるため、今後の進め方としては、別紙のように、制度のあり方にかかわるテーマとそれ以外のテーマに大別して、前者については、今後本ワーキング・グループにおいて制度の全体像を考えていく中で検討、後者については、業界も含めた実務レベルでの検証作業等を速やかに開始し、適切な時期にその結果等を本ワーキング・グループに報告することとする。

【個別論点】

○ 情報提供の義務

募集時の情報提供については、平成 17 年に「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」(以下、「検討チーム」)において、保険商品が多様化・複雑化し、提供される情報量が増加する中で、消費者に対する情報提供の適正を期す観点から検討が行われた結果、「契約概要」「注意喚起情報」の導入が提言され、以後、これらを活用した募集活動が行われている。

このような取組みが進められている中、平成 19 年の保険法改正を巡る議論において、法制上、情報提供義務を課すべき等の議論が行われ、また、本ワーキング・グループでは、保険会社による募集時の説明義務の強化を検討すべき、「契約概要」等の書面交付義務の法定化を検討すべき等の意見があった。

今後、制度全体の望ましい姿を考えていく中で、これらの意見について検討していく必要があると考えられる。

○ 適合性の原則

現行保険業法では、変額年金保険等の特定保険契約についてのみ、投資性の強い商品として金融商品取引法の規定が準用され、いわゆる適合性の原則が導入されている。

また、この問題については、平成 18 年に「検討チーム」において、消費者が自らのニーズに合致した保険商品を適切に選択・購入できるよう、「意向確認書面」の導入が提言され、以後、募集現場で活用されている。

本ワーキング・グループでは、この「意向確認書面」の法的根拠付けが出来るとともに違反防止の効果が考えられる等の理由から、法律上の義務として保険商品一般にも適合性の原則を導入すべき等の意見が出された。

今後、「意向確認書面」による消費者ニーズ把握の効果等も検証しながら、この問題について検討していく必要があるものと考えられる。

○ 募集文書(実務的検証)

募集文書については、上記の通り、「検討チーム」における種々の検討を経て、「契約概要」「注意喚起情報」「意向確認書面」が導入されたところである。

本ワーキング・グループでは、実際の募集現場において「契約概要」等が効果的に使われているか、形式に流れていないか等を改めて検証すべきとの意見や、パンフレットを含めた募集文書全体の量がなご多いため一層の整理・集約化を行うべき、約款を読みやすく簡素化すべき等の意見があった。他方、募集文書の頻繁な変更は、結果的には契約者の負担増につながるるので慎重であるべきとの意見もあった。

募集文書を巡るこれらの意見については、今後、まずは、「契約概要」等の活用状況等について、業界も含めた実務的な検証作業を速やかに開始し、その上で必要な対応の検討を行っていくことが適当と考えられる。

○ 広告規制(実務的検証)

本ワーキング・グループでは、テレビ広告などは影響力が特に大きく、一旦誤認されると訂正が難しいことなどから、保険商品の広告について、より厳格な規制を課すべきとの意見があった。

広告については、現行、業界の自主ガイドラインで詳細なルールが設けられ、各社がそれに即した行動を取ることが求められている。本ワーキング・グループで出された意見を踏まえ、まずはこうしたルールの運用状況等について、業界も含めた実務的な検証作業を速やかに開始し、必要な対応等を含めて検討していくことが適当と考えられる。

○ 募集主体

平成7年に、諸外国に倣ってブローカー制度として創設された保険仲立人制度について、当初想定されていた形での利用が進んでいないことなどから、制度の見直しが必要との意見があった。また、乗合代理店について、複数会社の保険商品を取り扱う保険会社から独立性の高い代理店も出現してきているが、こうした現状を踏まえ、保険仲立人制度との関係も含め見直しを行うべきとの意見があった。

今後、これらの募集主体を巡る意見についても、制度全体のあり方を検討していく中で、消費者保護・利便向上の観点から検討を進めていく必要があると考えられる。

○ 募集コスト開示

消費者が多様な保険商品の中から商品の選択を検討するに当たって、付加保険料の水準や代理店が保険会社から受け取る手数料の水準は有用な情報であるので、これらの情報の開示を検討すべきとの意見があった。なお、代理店が受け取る手数料については、「検討チーム」の検討において、代理店にベストアドバイス義務を課すべきか等、仲介業者のあり方とも関わる問題であるため、その中で併せて検討することが望ましいとの議論になった経緯がある。

今後、これらの意見について、消費者に対してどういった情報を提供していくことが有効か、また保険会社のディスクロージャーのあり方をどう考えるか等の観点から、乗合代理店制度や保険仲立人制度のあり方の見直しとの関係も踏まえつつ、検討していくことが必要と考えられる。

○ 募集人の資質向上(実務的検証)

募集人の資質向上については、不払い・支払漏れ問題等も踏まえ、保険会社において一層の資質向上に向け、例えば、給与体系の見直し、研修・試験制度の改善などを含む様々な取組みが進められているとの説明があった。

他方、募集人の一層の資質向上が必要であり、例えば、募集人の登録に当たって一定の試験合格を義務づけるべきとの意見や国家資格試験を導入すべきとの意見、試験では一時点の能力しか測定できないので、むしろ資質向上に向けた継続的な取組みを重視すべき等の意見が出された。

本ワーキング・グループで指摘のあった点については、保険会社や協会採用面、研修面、処遇面等で様々な取組みが進められていることを踏まえ、これらの取組みについて、業

界も含めた実務的な検証作業を速やかに開始し、改善に努めていくことが適当と考えられる。

○ 保険金支払

本ワーキング・グループでは、保険会社において、不払い・支払漏れ問題等を踏まえ、問題の再発防止の徹底に向け、支払管理態勢の整備等広範な対応を行っていることの説明があった。

本ワーキング・グループでは、制度上の問題として、保険会社に対して、支払事由に該当するかどうか等についての誠実、迅速な調査義務を課すべきとの意見や、請求主義を原則としつつも、支払請求に向けた保険会社の情報提供義務、注意喚起義務を規定すべきとの意見があった。

この問題についても、制度全体の望ましい姿を考えていく中で、これまでの取組みの効果も踏まえて検討していく必要があると考える。

○ 商品のあり方

上記のような種々の問題の背景には、保険商品が一層多様化・複雑化していることがあり、商品そのものの簡素化を進めるべきとの意見があった。今後、こうした意見についても、上記の各問題における検討と併せながら、商品開発のあり方、商品に関する規制のあり方を含め、検討していくことが必要であると考えられる。

○ 保険料積立金等の支払

保険料積立金等の支払について、保険商品に係る透明性向上等の観点から、解約返戻金に係る商品審査基準を明確化すべきとの意見や基礎書類の開示を検討すべき等の意見があった。また、無・低解約返戻金型保険商品について、特に保険料が比較的高い保険商品のあり方について、考え方を整理すべきとの意見があった。

今後、これらの問題についても、募集面や商品面に係る他の問題と併せて検討していくことが必要であると考えられる。

(以上)

市場における資金調達等をめぐる問題

少数株主等の利益を著しく損なうような資金調達等を防止するため、上場会社等の資本政策をめぐるガバナンスを強化

1. 新株発行等への対応

- 第三者割当増資について、資金使途・割当先の詳細や割当先による資金手当ての方法等の開示。有利発行の可能性がある場合の監査役による意見表明
- 大幅な支配比率の希釈化、支配権の移動を伴う第三者割当増資について、取引所による審査、経営陣から独立した者による意見表明等。問題事案には、上場廃止を含め取引所による厳正な措置
- 経済的にMSCBに類似したスキームに対する、MSCBと同様の規制(適切な開示の確保・転換条件の適正化等)。MSCB等について、発行条件の合理性等に関する開示を拡充
- 当局や取引所等における執行面の充実・連携強化

2. キャッシュアウト(現金を対価として行う少数株主の締め出し)への対応

- 株主の権利を不当に制限するおそれのあるものについて取引所が審査。問題事案には、取引所による厳正な措置
- キャッシュアウトの予定やその具体的内容の開示

3. グループ企業におけるガバナンス

- コーポレート・ガバナンスの原則は企業集団レベルでも実現されるべき旨を明確化
- 親会社の経営に重要な影響を与える子会社の行為等に関して、親会社は、自身の見解と合わせて、子会社経営陣の見解を株主へ適切に開示

4. 子会社上場のあり方

- 子会社上場のあり方について、今後真剣に検討。今後も子会社上場が認められていくのであれば、親会社・兄弟会社出身者でない社外取締役・監査役の選任など、親会社の利益相反・権限濫用防止のためのルール整備を検討

5. 株式の持合いへの対応

- 株式の持合い状況についての開示の促進
- 銀行等保有株式取得機構の積極的な活用

ガバナンス機構をめぐる問題

上場会社等の良質な経営の実現及び投資者の信頼確保の観点から、ガバナンス機構のあり方は極めて重要

1. 取締役会のあり方**委員会設置会社化**

⇒ 現状、委員会設置会社はごく一部(東証上場会社のうち 2.3%)。多くの上場会社にとって、近い将来に委員会設置会社化を選択することは現実的でない面も

独立社外取締役を中心とした取締役会

例えば取締役会の 1/3 又は 1/2 以上を独立社外取締役とする

⇒ 半数以上の社外性が求められる監査役会と重複との指摘。

独立社外取締役の選任と監査役会等との連携

1名ないし複数の独立性の高い社外取締役を選任。監査役会、内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで、経営に対する監督機能を強化

⇒ 株主・投資者等からの信託を確保していく上で、多くの上場会社にとってふさわしいモデルとして提示し、それを踏まえ、上場会社は、それぞれのガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由を開示

2. 監査役機能強化

- ①監査役監査を支える人材・体制の確保、②独立性の高い社外監査役の選任、③財務・会計に関する知見を有する監査役の選任等を、上場会社に係る望ましい事項として位置付け、各上場会社が取組み状況を開示

3. 社外取締役・監査役の独立性

- 社外取締役・監査役と会社との関係及び独立性に関する会社の考え方についての開示を拡充(子会社上場のケースについては、別掲)

4. 監査人の選任議案・報酬の決定権

- 監査人の選任議案・報酬の決定権を監査役の権限とすることについて検討の促進

5. 役員報酬の開示の強化

- 役員報酬の決定方針及び報酬の種類別内訳等を開示

投資者による議決権行使等をめぐる問題

市場を通じて上場会社等のガバナンスを向上させていくため、投資者が的確な経営監視

1. 機関投資家の受託者責任に基づく適切な議決権行使

- 議決権行使は、機関投資家の受託者責任の重要な要素を構成することの明確化
- 機関投資家による議決権行使ガイドラインの作成・公表、議決権行使集計結果の公表に係る業界ルール等の整備

2. 上場会社等による株主総会議案の議決結果の公表

- 各議案の議決結果について賛否の票数の公表

3. 議決権電子行使プラットフォームの利用促進

- 投資者による議案の十分な検討期間等の確保のため、上場会社による利用の促進

コーポレート・ガバナンスに係る規律付けの手法

- 上場会社について、高い水準のコーポレート・ガバナンスを確保することは、取引所の使命
- 市場監視の中でコーポレート・ガバナンスの充実を図っていくべく、開示の充実
- 上場会社等のコーポレート・ガバナンスをめぐる法制のあり方については、引き続き幅広く検討を行っていく必要

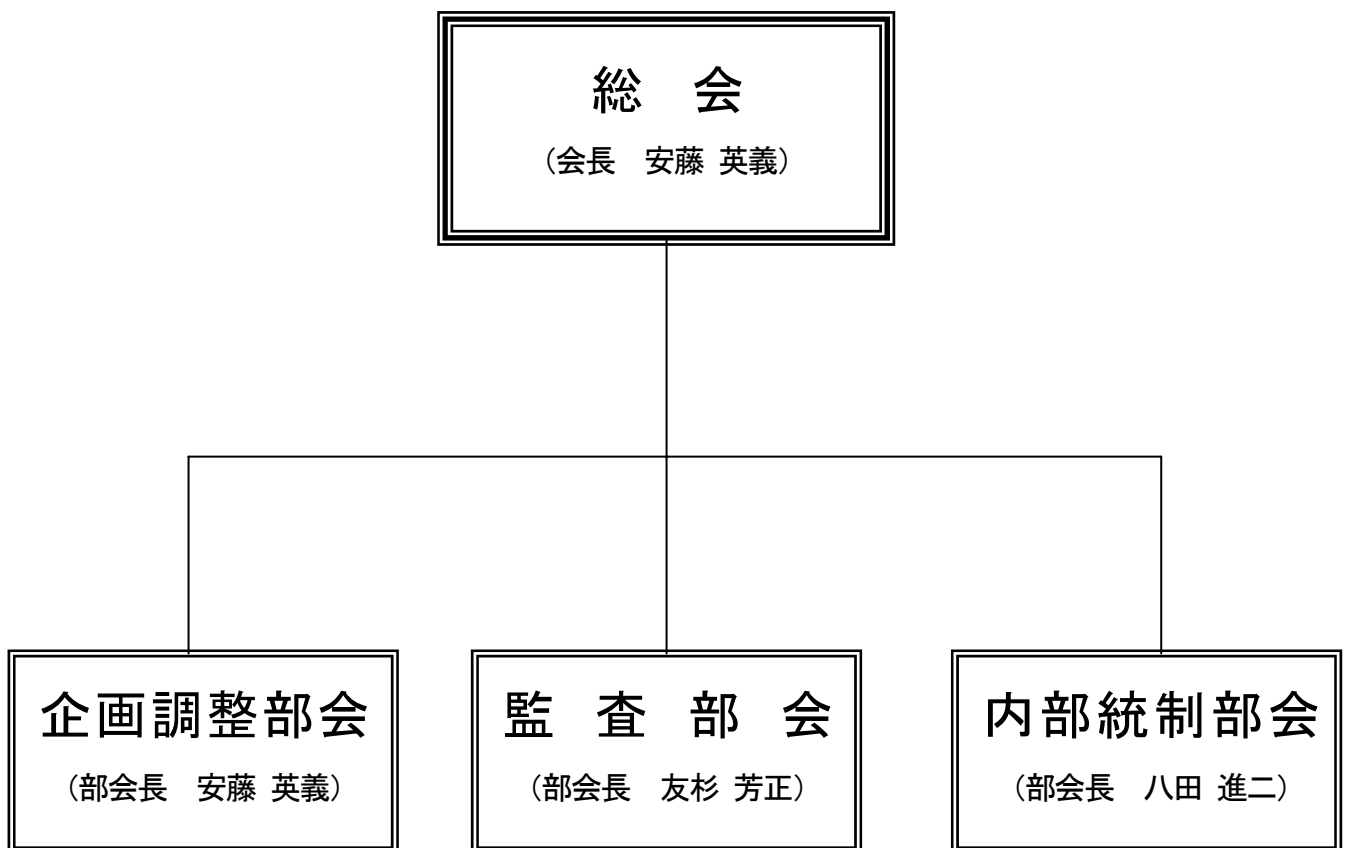
自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成21年6月30日現在)

会 長	山 下 友 信	東京大学教授
委 員	奥 宮 京 子	弁護士
	古 笛 恵 子	弁護士
	佐 野 弘 明	(社)日本自動車会議所常任理事
	島 田 彩 夏	(株)フジテレビジョン編成制作局アナウンス室
	関 政 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 山 泰 之	損害保険料率算出機構専務理事
	戸 川 孝 仁	全国交通事故遺族の会副会長
	西 原 浩 一 郎	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	広 重 美 希	(財)日本消費者協会 総務部サブマネージャー
	福 田 弥 夫	日本大学教授
	堀 田 一 吉	慶應義塾大学教授
湯 目 和 史	(社)日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長	
特別委員	石 井 正 三	日本医師会常任理事
	今 尾 和 實	全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長
	北 原 浩 一	全国交通事故後遺障害者団体連合会代表
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	田 中 節 夫	(社)日本自動車連盟会長
	西 崎 哲 郎	(社)コンプライアンス・オフィサー認定機構理事長

(敬称略・五十音順)

企業会計審議会の組織図



「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 (骨子)

1. 基本的考え方

我が国の会計関係者が中長期的な展望を共有した上で、国際会計基準(IFRS)の取扱いを検討する必要。下記2.の諸課題や国際的な諸情勢等の状況変化に応じ柔軟な対応が重要。

2. IFRS適用に向けた課題等(主なもの)

- ① 国際会計基準の作成の動向、基準作成のデュー・プロセスの確保、我が国の関与の強化等、国際的な諸情勢の見極め
- ② 実務の対応・準備状況 等

3. IFRSの具体的な適用方法

(1) 任意適用

IFRSの国際的な広まりを踏まえると、企業及び市場の競争力の観点から、できるだけ早期に容認することが考えられ、具体的には、2010年3月期(年度)から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に、任意適用を認めることが適当である。

(2) 将来的な強制適用の是非

強制適用の是非の判断時期は、上記2.の諸課題の達成状況やIFRSの適用状況等を確認する必要があることから、前後しうるが、2012年を目途とすることが考えられる。

対象は、上場企業の連結財務諸表が適当。

強制適用を行う場合、判断時期から少なくとも3年の準備期間が必要と考えられる(2012年に判断の場合、2015年又は2016年に適用開始)。

(注) 全上場企業に一斉に適用するか、段階的に適用するかは、改めて検討・決定。

継続企業の前提に関する注記に係る我が国と欧米の比較

日 本	米国・IFRS（国際監査基準）
「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の存在	
↓	↓ 経営者が、「経営者の対応・経営計画」を検討・評価
継続企業の前提に関する注記（監査対象）	
↓	
監査人が、「経営者の対応・経営計画」の合理性を判断 （疑義を解消させるような合理的な経営計画等が無い場合、意見不表明もあり得る）	

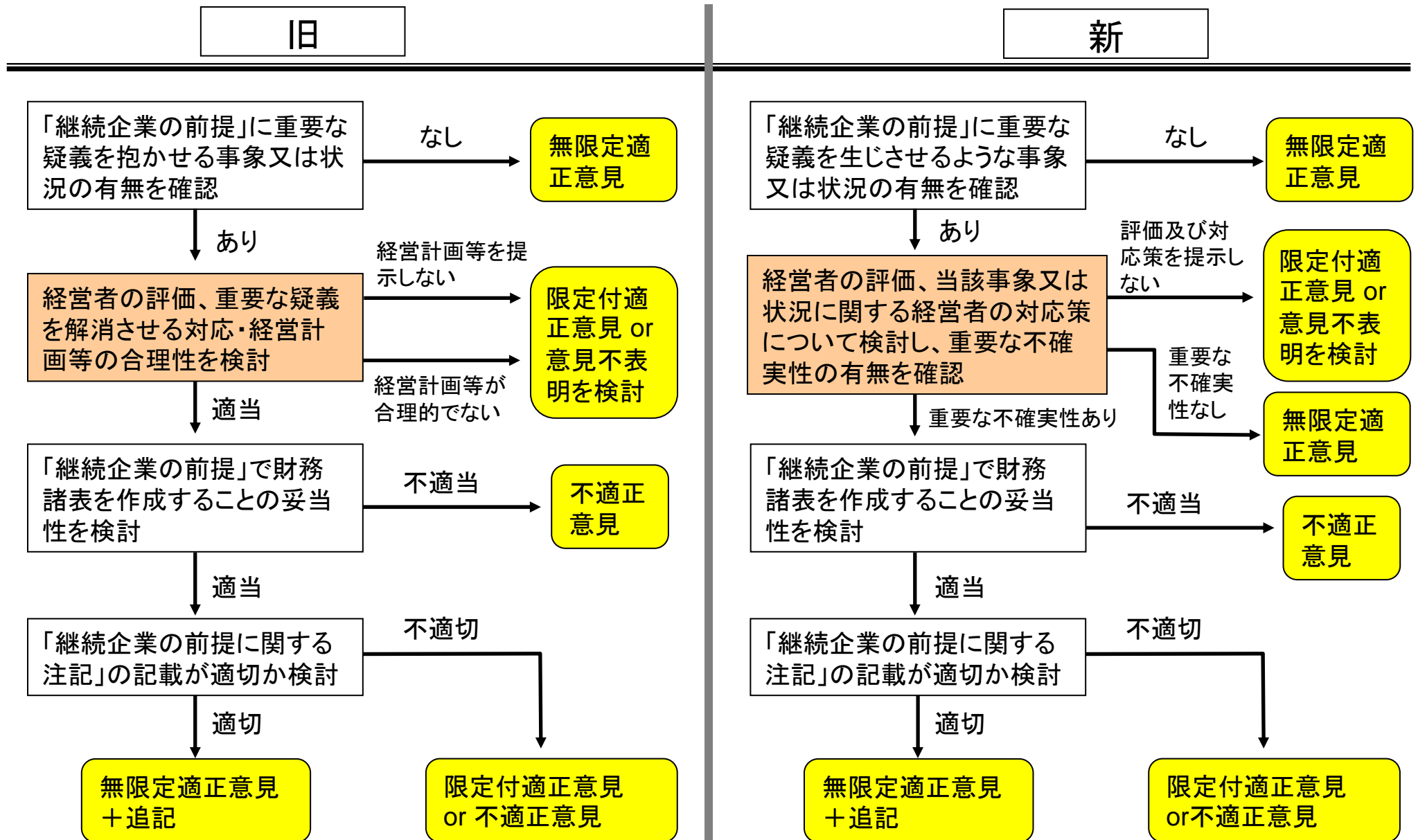
○「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の例

- ・ 継続的な営業損失の発生等
- ・ 財務制限条項（コベナンツ）への抵触
- ・ 債務の返済の困難性 等

日 本	米国・IFRS（国際監査基準）
・ 上記事象又は状況の存在があれば、「継続企業の前提に関する注記」を記載	・ 上記事象又は状況の存在がある場合には、経営者の対応策を検討した上で、なお、継続企業の前提に“重要な不確実性”がある場合に重要な不確実性がある旨の注記を記載

（注）米国は改正見込み

「継続企業の前提」に関する監査手続



監査基準の改訂について

平成 21 年 4 月 9 日
企業会計審議会

一 経緯

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に関する監査基準については、平成 14 年の監査基準の改訂に際して、企業破綻の事例が相次ぎ、利害関係者の要望が強くなったことなどを背景に国際監査基準（ISA）などでも義務づけられていたことなどから導入されたものである。

近時の企業業績の急激な悪化に伴い、（四半期）財務諸表に継続企業の前提に関する注記や監査報告書に追記情報が付される企業が増加しているが、その背景として、継続企業の前提に関する注記の開示を規定している財務諸表等規則等やその監査を規定する監査基準において、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記及び追記情報の記載を要するとの規定となっているとの理解がなされ、一定の事実の存在により画一的に当該注記を行う実務となっているとの指摘がある。また、それらの規定や実務は国際的な基準とも必ずしも整合的でないとも指摘されている。

こうしたことから、当審議会は、平成 21 年 3 月、監査部会において、投資者により有用な情報を提供する等との観点から検討を行い、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記を要するとともに追記情報の対象と理解される現行の規定を改め、これらの事象や状況に対する経営者の対応策等を勘案してもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合に、適切な注記がなされているかどうかを監査人が判断することとした。当審議会では、これらを取り入れた公開草案を公表し広く意見を求め、寄せられた意見を参考にしつつ、更に審議を行い、公開草案の内容を一部修正して、これを「監査基準の改訂に関する意見書」として公表することとした。今回の監査基準の改訂により、継続企業の前提に関する監査実務の国際的な調和を図ることができるものと考えられる。

なお、中間監査基準及び四半期レビュー基準においても、継続企業の前提に関わる同様の基準が規定されていることから、今後、監査部会において同様の観点からの改訂を検討することが必要である。

また、国際的には、継続的に監査基準の改訂が行われており、国際監査基準については、すべての基準を必須手続とそれ以外の手続に明確に区分することなどを内容とする明瞭性（クラリティ）プロジェクトが 2009 年（平成 21 年）3 月に完了したところである。さらに、当審議会の企画調整部会において、「我が国におけ

る国際会計基準の取扱い」が検討されているところであり、仮に国際会計基準を導入する場合には、それが任意適用の段階であっても、国際会計基準に基づく財務諸表を適切に監査できることが必要である。我が国においても、こうした動きを踏まえて、継続的に監査基準を見直し、国際的な監査の基準との整合性をより高めつつ、公認会計士監査の質の向上を不断に図っていくことが重要であると考えられる。このため、当審議会では、今後も、継続的な監査基準の改訂作業を進めていく考えである。

二 主な改訂点とその考え方

1 継続企業の前提に関する監査の実施手続

我が国においては、経営者が継続企業の前提について評価すること、その結果について注記することについては、明確な会計基準が存在していない。このため、財務諸表の表示のルールを定めた内閣府令である財務諸表等規則等にしがたって継続企業の前提に関する開示の実務が行われていると考えられる。今般、投資者により有用な情報を提供する観点から国際会計基準などとの整合性をも踏まえ、財務諸表等規則等を改正し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、経営者は、その評価の手順にしたがって、①当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、②当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策、③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由などを注記することが検討されている。

このような財務諸表等規則等の検討と合わせ、監査基準においても、国際監査基準における監査の実施手続と同様の手続を明確化することとした。すなわち、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならないこととし、経営者が行った継続企業の前提に関する評価の手順を監査人においても確認するものとした。

なお、財務諸表の表示のルールや国際監査基準との整合性の観点も踏まえた「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の文言については、継続企業の前提に関する監査の実施手続の文脈において、一続きで意味を持つ表現として使用することとしたものである。

2 継続企業の前提に関する意見表明

実施基準において、継続企業の前提に関し、監査人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否か」を確認することとなるよう改訂されること

から、監査報告においても監査人は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められるときの財務諸表の記載に関して意見を表明することとした。

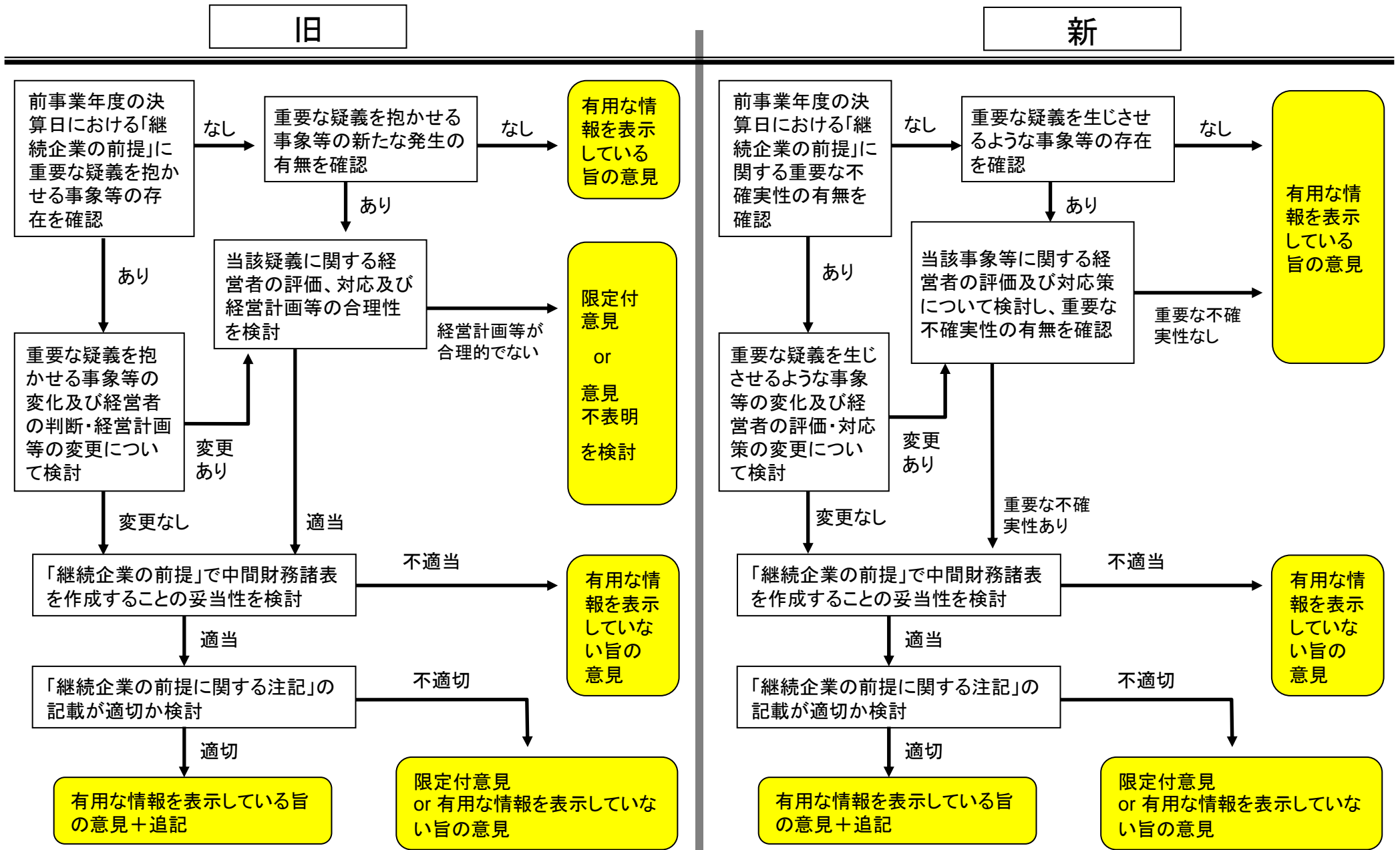
また、現行の報告基準において、重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合において、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を示さないときには、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ、意見の表明の適否を判断することとされている。この規定については、疑義を解消できる確実性の高い経営計画等が示されない場合には、監査人は意見を表明できないとの実務が行われているとの指摘がある。今般、国際的な実務をも踏まえ同規定を見直し、経営者が評価及び一定の対応策も示さない場合には、監査人は十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ意見の表明の適否を判断することとした。

なお、従来、「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「注記」に至らないケースが生じることもある。上場会社等において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められず当該注記を行わないケースにおいても、例えば、有価証券報告書の「事業等のリスク」等において、一定の事象や経営者の対応策等を開示し、利害関係者に情報提供が行われることが適切である。

三 実施時期等

- 1 改訂監査基準は、平成21年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する。なお、改訂基準の実施に当たり、関係法令において、基準の改訂に伴う所要の整備を行うことが適当である。
- 2 改訂基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

「継続企業の前提」に関する中間監査手続(概要)



中間監査基準の改訂について

平成 21 年 6 月 30 日
企業会計審議会

一 審議の経緯

当審議会は、中間連結財務諸表の導入に伴い、平成 10 年 6 月に「中間監査基準の設定に関する意見書」を公表し、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の監査（以下「中間監査」という。）に係る基準を設定した。

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に関しては、平成 14 年 12 月に公表された「中間監査基準の改訂に関する意見書」において、年度監査に準じて中間監査においても対処を求めることとされた。すなわち、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していた場合には、当中間会計期間末までの状況の変化を検討することを求めるとともに、当中間会計期間に発生したものについては、基本的に年度監査における対処と同様の対応を求めることとされた。

近時の企業業績の急激な悪化に伴い、財務諸表に継続企業の前提に関する注記や監査報告書に追記情報が付される企業が増加しているが、その背景として、継続企業の前提に関する注記の開示について規定している財務諸表等規則等やその監査を規定している監査基準において、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記及び追記情報の記載を要するとの規定となっているとの理解がなされ、一定の事実の存在により画一的に当該注記を行う実務となっているとの指摘がある。また、それらの規定や実務は国際的な基準とも必ずしも整合的でないとも指摘されている。

こうしたことから、当審議会は、平成 21 年 3 月、監査基準について、投資者により有用な情報を提供する等との観点から検討を行い、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記を要するとともに追記情報の対象と理解される規定を改め、これらの事象や状況に対する経営者の対応策等を勘案してもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合に、適切な注記がなされているかどうかを監査人が判断することとし、平成 21 年 4 月 9 日、これを「監査基準の改訂に関する意見書」として公表した。

継続企業の前提に関わる同様の基準は、中間監査基準にも規定されていることから、平成21年5月、監査部会において、中間監査基準の改訂等の所要の検討を行い、公開草案を公表し広く意見を求め、寄せられた意見を参考にしつつ、公開草案の内容を一部修正して、これを「中間監査基準の改訂に関する意見書」として公表することとした。

なお、国際的には継続的に監査基準の改訂が行われていることから、当審議会では、監査基準と同様に、今後も、継続的な中間監査基準の改訂作業を進めていく考えである。

二 主な改訂点とその考え方

1 継続企業の前提に関する中間監査の実施手続

中間財務諸表においても、経営者が継続企業の前提について評価すること、その結果について注記することについては、明確な会計基準が存在していない。このため、中間財務諸表の表示のルールを定めた内閣府令である中間財務諸表等規則等にしながら継続企業の前提に関する開示の実務が行われていると考えられる。

今般、中間財務諸表等規則等についても、財務諸表等規則等の改正内容に合わせ、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」は、経営者は、その評価の手順にしたがって、①当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、②当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策、③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由などを注記するよう改正することが検討されている。

このような中間財務諸表等規則等との検討と合わせ、中間監査基準においても、継続企業の前提に関する中間監査について、年度監査に準じ、改訂監査基準（平成21年4月）の実施基準と同様の考え方を明確化することとした。すなわち、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを検討しなければならないこととし、経営者が行った継続企業の前提に関する評価の手順を監査人においても検討するものとした。

前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更を検討するものとした。一方、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったが、当中間会計期間において、継続企業の前提に重要な

疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合（前事業年度の決算日から継続して存在する場合を含む。）には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお重要な不確実性が認められるか否かを検討する。

なお、中間監査において、監査人が経営者の行った評価及び対応策を検討する合理的な期間については、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な不確実性が認められた場合に、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策に特段の変化がなければ、少なくとも当該中間会計期間の属する事業年度末までの期間における評価や対応策の提示を求め検討する。

一方で、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な不確実性が認められた場合に、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策に大きな変化があるとき、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していなかったが、当該中間会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合については、少なくとも当事業年度の下半期から翌事業年度の上半期までの期間について経営者の行った評価及び少なくとも当該中間会計期間の属する事業年度末までの期間についての経営者の対応策の提示を求め、この対応策によってもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを検討することとなる。その際、この経営者の対応策については、例えば、翌事業年度の上半期の末日までの1年間の経営計画のようなものが存在していることが必ずしも求められていないこと、また、例えば、翌事業年度の上半期に返済期限が来る債務の返済に対する資金的な手当が中間監査時において具体的に決定していることが必ずしも求められていないことに留意が必要である。

2 継続企業の前提に関する意見表明

実施基準において、継続企業の前提に関し、監査人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを検討しなければならない。」と改訂されたことから、監査報告においても監査人は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められるときの中間財務諸表の記載に関して意見を表明することとした。

また、現行の報告基準において、重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合において、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を示さないときには、中間監査に係る監査手続の範囲に制約があった場合に準じ、意見の表明の適否を判断することとされている。この規定については、年度監査と同様に、疑義

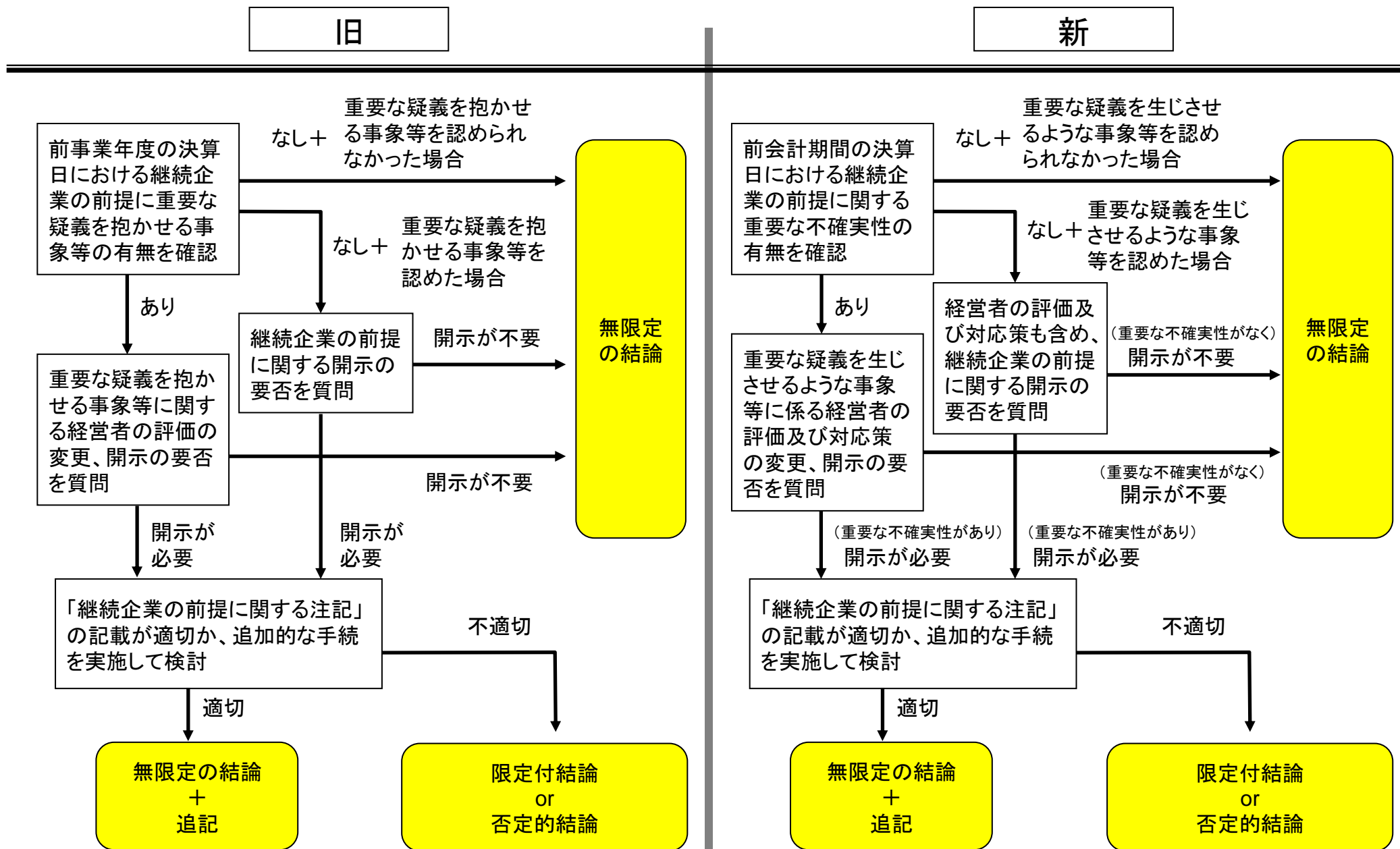
を解消できる確実性の高い経営計画等が示されない場合には、監査人は意見を表明できないとの実務が行われているとの指摘がある。したがって、監査基準に準じ、経営者が評価及び一定の対応策も示さない場合には、監査人は継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、中間監査に係る監査手続の範囲に制約があった場合に準じて、意見の表明の適否を判断することとした。

なお、従来、「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「注記」に至らないケースが生じることもある。上場会社等において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められず当該注記を行わないケースにおいても、半期報告書の「事業等のリスク」等において、一定の事象や経営者の対応策等を開示し、利害関係者に情報提供が行われることが適切である。また、中間監査基準における継続企業の前提に関する「開示」には、半期報告書の「事業等のリスク」等における記載は含まれないことに留意する。

三 実施時期等

- 1 改訂中間監査基準は、平成21年6月30日以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施する。
- 2 改訂基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

「継続企業の前提」に関する四半期レビュー手続(概要)



四半期レビュー基準の改訂について

平成 21 年 6 月 30 日
企業会計審議会

一 審議の経緯

当審議会は、金融商品取引法に基づく四半期報告制度の導入に伴い、平成 19 年 3 月に「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」を公表し、金融商品取引法の下で開示される四半期財務諸表（以下「四半期財務諸表」という。）について、年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う四半期レビュー（以下「四半期レビュー」という。）に係る基準を設定した。

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に関しては、四半期レビュー基準において、四半期財務諸表の利用者の判断にも大きな影響を与えることから、監査人は、経営者等に対する質問等の四半期レビュー手続を通じて、継続企業の前提について検討することが求められ、質問等の結果、開示の必要があると判断した場合には、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して検討することとされた。

近時の企業業績の急激な悪化に伴い、財務諸表に継続企業の前提に関する注記や監査報告書に追記情報が付される企業が増加しているが、その背景として、継続企業の前提に関する注記の開示について規定している財務諸表等規則等やその監査を規定している監査基準において、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記及び追記情報の記載を要するとの規定となっているとの理解がなされ、一定の事実の存在により画一的に当該注記を行う実務となっているとの指摘がある。また、それらの規定や実務は国際的な基準とも必ずしも整合的でないと指摘されている。

こうしたことから、当審議会は、平成 21 年 3 月、監査基準について、投資者により有用な情報を提供する等との観点から検討を行い、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記を要するとともに追記情報の対象と理解される規定を改め、これらの事象や状況に対する経営者の対応策等を勘案してもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合に、適切な注記がなされているかどうかを監査人が

判断することとし、平成21年4月9日、これを「監査基準の改訂に関する意見書」として公表した。

継続企業の前提に関わる同様の基準は、四半期レビュー基準にも規定されていることから、平成21年5月、監査部会において、四半期レビュー基準の改訂等の所要の検討を行い、公開草案を公表し広く意見を求め、寄せられた意見を参考にしつつ、公開草案の内容を一部修正して、これを「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」として公表することとした。

なお、国際的には継続的に監査基準の改訂が行われていることから、当審議会では、監査基準と同様に、今後も、継続的な四半期レビュー基準の改訂作業を進めていく考えである。

二 主な改訂点とその考え方

1 継続企業の前提に関する四半期レビューの実施手続

四半期財務諸表については、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号、以下「四半期会計基準」という。）において継続企業の前提に関し、「注記事項」として規定がある。また、四半期財務諸表の表示のルールを定めた内閣府令である四半期財務諸表等規則等においても同様の規定がある。

今般、四半期会計基準、四半期財務諸表等規則等についても、財務諸表等規則等の改正内容に合わせ、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」は、経営者は、その評価の手順にしたがって、①当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、②当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策、③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由などを注記するよう改正することが検討されている。

このような四半期会計基準、四半期財務諸表等規則等との検討と合わせ、四半期レビュー基準においても、国際レビュー業務基準（ISRE）との整合性を踏まえつつ、継続企業の前提に関する四半期レビューについて、年度監査に準じて、改訂監査基準の実施基準と同様の考え方を明確化することとした。ただし、四半期レビューは、質問と分析的手続を基本とした限定された手続であることから、積極的に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめることは求められていない。

監査人は、前会計期間（直前の事業年度、直前の中間会計期間又は直前の四半期会計期間）の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当

四半期会計期間末までの当該事象又は状況の変化及びこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更を質問により確かめ、特段の変化がなければ、前会計期間の開示を踏まえた開示が行われているかどうかを検討することとなる。

また、監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な不確実性が認められなかったが、当該四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合（前会計期間の決算日から継続して存在する場合を含む。）には、経営者に継続企業の前提に関する開示の要否について質問することとなる。その際、例えば、前会計期間の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していなかったが、当該四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合などにおいては、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策も含め質問することに留意する。これらの場合に、監査人は、当該四半期会計期間末から1年間について経営者の行った評価及び少なくとも当該四半期会計期間の翌四半期会計期間の末日までの経営者の対応策についての検討を行った上で、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについて判断することとなる。その際、この経営者の対応策については、例えば、1年間の経営計画のようなものが必ずしも存在していることが求められていないこと、また、例えば、当該四半期会計期間の末日後1年間に返済期限が来る債務の返済に対する資金的な手当が具体的に決定していることが必ずしも求められていないことに留意が必要である。

これらの質問の結果、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると監査人が判断した場合には、「当該事象又は状況が存在する旨」「当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」等の継続企業の前提に関する事項について、四半期財務諸表において、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。

2 継続企業の前提に関する結論の表明

実施基準において、監査人は、「開示を必要とする継続企業の前提に関する重要な不確実性があると判断した場合」に、継続企業の前提に関する事項が四半期財務諸表において適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを検討するよう改訂されることから、レビュー報告においても監査人は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められるときの四半期財務諸表の記載に関して結論を表明す

ることとした。

なお、現行四半期レビュー基準の報告基準における継続企業の前提の項においては、監査基準及び中間監査基準の報告基準における継続企業の前提の項に規定されている「意見の不表明」に相当する規定は置かれていない。これは、国際レビュー業務基準の継続企業の前提の規定にも不表明の規定がないことや四半期レビューにおける監査人の結論は、質問及び分析的な手続等を基本とする限定されたレビュー手続に基づく消極的形式による結論の表明であり、継続企業の前提の項において一般的な結論の不表明の規定と明確に差異を設ける必要がないからであるとされている。理論的には、今回の改訂によっても、経営者が評価及び対応策を示さないときには、監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったとして結論の表明ができない場合があり得るが、そうしたケースは非常に限定されたものになると考えられる。

なお、従来、「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「注記」に至らないケースが生じることもある。上場会社等において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められず当該注記を行わないケースにおいても、四半期報告書の「事業等のリスク」等において、一定の事象や経営者の対応策等を開示し、利害関係者に情報提供が行われることが適切である。また、四半期レビュー基準における継続企業の前提に関する「開示」には、四半期報告書の「事業等のリスク」等における記載は含まれないことに留意する。

三 実施時期等

- 1 改訂四半期レビュー基準は、平成21年6月30日以後終了する四半期会計期間に係る四半期財務諸表の監査証明から適用する。
- 2 特定の事業を行う会社（金融商品取引法第24条の4の7に定める上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社）に係る第2四半期の四半期報告書において、これらの会社が作成する第2四半期の四半期財務諸表については、引き続き、基本的に中間監査基準に準拠した対応を行う必要がある。
- 3 改訂基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成21年6月19日現在

(消費者行政機関等)

内閣府国民生活局総務課国民生活情報室長
 国民生活センター相談部長
 東京都消費生活総合センター所長
 日本司法支援センター本部第一事業部情報提供課長

松 風 慶 一
 宮 内 良 治
 広 瀬 健 二
 佐 々 木 文

(消費者団体)

金融オンブズネット代表、埼玉大学経済学部非常勤講師
 全国消費者団体連絡会事務局
 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会主任研究員

原 早 苗
 依 光 道 代
 土 田 あつ子

(業界団体・自主規制機関)

外国損害保険協会専務理事
 金融先物取引業協会業務部長
 信託協会事務局長兼信託相談所長
 生命保険協会生命保険相談室長
 全国銀行協会業務部長
 全国信用金庫協会コンプライアンス部長
 全国信用組合中央協会業務相談室次長
 全国労働金庫協会業務部長
 投資信託協会投資者相談室長
 日本貸金業協会相談センター長
 日本少額短期保険協会事務局長
 日本証券業協会証券あっせん・相談センター所長
 日本証券投資顧問業協会業務部長
 日本商品先物取引協会自主規制部部長
 日本商品投資販売業協会業務部兼企画調査部長
 日本損害保険協会損害保険相談部長
 農林中央金庫総合企画部部長代理（農漁協系統金融機関代表）
 不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長
 前払式証票発行協会事務局長

瀧 下 行 夫
 原 田 俊 介
 伊 藤 雅 男
 竹 中 肇
 辻 松 雄
 相 澤 晃
 近 藤 高 弘
 竹 吉 努
 鈴 木 隆 雄
 福 原 義 政
 百 合 本 勇
 金 子 得 栄
 高 谷 哲 司
 浜 地 敏 明
 西 野 高 志
 坂 本 仁 一
 宇 都 宮 正 一
 山 口 真 紀 子
 永 澤 修

(弁護士会)

長島・大野・常松法律事務所，弁護士
 西村あさひ法律事務所，弁護士
 港共同法律事務所，弁護士

井 上 聡
 森 倫 洋
 石 戸 谷 豊

(学識経験者)

生活経済ジャーナリスト
 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 一橋大学大学院法学研究科教授

高 橋 伸 子
 岩 原 紳 作
 神 作 裕 之
 山 本 和 彦

(金融当局)

金融庁総務企画局企画課長
 金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長
 金融庁監督局証券課長
 経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐
 厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室室長補佐
 国土交通省総合政策局不動産課不動産投資市場整備室長
 総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長
 農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官

大 森 泰 人
 橋 本 久 雄
 森 田 宗 男
 平 林 孝 之
 田 村 誠 一
 石 川 卓 弥
 山 崎 俊 巳
 成 田 裕 一

〔計41名〕

(敬称略、順不同)

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

回数	開催日	議題
1	平成12年 9月7日	○金融審議会答申及びワーキンググループ報告について ○金融トラブル連絡調整協議会の運営方法について
2	11月8日	○「個別紛争処理における機関間連携の強化」について
3	平成13年 1月16日	○「苦情・紛争処理手続の透明化」について
4	4月3日	○「苦情・紛争処理事案のフォローアップ」について
5	5月31日	○「苦情・紛争処理実績に関する積極的公表」について
6	8月7日	○「広報活動を含む消費者アクセスの改善」について
7	10月2日	○「機関間連携のあり方」について
8	11月19日	○「苦情・紛争処理のモデルの中間試案」について
9	平成14年 1月15日	○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル(案)」について
10	2月8日	○「協議会における今後の取組みに係る論点メモ」について
11	3月27日	○「苦情・紛争解決支援のモデル(案)に寄せられた意見」について
12	4月25日	○「苦情・紛争解決支援のモデルの修正案」について
13	5月23日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(1)
14	6月17日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(2)
15	7月22日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方について」 ○「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップの方法」について
16	10月11日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(1)
17	11月5日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(2)
18	12月12日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(3) ○「機関間連携(総論)」について(1)
19	平成15年 2月5日	○「機関間連携(総論)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(1) ○「金融商品販売法の施行状況の調査、点検の結果」について
20	4月21日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(1) ○「苦情・紛争解決支援規則の再評価結果」について
21	6月24日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(2) ○「消費者の認知に向けたPR」について
22	9月9日	○「公的機関との連携」について(1) ○「金融トラブルの解決に向けたその他の方策」について
23	11月25日	○「公的機関との連携」について(2) ○「協議会の今後の進め方」について ○「その他：外国為替証拠金取引」について
24	平成16年 3月24日	○「平成15年中の苦情紛争解決事例等」について ○「金融商品販売法の施行状況フォローアップ」について
25	5月28日	○「証券分野における苦情紛争解決の取組み」について ○「無認可共済に係る相談事例等」について

回数	開催日	議題
26	平成 16 年 6 月 24 日	○総合的な ADR の制度基盤の整備の検討状況について ○平成 15 年度内の規則及び運用の改善等について ○金融トラブル連絡調整協議会の成果等について
27	9 月 10 日	○ADR 法（仮称）の検討状況について ○「金融サービス利用者相談室」（仮称）の設置について ○今後の協議会の活動について
28	平成 17 年 1 月 31 日	○苦情紛争事例のケース・スタディ ○海外の ADR 事情報告について ○「金融サービス利用者相談室」の設置について
29	6 月 3 日	○平成 16 年度内の規則及び運用の改善等について ○平成 16 年度中の苦情・紛争事例等について
30	10 月 27 日	○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続（ADR）関係法令に係る今後の見通し等について ○偽造・盗難キャッシュカード問題について ○投資サービス法（仮称）の検討状況について
31	平成 18 年 6 月 23 日	○金融商品取引法等について ○平成 17 年度の規則の改善等の報告 ○参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて
32	12 月 6 日	○業界団体の苦情紛争解決支援手続の運用面等改善の取組みについて ○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）の平成 19 年 4 月施行に向けた事前説明について ○金融商品取引法の認定投資者保護団体制度の活用について ○本人確認法施行令等の改正について
33	平成 19 年 6 月 12 日	○ADR 法の認証及び金商法（認定投資者保護団体）の認定取得について ○利用者相談室満足度調査について ○日本司法支援センター（法テラス）の概要について ○多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウムについて ○平成 18 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について
34	12 月 7 日	○「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告について ○業界団体からの報告 ○業界団体の苦情・紛争解決支援手続規則の用語について ○紛争解決支援手続の弁護士会仲裁センター委託方式における問題点について ○業界団体の紛争解決支援手続の利用促進について
35	平成 20 年 3 月 31 日	○金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル改正のためのワーキンググループについて ○業界団体等からの報告 ○訴訟等を理由とする金融 ADR 手続の拒否について等 ○最近の消費者政策を踏まえた自由討議
36	5 月 14 日	○日本少額短期保険協会における苦情・紛争解決支援の取組み ○金融トラブル連絡調整協議会のこれまでの取組みと今後の金融 ADR の方向性について
37	6 月 17 日	○平成 19 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について ○金融 ADR の整備にかかる今後の課題について
38	6 月 24 日	○金融 ADR の整備にかかる今後の課題について（続き）
39	12 月 24 日	○業界団体からの報告 ○金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正案について
40	平成 21 年 6 月 19 日	○平成 20 年度における苦情・紛争解決支援について ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の役割について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正について

金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて

1. モデルの位置付け

- このモデルは、金融分野における苦情・紛争解決支援の改善のため、現状において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を金融トラブル連絡調整協議会として策定したものであり、金融分野における各業界団体・自主規制機関において、このモデルを踏まえた苦情・紛争解決支援手続の整備が期待されるものと位置付けられる。
- なお、このモデルでは、業界団体・自主規制機関が行なう苦情・紛争の解決について、これまでの「処理」という概念に替えて、当事者による解決を支援するという立場を明確にするため、「解決支援」という概念を導入している。

2. モデルの策定の経緯

- 平成12年 9月 7日 協議会設置
- 平成13年 1月17日 モデル策定及びモデル策定のためのワーキンググループの設置を決定。
 - 3月 6日 ワーキンググループ設置。
 - 11月19日 モデルの中間試案を検討。
- 平成14年 1月15日 各界からの意見を募集に付すためのモデル案を決定。
 - 4月25日 モデルを決定。

3. モデルの概要

① 理念的事項

- 金融分野における苦情・紛争解決支援の基本的理念として、「公正中立」、「透明性」、「簡易・迅速・低廉」、「実効性の確保」、「金融市場の健全な発展」を明示。
- 苦情等の発生原因の解明及び会員企業・消費者への周知等を通じた再発防止への取組みを業界団体等が設置する苦情・紛争解決支援機関（以下「機関」という。）の責務として規定。

② 通則的事項

- 苦情・紛争の定義や守秘義務等の苦情解決支援と紛争解決支援に共通する事項を規定。

- 機関の利用を促進するため、機関及び会員企業による機関の消費者への周知やアクセスポイントの拡充等を規定。
 - いわゆる「たらい回し」を防ぐため、機関間連携として行なうべきことを提示。
 - 苦情・紛争解決支援実績等の公表や機関に対する外部評価の実施を通じて機関の運営の適正化や規制整備を推進。
- ③ 苦情解決支援規則
- 取扱う苦情や苦情申立人の範囲、標準処理期間、苦情解決支援を行なわない場合を明示することにより、手続の進行に当たっての基準を明確化。
 - 苦情受付時の手続の概要の説明や苦情解決支援を行なわない場合の理由の説明、結果の報告、苦情未解決の場合の取扱い等、機関が申立人に対して行なうべきことを規定。
 - 苦情の解決の促進や、機関による調査への協力、相対交渉の際の対応等の会員企業が行なうべきことを明示。
 - 会員企業に対する措置・勧告等苦情の解決及び再発防止に向けて機関が積極的に行なうべきことを規定。
 - 紛争解決支援手続を設けていない機関も想定して、他の紛争解決機関の紹介や苦情解決支援段階での解決案の提示も規定。
- ④ 紛争解決支援規則
- 紛争解決支援委員会（機関の委嘱を受けて紛争解決支援手続を実施する者）の設置や利害関係者の排除、運営委員会の設置等を規定することにより、機関の組織面からも中立性・公正性を担保。
 - 取り扱う紛争や紛争申立人・代理人の範囲、あっせん・調停を行なわない場合や手続を打ち切る場合等の手続の進行に当たっての基準を明確化。
 - 会員企業に対する事実調査・資料提出要求や措置・勧告等の機関の会員企業に対する権限を明確化するとともに、調査等に対する会員企業の協力義務を規定。
 - 提示されたあっせん・調停案について、会員企業による尊重義務を規定するとともに、正当な理由なく受諾しない場合など紛争解決支援委員会が必要と認める場合は、当該企業名を公表することも併せて規定。

金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備 にかかる今後の課題について（座長メモ）要旨

平成20年6月24日 金融トラブル連絡調整協議会

金融ADRのあり方

○金融ADRの理念

金融ADRは、金融トラブルにおける個別の利用者保護だけでなく、金融取引適正化のルールの実効性確保の仕組みであり、その充実は、金融取引への消費者の信頼を高め、金融・資本市場の健全な発展にも資する。

金融ADRは、①業界横断的機能、②苦情・紛争解決の一連の手続、③中立・公正性、透明性、秘密性、迅速性、低廉性という手続の質、の3要素の実現が重要。

○運営主体

金融の専門性の観点から、業界団体等で蓄積する知識・経験や人材を使うべきであり、民間が金融ADRの運営主体となるべきとの意見が多数。

○中立性・公正性の確保

紛争解決支援に従事する者、相談対応や苦情解決支援に従事する者に、中立・公正に権限を行使できる立場が確保されるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

金融ADRは、独立採算制の委員会による運営とし、組織の手続の透明性を高めるなど、その独立性・透明性が明らかとなるような組織構築が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、業者に対しても中立・公正であることが必要との意見。

○実効性の確保

・自主規制機関化

消費者団体、弁護士会委員から、業法上の自主規制機関化により、柔軟・迅速に拘束力ある自主規制規則を積み上げ、苦情・紛争解決に際し考慮するルールとできる、また、紛争解決を通じ、販売方法等の改善策の検討ができるとの意見。

他方、業法上の自主規制機関化が直ちにADR機能の強化につながるか疑問との意見、業法上の自主規制機関化以外に、例えば、任意団体での申合せや、ADR機能の法制化等により、金融ADRの実効性を確保できるとの意見が、業界団体等委員等の多数であり、弁護士会、学識経験者委員にも同様の意見。

・金融ADR機関の認定

金融ADR機関に一定の水準を確保するため、金融庁等の行政が、認定することとし、中立性・公正性確保のための体制、金融の専門的知見を有する手続実施者の選任体制、実効性ある解決のための手続規則などを要件としてはどうかとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

・金融ADR機関との契約締結義務付け

業者に、上記認定金融ADR機関との契約締結を免許等の要件として義務付け、さらに手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務が課され、また、アクセスの容易性への配慮がされるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

○統一化・包括化

将来的には統一的・包括的な第三者型機関を設置等することが望ましいが、解決すべき課題も多く、慎重な検討が必要であり、各金融ADRの組織や運営の水準を引き上げるなど標準化を図り、連携を強化しつつ、中長期的に検討していくべきとの意見が多数。

○今後の方向性

金融ADR機関に一定の水準・要件を確保等するための法的整備が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

業者の、一定の水準・要件を満たす金融ADR機関における手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務を、法的に担保することが必要との意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、自主的取組みの結果、金融ADRの公正性・中立性、業者の手続応諾等が確保されてきており、自主的な取組みを強化していくことでよいとの意見が多数。

おわりに

本座長メモが遅滞なく、業界団体等において、今後の金融ADR改善の取組みに活かされるとともに、政府において、今後の金融ADRの改善に向けた具体的な検討に活かされることを期待。

以上

多重債務者対策本部の設置について

平成18年12月22日
閣議決定

- 1 多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に多重債務者対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

本部長 内閣府特命担当大臣(金融)

本部長 内閣府特命担当大臣(金融)
本部長 内閣府特命担当大臣(国民生活政策)、国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

- 3 本部に幹事を置くことができる。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、金融庁等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 本部長は、必要に応じ、有識者の参集とその意見の開陳を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

多重債務者対策本部有識者会議の設置について

平成18年12月26日
多重債務者対策本部長決定

- 1 多重債務者対策について、専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野が求められることから、その基本的な方針について議論するため、多重債務者対策本部に、多重債務者対策本部有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。
- 2 有識者会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

池尾和人	慶應義塾大学経済学部教授
宇都宮健児	弁護士
翁百合	(株)日本総合研究所理事
草野満代	フリーキャスター
佐藤英彦	警察共済組合本部理事長
須田慎一郎	ジャーナリスト
高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
橋木俊詔	京都大学大学院経済学研究科教授
田中直毅	21世紀政策研究所理事長
野村修也	中央大学法科大学院教授
本多良男	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会事務局長
松田昇	弁護士、前預金保険機構理事長
山出保	全国市長会会長(金沢市長)
吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授

- 3 有識者会議の座長は、構成員の互選による。
- 4 有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に金融庁において処理する。

「多重債務問題改善プログラム」の概要

- 我が国の消費者金融の利用者は少なくとも1400万人、多重債務者は200万人超との指摘。
- 改正貸金業法（上限金利の引下げ、総量規制の導入等）による貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生は抑制。
- 一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手等を対象にした「借り手対策」が必要。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 国・自治体及び関係団体が一体となって実行。各省庁は各施策について直ちに取り組む。
- 各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップ等を行う。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- 多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。
- 地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。 こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部局間の連携を要請。（例：生活保護、家庭内暴力、公営住宅料金徴収等の担当部署で多重債務者を発見した場合には、相談窓口へ直接連絡して誘導する。）
- 市町村による相談については、一律の対応を求めるのではなく、以下の対応を要請。
 - イ 相談窓口が整備されており相談の専任者がいる自治体（386（このうち市は325））に、丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実、専門機関（弁護士・司法書士等）への紹介・誘導を要請。
 - ロ 消費生活センターを設置している市（イ以外で122市）、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市（上記以外で例えば人口10万人以上の市は39市）にも同様の要請。
 - ハ それ以外の市町村（上記以外で1283市町村）には、他の自治体やカウンセリング主体への紹介・誘導を要請。
 - ⇒遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。
- 都道府県に、以下の対応を要請。
 - ① 自らの相談窓口における相談体制・内容を充実（市町村の相談体制の補完）
 - ② 都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、必要な対策を協議。
 - ③ 市町村のネットワーク作り等を支援。
- 国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。
- 法テラスは、紹介業務の体制整備を行うとともに、民事法律扶助の活用促進のため、周知、体制の整備強化。
- 関係業界が拠出する財団法人日本クレジットカウンセリング協会に、現状の全国3箇所を増設し、ブロック単位（全国11箇所）で拠点を設置するよう要請。

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けは、各地域において「顔の見える融資」(丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って低利の貸付け) を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく。(主体は各地域の非営利機関(生協、NPO、中間法人等)や民間金融機関(労金、信金、信組等)。公的な信用付与として自治体が、非営利機関に融資する金融機関に預託金を預ける岩手信用生協の例も参考になる。)
- 既存の消費者向けセーフティネット貸付け(社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等)についても、事前相談や事後モニタリングを充実させること等(債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等)により、受け皿としての活用を促進する。
- 社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る。
- 事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等については、
 - ・ きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて弁護士等への紹介・誘導を図る。
 - ・ 早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、全国約 280 箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小公庫・国民公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるのでその積極的な活用を促す。

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- 現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、「対策の車の両輪」。
- 社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策(債務整理などの制度や相談窓口の存在)等の知識を得られるよう取り組む。
- 当面の対応策として、ホームルーム等において借金問題を取り上げるよう促すことを検討。
- さらに、高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討。(あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、教員研修等を行う。また、教科書において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。)
- 成人への消費者教育については、関係団体・自治体等による主体的な取組みを促す。

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとするためには、ヤミ金撲滅が不可欠。
- 警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底。警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化。監督当局は、処分徹底とともに、積極的に警察に情報提供。
- 被害相談を受けた監督当局・警察は、電話による警告等を積極的に行う。警察は、携帯電話の不正利用停止制度の積極的活用を検討。
- 犯罪収益移転防止法において、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出等が義務付けられたので、施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用。
- 現場の警察官が適切な対応ができるよう、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布・周知。

「多重債務問題改善プログラムの実施状況」に関する報告(平成20年度)の概要

骨格

ヒアリング

有識者会議において、多重債務者対策の現場の状況及び直面する問題等について6回にわたりヒアリングを実施。

➡ ヒアリングの結果を踏まえ、現状把握・課題抽出

フォローアップ

平成20年度のプログラムの実施状況について、関係省庁への調査を実施。

➡ プログラムの進捗状況のチェックと平成21年度以降予定されている取組みを整理

ヒアリングやフォローアップを踏まえ、今後関係者が重点的に取り組むべき事項について報告

今後重点的に取り組むべき事項の概要

<総論>

- 「多重債務問題改善プログラム」の施策については、全体として着実に進められている。
- 一方、世界的な金融・資本市場の混乱や景気後退に伴い、生活者や中小・零細企業を取り巻く状況は厳しいものとなっていること等を踏まえ、国、地方自治体及び関係団体においては、以下の個別事項を含む諸般の対策に努めるとともに、相互の連携を一層緊密なものとしていくことが重要。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- ▽ 相談窓口については、全ての都道府県で、多重債務相談窓口が整備されており、市区町村でも、約90%に相談窓口が整備されているなど、進捗が見られる。今後も引き続き相談窓口の充実を図っていくことが必要。

<今後重点的に取り組むべき事項>

- ① 財務局等、都道府県、市区町村の連携強化
- ② 各都道府県の多重債務者対策本部（協議会）のメンバー拡大
- ③ 事業者向けの相談窓口の整備
- ④ 相談員に対する研修・情報等の提供の充実
- ⑤ 多重債務相談窓口と他部局、他機関との連携

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- ▽ 金融経済教育については、高等学校学習指導要領が改訂されるなど、高校生等に対する金融経済教育の強化は進められている。今後は、成人等をターゲットとした金融経済教育にも注力していくことが必要。

<今後重点的に取り組むべき事項>

- ① 大学生、成人向けの金融経済教育の充実・強化
- ② 相談窓口の相談員の金融知識の向上

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- ▽ ヤミ金については、増加の防止や手口の多様化への対応等の取組みを今後も引き続き実施していくことが重要。

<今後重点的に取り組むべき事項>

- ① ヤミ金増加の防止
- ② 手口の多様化に対応した取締りの強化

5. その他

- ① 改正貸金業法の内容の周知・徹底を図る観点から、様々な媒体を活用した広報活動を推進するなど、完全施行に向けて所要の準備が進められていくことが必要。
- ② 多重債務問題は、失業対策及び各種社会保障施策等の社会政策や中小・零細事業対策等とも密接に関連する問題であり、多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位置付け、今秋にも設立される消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣一体としての取組が可能となるよう検討を行うことが必要。
- ③ 関係者においては、多重債務者等を取り巻く定性的・定量的データのさらなる収集に努めるとともに、その分析を通じて、多重債務問題の現状を的確に把握し、その解決に向けて一層の推進が図られていくことが必要。

経済財政改革の基本方針2008(抜粋)
～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～

第2章 成長力の強化

1. 経済成長戦略

【具体的手段】

Ⅱ グローバル戦略

② 開かれた経済のインフラ強化

ii) 対日投資の拡大

- ・ M&A（買収のルール）の在り方を平成20年夏までに整理・明確化する。
- ・ 内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成20年度内に包括的に検討を進める。

⑤ 国際競争力ある成長分野の創出

- ・ 金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成19年12月21日）を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。
- ・ 「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討し、平成20年内に結論を得る。
- ・ 公的年金基金の運用について、国民の立場に立って、幅広く検討を行う。

2. 地域活性化

（1）地方再生

【具体的手段】

（1）地域活性化の支援

- ・ 地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設する。

（3）中小企業

【具体的手段】

- ・ 原油価格高騰等の影響を受けている中小企業者に対し、政府系金融機関等による資金調達の円滑化を図るとともに、民間金融機関に対しても配慮を要請する。

第3章 低炭素社会の構築

1. 低炭素社会構築のための行動計画

【具体的手段】

(2) 京都議定書目標の確実な達成

- ・ CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し技術開発や削減努力を誘導していく手法の一つである国内排出量取引制度については、平成20年秋、多くの業種・企業の参加を得て国内統合市場の試行的実施を開始する。これも踏まえ、実需に基づく健全な市場をつくるため、国際動向も注視し、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題等を明らかにする。

第4章 国民本位の行財政改革

1. 国民本位の行財政への転換

(2) 生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）

【具体的手段】

(1) 消費者庁の創設等

食品表示偽装や悪徳商法の根絶等を目指すなど、消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を平成21年度に創設するほか、消費生活センター等を一元的な相談窓口と位置付け全国ネットワークを構築するなど「消費者行政推進基本計画」に基づく取組を実施する。さらに、「生活者や消費者が主役となる社会」を目指しアクションプランを策定し、実施する。

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等

- ・ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報やサイバー犯罪への対策、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃器規制の厳格化を図るほか、振り込め詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する。また、犯罪対策の新計画を平成20年末までに策定する。
- ・ 全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。

経済財政の中長期方針と10年展望 (抜粋)

はじめに

過去稀^{まれ}に見る速度で世界的な金融危機とその実物経済への波及が進んでいる。こうした世界経済の急激な変動から我が国経済もまた逃れることはできない。

(略)

(1) 「不安の連鎖」の阻止

世界的な金融危機を発端として、国内においても、企業の資金繰りが厳しい状況となり、雇用の先行き不安が増幅し、経済活動の萎縮^いが更なる萎縮^いを招く事態に陥る懸念が生じている。

当面は、こうした「景気の底割れ」を防ぐことを最重要課題として、金融円滑化、雇用対策・雇用創出、社会的に弱い立場にいる人々に対する支援などを中心に政策資源の総動員を図る。また、市場経済を政策の基本としつつも、緊急対応が必要な場合には、積極的な対応を講じる。

さらに、金融・世界経済に関する首脳会合などを通じて国際協調による世界経済危機への共同対処を行う。

(略)

第1章 経済財政運営の現状と課題

1. 経済財政状況

(金融・経済情勢)

世界の金融資本市場は、100年に一度と言われる危機に陥っており、金融の激変が世界経済を弱体化させている。我が国の状況を見ると、金融システムそのものは、欧米に比べれば、相対的に安定しているものの、株式・為替市場は大きく変動し、また、企業の資金繰り状況は悪化している。(略)

先行きについては、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念、株式・為替市場の大幅な変動といったリスクが存在しており、こうした中、今後の我が国経済については、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下局面が長期化そして深刻化するおそれが高まっている。(略)

(略)

第2章 経済社会の将来展望

1. 10年後を展望することで明日の一步を踏み出す

(世界的な大きな潮流変化に対応した戦略)

世界経済は、金融危機に直面し、世界全体で実体経済の活動が急降下している。(略)

一方で、世界的な規模での大きな潮流変化が起きようとしている。例えば、国際的な金融・資本市場において、過度なレバレッジ等により脆弱性がもたらされていた金融モデルが破綻する一方で、経済や社会の維持・発展に必要なとされる資金ニーズに、中期的な視野を踏まえ、必要な人材、技術とともに資金が結びつく新たな金融モデルの構築が必要とされている。

(略)

3. 将来をどう展望するのか

今後目指すべき経済社会について、以下のような点を念頭に置きつつ、将来展望とそれに向けた「シナリオ」作りを行う。

第一に、世界経済の潮流変化を見据えたものとする。世界情勢への深い洞察を欠いた展望は大きな流れを引き付けることができない。第二に、日本の「底力」を冷静に分析した上で、それを具体的に引き出し発揮させるものとする。根拠のない展望や戦略は突破力を生まず、むしろ将来に歪みをもたらすこととなる。第三に、個人、企業、地域が、自らの行動に具体的に引き直して将来を具体的にイメージできるものとする。国民各層が参加する展望、戦略でなければ大きな転換を実現し「未来」を手繰り寄せることはできない。

これらを念頭に置き、資源・食料・環境制約の高まりや少子高齢化の進展等も踏まえ、世界最先端の低炭素社会や若者、高齢者、女性、地方による全員参加型社会の構築、成長軸としてのアジアの発展等を目指す。具体的には、次のような観点から将来展望を描いていく。

- ・ “低炭素社会” (略)
- ・ “人材最大活用社会” (略)
- ・ “健康長寿・子育て安心社会” (略)
- ・ “質の高い消費社会” (略)
- ・ “活力と独自性のある地方” (略)
- ・ “新たな金融モデルの構築”

国際的な金融・資本市場において、過度なレバレッジ等により脆弱性がもたらされていたが、それより脱却し、必要な人材、技術とともに資金が新たな成長機会に結びつく金融モデルの構築が必要とされている。その中で、日本が持つ1,500兆円にのぼる豊富な家計金融資産をいかし、グローバルな経済社会の発展に貢献するとともに、そのリターンを国民の富に還元する。

- ・ “世界経済をリードするアジアの新時代” (略)

経済財政改革の基本方針2009(抜粋) ～安心・活力・責任～

第1章 危機克服の道筋

2. 経済の現状と課題

一部に底打ちの兆しが見られるものの、我が国の経済は、依然として「当面の危機」と「構造的な危機」に直面している。

第一の課題は、我が国経済の当面の「底割れ」の防止と、確実な底入れ・反転の実現である。世界の金融危機や耐久消費財需要の急激な収縮などの要因による失業の急増や資金繰り倒産などを最小限にとどめるべく、また、主要先進国と比べて一時的に突出したマイナス成長幅に陥った我が国経済を国際協調の観点も踏まえて下支えするべく、政府及び日本銀行は、可能な限りの最大限の措置を講じてきた。

輸出や生産等一部に明るさが見えてきたとはいえ、今後とも、国内における雇用情勢の一層の悪化やデフレが懸念される所であり、また、過剰信用の巻き戻しなど世界の金融・経済の不確実性は高い。政府は、「経済危機対策」等に基づき、金融対策、雇用対策などを中心に「当面の危機」を克服する。また、日本銀行に対しては、我が国経済が、物価安定の下での持続的成長経路に復帰するため、引き続き政府との緊密な連携の下で、適切かつ機動的な金融政策運営を期待する。(略)

第2章 成長力の強化

2. アジア・世界の持続的成長への貢献

③ 高度人材受入促進と対日投資の拡大

- ・海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する。

(以上)

安心実現のための緊急総合対策 (抜粋)

第2章 具体的施策

(第3の目標) 新価格体系への移行と成長力強化

原油・原材料価格の上昇に伴い、世界的に価格体系の変化が生じていることから、我が国企業が新たな価格体系へ円滑に移行できるような環境を整備する。特に、中小・零細企業では価格転嫁が困難な場合も見られるため、資金繰り対策に万全を期し、弱い立場にある下請事業者対策を強化する。それと同時に、人的資源の活用等による生産性向上、地域経済活性化等の推進により、企業活力の向上を通じた成長力の強化を図る。

7. 中小企業等活力向上対策

(1) 中小・零細企業等への支援

◇ 急激な資源高に苦しむ中小・零細企業等を支援するため、ワンストップ支援拠点として整備した地域力連携拠点の活用を図りつつ、資金繰り対策の拡充や下請法・独禁法の運用強化、下請保護の情報ネットワークの構築等に取り組む。また、燃料負担が大きい業種の支援に取り組む。

<具体的施策>

○資金繰り対策の拡充

- ・ 中小・零細企業金融の円滑化（中小・零細企業金融のきめ細かい実態把握と監視の強化、金融機関への要請、中小・零細企業の自己資本充実策や事業再生の支援、金融仲介機能の発揮促進に向けた検査対応の一層の改善等）
- ・ 新たな保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証）の導入
- ・ セーフティネット貸付の強化

(2) 生産性向上等による成長力の強化

◇ 世界的な原材料高や人口減少を克服し、経済成長を実現していく観点から、「基本方針2008」に基づき、人的資源の活用等による生産性の向上や地域活性化等の取組みを加速し、成長力の強化を図る。

<具体的施策>

○「貯蓄から投資へ」の流れの促進

- ・ 「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」に資する環境整備

生活対策（抜粋）

<第2の重点分野>金融・経済の安定強化

国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、日本の金融システムの安定性強化に万全を期すために必要な措置の実施や株式市場活性化を図る。また、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小・小規模企業について十分な資金繰り対策を実施する一方で、「成長力強化税制」の導入などにより、中長期的に日本経済の「底力」を成長に結び付ける取組を推進する。

4. 金融資本市場安定対策

◇国際金融資本市場の安定化に向けて、国際協調を推進するとともに、日本のバブル崩壊後の経験を活かした一段の発信を行う。

<具体的施策>

○国際金融資本市場の安定化に向けた積極的取組

- ・国際協調の推進、日本の経験を活かした一段の発信
- ・アジア地域における金融協力の一層の推進

◇日本の金融システムは世界でも最も安定しているが、安定性強化に万全を期すため必要な措置を講じる。

<具体的施策>

○国内市場の安定に向けた必要な対策の実施

- ・自社株買い規制の緩和（実施済）
- ・企業に対する自社株買いの要請（資本コストの低下による競争力強化、賃金や下請企業への還元の促進）
- ・従業員持株会による株式取得の円滑化（実施済）
- ・取引所による空売り情報開示の拡充（実施済）
- ・空売り規制の強化（売付けの際に株の手当てがなされていない空売りの禁止（実施済）、一定規模以上の空売りポジションの報告・公表）

- ・空売り規制の厳正な執行を含めた相場操縦等の不正行為に係る監視の徹底（実施中）
- ・政府等が保有する株式の市中売却の一時凍結（実施中）
- ・銀行の株式保有制限の弾力的運用（実施済）

○「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善

- ・国の資本参加によって、金融機関の資本基盤を強化し、地域経済に対する適切な金融仲介機能の発揮を可能にする観点から、金融機能強化法の活用・使い勝手の改善を図るとともに、金融市場の異常かつ急激な変動が生じた場合でも、金融機関の財務基盤の安定を確保し、円滑な金融機能が発揮されるために十分な政府の資本参加枠の拡大を検討する

○生命保険会社のセーフティネットにおける政府補助の延長

- ・保険契約者のセーフティネットの確保の観点から、生命保険会社の負担を基本とした上で、平成 21 年 4 月以降も生命保険契約者保護機構に対する政府補助を引き続き可能とする（平成 24 年 3 月末まで）

○適正な金融商品会計に向けた努力へのサポート

- ・国際的な会計基準の動きを踏まえ、①公正価値（時価）の算定方法の企業会計基準委員会による明確化の監査人への周知・金融検査での対応を行うとともに、②同委員会による金融商品の保有目的の変更に関する迅速な検討を支持する

○銀行の自己資本比率規制の一部弾力化

- ・現在の市場環境の下、自己資本比率の急激な変動により、金融機関の金融仲介機能を低下させないよう、国際合意の枠組みも踏まえつつ、規制の一部弾力化を図る

○証券化商品の透明性・信頼性向上及び流通再開に向けた取組

- ・証券化商品の原資産の追跡可能性を確保するための販売ルール作りに向けた市場関係者の取組支援、格付会社に係る規制の検討、金融安定化フォーラム等への積極的な参画

○金融機関の流動性対策

- ・日本銀行において、年末の資金需要にも配慮し、内外の金融機関に対する潤沢な流動性の供給を実施するよう期待する

◇多様な投資家が参入し、厚みのある株式市場の構築に向け、市場の活性化を図るための環境整備を進める。

<具体的施策>

○金融証券税制

・金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する。

上場株式等の配当等について、3年間現行税制の延長を行う。金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置を創設する。

また、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）を導入する。

なお、銀行等保有株式取得機構の活用などについては、与党において引き続き検討する。

5. 中小・小規模企業等支援対策

◇中小・小規模企業等の資金繰り対策のため、セーフティネットとしての貸付・保証枠について、先般措置した9兆円の事業の早期実施を図るとともに、30兆円規模に拡大する等の措置をとり、加えて、民間金融機関による資金供給の円滑化等に努める。

<具体的施策>

○「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善（再掲）

○「安心実現のための緊急総合対策」による資金繰り対策の早期実施

・上記対策で措置した9兆円の事業について、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫によるセーフティネット貸付の10月1日からの強化に加え、信用保証協会による緊急保証を10月31日から開始

○緊急保証と政府系金融機関等による貸付について21兆円規模の追加を実施（「安心実現のための緊急総合対策」における9兆円規模に加え、合計30兆円規模に拡大）

- ・信用保証協会による緊急保証枠について、「安心実現のための緊急総合対策」における6兆円規模に加え、新たに14兆円規模の追加を行い、合計20兆円規模に拡大
- ・政府系金融機関等による貸付枠について、「安心実現のための緊急総合対策」における3兆円規模に加え、日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付の金利や貸付条件の見直しを含めた拡充、商工中金による金融危機対応業務の発動により新たに7兆円規模の追加を行い、合計10兆円規模に拡大

○商工中金、政策投資銀行による金融危機対応業務の発動（再掲）

○日本企業の海外における事業に対する貸付の拡充

- ・日本政策金融公庫（国際協力銀行（J B I C））を活用して、国際金融危機に対処するため、我が国企業の海外における事業に対する貸付を拡充

○民間金融機関による金融仲介機能の強化

- ・民間金融機関による資金供給の実態把握と円滑化の要請
- ・中小・小規模企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置と金融検査における徹底

○建設業の資金調達の円滑化

- ・「地域建設業経営強化融資制度」の活用（11月事業開始予定）

「生活防衛のための緊急対策」（抜粋）

2. 具体的施策

6. 金融市場・資金繰り対策（33兆円程度）

◇金融機関が安心して地域経済や中小企業に対して資金供給できる環境を整備するとともに、一時的に資金繰りが悪化している中堅・大企業や金融環境が悪化している住宅・不動産市場に対して必要な措置を講じることなどにより、金融市場の安定化・資金繰りの円滑化を図る。

<具体的施策>

○改正された「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加枠の拡大（2次補正 10兆円）

- ・金融市場の異常かつ急激な変動が生じた場合でも、金融機関の財務基盤の安定を確保し、円滑な金融機能が発揮されるよう、国の資本参加枠を現行の2兆円から12兆円に拡大

○銀行等保有株式取得機構の活用・強化（2次補正 20兆円）

- ・銀行等保有株式取得機構の市中からの借入に係る政府保証枠を20兆円とする。

○日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策（貸付枠：2次補正 3兆円）

- ・一時的に資金繰りが悪化している企業に対して、政策投資銀行や商工中金を通じた資金繰り支援を行うため、日本政策金融公庫の危機対応業務の貸付枠を1兆円に拡大
- ・日本政策金融公庫の新たな危機対応業務の発動（貸付枠2兆円）等により、政策投資銀行がCP（コマーシャル・ペーパー）を買い取るスキームを創設

○国際協力銀行（JBIC）による日本企業の海外事業向け資金調達等に係る支援の拡大

- ・国際金融秩序の混乱に対処し、我が国企業の輸出及び海外事業を支援するため、J B I Cにおいて、業務の特例としてサプライヤーズ・クレジット（輸出企業向け信用）の供与及び国内大企業（現状は中堅・中小企業のみ）を通じた途上国における事業に対する貸付を実施

○住宅・不動産市場対策（貸付枠：21年度 0.2兆円程度）

- ・住宅金融支援機構の「まちづくり融資制度」の対象事業の拡充により、住宅・不動産事業者の事業資金の調達を支援（年内に実施。なお、20年度貸付枠は500億円程度。23年度末までの時限措置）

○金融機関への要請

- ・金融機関に対し、資金需要が高まる年末・年度末の企業金融に対する特段の配慮を要請

○日本銀行の流動性供給

- ・日本銀行において、年末・年度末のC P・社債を含む企業金融の逼迫にかんがみ、金融市場への潤沢な流動性の供給のための施策を実施するよう期待

「経済危機対策」(抜粋)

2. 金融対策

◇円滑な金融仲介機能の発揮を促すとともに、企業の資金繰り円滑化等、金融面での万全の措置を講じる。

<具体的施策>

- 円滑な金融仲介機能の発揮促進等(金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査、金融機能強化法の活用促進等)
- 中小企業の資金繰り支援(信用保証協会による緊急保証枠の10兆円の追加、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付枠の3兆円追加、商工中金の貸付枠(危機対応)の2.4兆円追加等)
- 中堅・大企業の資金繰り支援等(日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠(危機対応)の8兆円追加及び財務基盤強化(法律改正を与党において検討)、危機対応への日本政策金融公庫の損害担保枠拡充、産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化への損害担保制度創設・拡充、中堅企業への債務保証拡充、産業革新機構出資枠拡充等)
- 我が国企業の海外事業等の資金繰り支援(国際協力銀行(JBIC)による支援の一層の推進、日本貿易保険(NEXI)による支援拡充)
- 銀行等保有株式取得機構の活用(金融機関等からの買取対象の拡大(法律改正を与党において検討))
- 株式市場への対応(市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買取る仕組みを整備(法律改正を与党において検討)、借入に係る政府保証枠を50兆円とする等所要の予算を措置)
- 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化
- 住宅・土地金融の円滑化(住宅ローンの円滑な借入れ支援、大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援等)
- アジアを中心とした日系企業進出先途上国支援策(JBICによる貿易金融円滑化・環境投資支援、JICAによる緊急財政支援等)
- 金融政策について(適切かつ機動的な金融政策運営への期待等)

2. 金融対策（対策別紙2より抜粋）

○ 円滑な金融仲介機能の発揮促進等

- ・金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査(実施中)
- ・金融機能強化法の活用促進(公的資本に係る配当率を平時の水準に設定等)(実施中)
- ・金融仲介機能発揮のための制度整備等
 - ー緊急保証に係るリスクウェイトの見直し(10%→0%)(実施済)
 - ーコバナンツ^(注)対応の弾力化の促進(実施済)
 - ー市場型間接金融(シンジケートローン等)の積極的活用の要請(実施済)

(注)コバナンツ…借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項

○ 銀行等保有株式取得機構の活用

- ・金融機関が保有する優先株(優先出資証券)、ETF及びJ-REIT、並びに事業法人が保有する金融機関の優先株(優先出資証券)を買取対象に加える(そのための法律改正を与党において検討)

○ 株式市場への対応

- ・市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買取る仕組みを整備する(そのための法律改正を与党において検討)。借入に係る政府保証枠を50兆円とするなど、所要の予算措置を講じる

○ 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化

- ・「継続企業的前提に関する注記」について、投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するための制度の改善
- ・企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート

平成 2 1 年度税制改正要望の結果

(証券税制)

- 現行軽減税率の延長（平成 23 年末まで）
- 少額投資非課税措置の創設（本則税率(20%)の適用開始時に創設）
- 金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置

(確定拠出年金)

- 確定拠出年金の充実（マッチング拠出の導入、拠出限度額の引上げ）

(保険)

- 生命保険料控除制度等の見直し（平成 24 年 1 月から実施）
- 損害保険会社に適用される特別利子制度の延長（5 年）

(国際課税)

- 非居住者組合員課税（1号PE）の見直し

(その他)

- 上場株式等の特定口座への預け入れ等に係る所要の税制措置
- 上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税の免除措置の延長（1 年）
- 国外公社債の利子等の源泉徴収不適用申告書に係る手続の簡素化
- ETF の多様化に伴う所要の税制措置
- 特定目的会社等の導管性要件に係る見直し
- 協同組織金融機関の貸倒引当金に係る特例制度の延長（2 年）
- 会計基準の国際的コンバージェンス等に関する所要の税制措置
- 承継銀行・協定銀行・銀行等保有株式取得機構に係る課税標準の特例措置の延長（5 年）
- 信託期間中に委託者兼受益者に相続、合併、分割が発生した場合の信託終了時の不動産取得税の非課税措置
- 協定銀行が破綻金融機関・破綻保険会社等から不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長（2 年）
- 投資法人・特定目的会社等が不動産を取得する場合の不動産取得税の軽減措置の延長（2 年）

金融庁における金融経済教育への取り組み

平成 21 年 6 月末現在

年 月	内 容
12 年 6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年 11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイトにて新設 (アクセス件数 ～21 年 6 月末 2,213,103 件)
	学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書(「学校における金融教育の一層の推進について」)で要請
15 年 10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年 1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催(参加者数 284 名)
5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催(5～6 月)
7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年 2 月 ～3 月	中学生・高校生向け副教材等(1.8 万部)を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置(6 月までに 7 回開催)
4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂 (アクセス件数 16 年 7 月 ～21 年 6 月末 87,010 件)
12 月～ 18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪(12 月 参加者 359 名)、千葉(1 月 参加者 255 名)にて開催
5 月	金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入 (アクセス件数 ～21 年 6 月末 85,356 件)
	金融経済教育懇談会(第 8 回)を開催し、取り組み状況を報告。 全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施(19 年 3 月末まで)
9 月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書(「学校における金融経済教育の一層の推進について」)で要請。
12 月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取上げることを文書で要請。
19 年 1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催(参加者 290 名)。

年 月	内 容
19年2月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19年5月増刷・配付（17万部）。 （アクセス件数 16年12月～21年6月末 149,500件）
3月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載（アクセス件数 15年11月～21年6月末 288,833件）。
4月～6月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40県）。
9月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付（約6万部）。
9月～ 20年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（9月 参加者 173名）、大阪（11月 参加者 164名）、東京（12月 参加者 96名）、愛知（20年1月 参加者 219名）、宮城（3月 参加者 152名）で開催。
10月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（約69万部）及び「はじめての金融ガイド」（約27万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。
20年1月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17社 32名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
3月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付（約30万部）。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット4万7千部、高校生向けパソコンソフト、2千枚）、「はじめての金融ガイド」30万2千部、借金問題に関する啓発リーフレット29万7千枚）。 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるDVD教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20年5月）。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載（アクセス件数 20年3月～21年6月末 6,278件）。
4月～ 21年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約18万1千部、借金問題に関する啓発リーフレット約3万3千枚）。
6月～ 21年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（6月 参加者 134名）、金沢（9月 参加者 102名）、札幌（11月 参加者 172名）、高松（2月 参加者 111名）、熊本（3月 参加者 159名）で開催。

小学生向けパンフレット「くらしと金融」

WEBサイトアドレス <http://www.fsa.go.jp/teach/kurashi/index.html>



1 「金融機関」ってなんだろう？

2 「金融」について知っておこう！

3 「金融庁」ってな～に？



中学生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」

WEBサイトアドレス <http://www.fsa.go.jp/teach/chugaku/fukukyouzai.pdf>

わたしたちの 生活と金融の働き



CONTENTS

- 第 1 章 家計って何だろう 2
自分のおこづかいをチェック
- 第 2 章 企業は何をすところだろう 4
企業の役割について考えよう
- 第 3 章 預けたお金はどのように使われるの? 10
金融の働きについて調べよう
- 第 4 章 暮らしを豊かにする金融 14
生活設計と金融の役割



政府広報 | 金融庁 平成10年改訂の中学校学習指導要領に対応した内容となっています

高校3年生及び一般社会人向けのパンフレット「はじめての金融ガイド」
WEBサイトアドレス <http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



はじめての 金融ガイド

DVD版

金融取引の基礎知識
～トラブルの予防のために～



振り込め詐欺
の被害にあわないために

(9分)



**偽造・盗難
キャッシュカード**
の被害にあわないために

(8分)



多重債務
に陥らないために

(16分)

企画・発行／金融庁

制作／財団法人 消費者教育支援センター

COLOR	33分	片面・1層	MPEG 2	4:3	NTSC 日本国内用	DVD VIDEO
-------	-----	-------	--------	-----	---------------	--------------

●このDVDをその一部でも複製、またはこれを使用した有料上映、上演、有線放送及び放送は、法律により固く禁止されています。

ただし、一般消費者に対する教育又は学校教育目的の利用の場合には複製しても差しつかえありません。

●DVDビデオは映像と音声を高密度に記録したディスクです。DVDビデオ対応のプレーヤーで再生してください。

多重債務者発生予防のための啓発リーフレット

WEBサイトアドレス http://www.fsa.go.jp/ordinary/shakkin_ippan2.pdf

安易に借金をしてはいけません ～多重債務に陥らないために～

① 多重債務の恐ろしさ

消費者金融（ローン）やクレジット（注）の無計画な利用により、借金が雪だるま式に増えてしまう「**多重債務**」状態に陥るケースが増えています。中には、夜逃げや自殺など深刻な状況に追い込まれる人もいます。

（注）クレジットカードによる商品の購入、分割払いによる商品の購入などが例。

② ローンもクレジットも借金です

私たちは、お店でクレジットカードを提示するだけでお金を支払わずに商品を購入することができます。

しかし、クレジットカードの利用も、消費者金融からの借入れと同じ「**借金の契約**」です。その契約に基づいて、あなたは後でお金を支払わなければなりません。

また、お金を借りるローンには、住宅ローンや自動車ローンのように使い道が限定されたものと使い道が自由なものがありますが、使い道が自由なローンほど金利が高い傾向にあります。

消費者金融の利用者は
1,000万人以上！
そのうち半数以上は複数の
消費者金融を利用！



5件以上の消費者金融の
利用者は**約130万人！**
返済が3ヶ月以上滞って
いる利用者は
約190万人!!

（注）人数は全国信用情報センター連合会のデータによる（平成19年12月現在）

③ 金利の負担に注意しましょう

借りたお金を返済する時は、借りた金額に金利を加えて返さなければなりません。

毎月の返済額は同じでも、**金利が高いほど返済の負担は重くなり、また、返済に要する期間も長くなります。**

金利と合わせて、**いくら返済しなければならないのか、よく注意する必要があります。**

100万円借り入れて毎月2万5千円
返済する場合の金利を合わせた返済
額と返済期間

- ・ 年利 5% ⇒ 110万円（3年8ヶ月）
- ・ 年利 15% ⇒ 139万円（4年8ヶ月）
- ・ 年利29.2% ⇒ 377万円（12年7ヶ月）

※ 現行法上、年利29.2%を超えて業として貸付けを行うと、貸し手は刑事罰の対象となります。
なお、15～20%を超える金利は無効で、借り手には返済義務はありません。（④参照）

生活設計・資産運用について 考えるシンポジウム

日時

平成21年 2月21日(土)
14:00~16:30

会場

サンポートホール高松
6階 61会議室
(香川県高松市サンポート2-1)

基調講演 兼
コーディネーター

ファイナンシャル・プランナー、生活経済ジャーナリスト
いのせ かつみ

プレゼンター 兼
パネリスト

香川県消費生活センター所長
中西 光邦

パネリスト

(株)百十四銀行 取締役執行役員営業統括部長
泉川 貴昭

香川県金融広報委員会金融広報アドバイザー、
ファイナンシャル・プランナー、社会保険労務士
鈴江 一恵

徳島文理大学 総合政策学部教授
竹村 文宏

(50音順)

参加
無料

お申込み方法

右記のいずれかの
方法にて
お申込みください

FAX

裏面のFAX申込書に必要事項をご記入いただきシンポジウム参加受付事務局までお送りください。
※FAXお申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ハガキ

ご氏名(ふりがな)、ご住所、電話番号を必ずご記入の上、下記シンポジウム参加受付事務局までお送りください。
※ハガキ到着時にすでに定員となっている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

WEB

<http://www.be-happy.cc/fsa-takamatsu/>内の応募フォームにご入力の上、ご応募ください。
※フォーム入力時にすでに定員となっている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

参加の可否につきましては、参加票の発送をもって通知にかえさせていただきます。

お申込みに関する
お問合せ先

生活設計・資産運用について考えるシンポジウム参加受付事務局(株式会社オリコ内)
〒760-0066 香川県高松市福岡町四丁目1-4 TEL:087-823-7505 FAX:087-851-4157
E-mail:fsa-takamatsu@be-happy.cc ※受付時間:10:00~18:00(土・日・祝祭日を除く)

内容に関する
お問合せ先

【金融庁】TEL:03-3506-6000(代表)総務企画局政策課(内線番号2793)
【四国財務局 財務広報相談官】TEL:087-831-2131(代表)(内線番号235)
※開催会場へのお問合せはご遠慮ください。

お申込み締切日 平成21年 2月16日(土) 定員120名

定員になり次第、締め切らせていただきます。
あらかじめご了承ください。

■主催:金融庁・四国財務局

■後援:内閣府・文部科学省・金融広報中央委員会・香川県・高松市・香川県金融広報委員会

出演者プロフィール

基調講演 兼 コーディネーター



ファイナンシャル・プランナー、生活経済ジャーナリスト
いちのせ かつみ

市野瀬トータルコンサルタント代表者
大学卒業後、会計事務所に入所し、税務経理や人材育成を中心としたコンサルタントとして活躍。1989年に日本ファイナンシャル・プランナーズ協会「ファイナンシャル・プランナー」の認定を受け、1994年にCFP国際資格を取得。
家計からみた人生設計の考え方に関する第一人者として、現在、テレビやラジオに出演する一方、講演会やセミナー、執筆活動など多方面で活躍中(毎日放送・朝日放送レギュラー・コメンテーターなどに出演)。
著者:「株式ファンダメンタル分析」ほか多数

プレゼンター 兼 パネリスト



香川県消費生活センター所長
中西 光邦 なかにし みつひこ

1977年4月香川県庁入庁。教育委員会、農業生産流通課などの勤務を経て、2008年4月から香川県消費生活センターに勤務。

パネリスト



(株)百十四銀行
取締役執行役員営業統括部長
泉川 貴昭 いずみ たかあき

1975年4月(株)百十四銀行入行。2003年1月神戸支店長、2005年6月経営企画部長、2006年6月取締役本店営業部長、2008年1月取締役営業統括部長を経て、2008年6月から現職。



徳島文理大学 総合政策学部教授
竹村 文宏 たけむら ふみひろ

1969年 関西学院大学法学部卒業
1969年 阿波銀行入行
2000年 (社)徳島ニュービジネス協議会・常務理事事務局長に転籍
2006年 徳島文理大学・総合政策学部教授に就任
担当科目:「金融論」「経営戦略論」「労働法」「企業法規論」など



香川県金融広報委員会 金融広報アドバイザー
ファイナンシャル・プランナー、社会保険労務士
鈴江 一恵 すずえ かずこ

鈴江一恵事務所所長、四国社労士学院代表
1級ファイナンシャル・プランニング技能士、CFP®、社会保険労務士として主に生活設計・年金・資産運用をテーマに講演、相談、執筆活動など多方面で活躍。1994年に「四国社労士学院」を開講し、社会保険労務士やFP等の資格試験の受験指導をはじめ、金融機関等の人材育成、一般企業の投資教育の企画から講義に至るまでを担う。また、大学において「ファイナンス論」を担当するなど金融教育にも先駆的に取り組んでいる。



アクセス方法

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 サンポートホール高松 6階 61会議室
財団法人 高松市文化芸術財団
●JR高松駅から徒歩3分 ●ことடன்高松築港駅から徒歩5分 ●高松港から徒歩2分

FAX申込書

締切日 2月16日月

FAXでお申込みの方は必要事項をご記入の上、下記番号までこの紙をFAXしてください。
※FAXお申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◎お申込みいただいた方には、後日参加票をお送りします。当日お越しの際に受付へお持ちください。
また、定員(120名)になり次第、募集を締め切らせていただきます。

★印の欄は必ずご記入ください。

氏名*	ふりがな		
住所*	〒□□□-□□□□		
電話番号*	FAX番号*		
E-mail			

※緊急の際の連絡のため、お電話番号以外にFAX番号、E-mailアドレスのご記入にご協力くださいますようお願いいたします。

FAX:087-851-4157

お申込みの際に収集した個人情報は、本シンポジウムの開催のためのみ利用・提供し、その他の目的での利用・提供はいたしません。

参加お申込みに関する
お問合せ

生活設計・資産運用について考えるシンポジウム参加受付事務局(株式会社オリコ内)

TEL:087-823-7505 FAX:087-851-4157 E-mail:fsa-takamatsu@be-happy.cc

平成20年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

- | | | | |
|-----|-----|--------|---|
| 1. | 栃木県 | 高橋 昭夫 | 地域における金融分野を中心とした講演会等の講師活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。 |
| 2. | 栃木県 | 照井 マキ子 | 学校教員向けの研修会における講師活動や、学校教育向け教材の作成等を通じて金融知識の普及に貢献。 |
| 3. | 新潟県 | 関根 芳美 | 地域における金融分野の講演会活動や、マスメディアへの出演、新聞・情報誌等への連載など情報発信を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。 |
| 4. | 山梨県 | 内田 まゆみ | 高校生を対象とした「多重債務問題」や高齢者向けの「金融商品トラブル」などをテーマとした幅広い講演活動を積極的に行っており、金融知識の普及に貢献。 |
| 5. | 大阪府 | 松尾 保美 | 「金融商品」、「保険」分野を中心に地域住民向けの講演活動を積極的に行っており、金融知識の普及に貢献。 |
| 6. | 兵庫県 | 水嶋 ひろみ | 一般市民、高齢者、婦人会などを対象とした、幅広い講演活動を積極的に行い、金融知識の普及に貢献。 |
| 7. | 富山県 | 橋渡 泰子 | 地域における金融分野の講演活動や、マスメディアへの出演等による情報発信を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。 |
| 8. | 静岡県 | 安藤 絵理 | 中学校、高等学校、一般向けや「親子セミナー」など幅広い講演活動を積極的に行い、金融知識の普及に貢献。 |
| 9. | 愛媛県 | 丹下 紘 | 元中学校校長としての経験を生かし、小・中、高等学校、PTAでの講演活動や、教育現場における指導・助言を行い、金融知識の普及に貢献。 |
| 10. | 高知県 | 浦田 健治 | 「金融経済」、「資産運用」、「ライフプランニング」などの講演活動を積極的に行っているほか、大学における非常勤講師としてパーソナルファイナンスを講義するなど、金融知識の普及に貢献。 |
| 11. | 大分県 | 下郡 恵美子 | 元金融機関職員としての経験を生かし、「生活設計」、「年金・保険」、「金融商品」、「金融詐欺」、「贈与と贈与税」など、多岐にわたるテーマで講演活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。 |
| 12. | 大分県 | 衛藤 千江美 | 小学生向け「夏休み親子スクール」を中心として金融・金銭教育分野において講演活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。 |
| 13. | 宮崎県 | 清水 由美子 | 消費生活相談員としての経験を生かし、「金融悪質商法」を中心とした講演活動を通じて金融知識の普及に貢献。 |
| 14. | 沖縄県 | 玉那覇 清子 | 長年にわたる教員経験を生かし、小・中・高等学校、大学や自治会など各層に合わせたテーマを設定し、講演活動を幅広く行うなど、金融知識の普及に貢献。 |

〔団体の部〕

1. 茨城県 坂東市立七重小学校 「こづかいの使い方計画」指導をテーマに、金銭教育の研究に継続的に取り組むとともに、研究成果を踏まえて総合学習に金銭教育を取り入れるなど、金融経済教育に積極的に取り組んでいる。
2. 新潟県 国立大学法人上越教育大学附属中学校 全学年の総合社会科において金融や経済を身近に捉えられるテーマでの学習を行ったほか、地元商店街におけるタウンミーティングを取り入れた地域経済学習を実践するなど、継続的な金融教育に取り組んでいる。
3. 富山県 富山県立富山商業高等学校 全校生徒が株主となって設立された模擬株式会社「TOMI SHOP」を通じて、地元企業の支援を受けつつ金融や経済の仕組みを実践的に学習しているほか、法令順守や企業家精神等を身に付けた想像性豊かな人材の育成に努めている。
4. 愛媛県 大洲市立平野中学校 生徒と保護者を対象として金銭教育に関するアンケートを実施し、金銭教育を実践する際の課題を明確化した上で、外部講師による講演会や税務署職員による税金に関する指導の実施、地元企業・事業所と連携した職場体験学習に取り組むなど、幅広い金融教育の実践に取り組んでいる。
5. 鹿児島県 蒲生町立蒲生小学校 授業に関連させた買物体験やボランティア活動などを通じて、児童に健全な金銭感覚を身につけさせる学校全体としての「金銭教育全体計画」を策定のうえ、保護者の協力を得つつ、幅広い教科において金銭教育に取り組んでいる。
6. 福岡県 柳川市立豊原小学校 地元商店街と連携した体験的な経済活動に関する学習に取り組んだほか、外部講師を招いた講演会も実施し、生徒のみならず、保護者や地域住民に対する金融知識の普及にも取り組んでいる。
7. 長崎県 長崎県立中五島高等学校 生徒による模擬株式会社の設立運営を実践・継続することにより、金融経済教育に取り組んでいるほか、課外活動において「島の活性化」プロジェクトとして地元商工会等と連携、島内の各種産業活性化にも取り組んでいる。

金融知識普及を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
20/8/25	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	20 年 10 月上旬～ 11 月上旬	証券投資の日
20/9/12	金融広報中央委員会	20 年 11 月 22 日、 23 日	金融教育フェスティバル in the galaxy
20/9/17	全国被害者支援ネット ワーク	20 年 9 月 28 日	全国被害者支援フォーラム
20/9/17	(社)投資信託協会	20 年 10 月 25 日	投信フォーラム 2008
20/11/17	日本証券業協会	20 年 12 月 25 日～ 21 年 1 月 9 日	金融経済教育フォーラム
20/11/17	(学)大阪電気通信大学 (株)日本経済新聞社	20 年 12 月 8 日	「激動する経済社会を切り拓く 大学教育」シンポジウム
20/12/15	(株)日本経済新聞社	20 年 12 月 15 日	日経産業新聞フォーラム 2008 「転換期を迎えたグローバル金 融市場 企業の経営力を高める ための金融サービス とは」
21/1/23	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	21 年 2 月上旬 ～ 3 月上旬	平成 21 年 「春季証券投資セミナー」
21/3/2	(財)生命保険文化センター	21 年 5 月 12 日 ～ 9 月 9 日	第 47 回中学生作文コンクール
21/3/2	全国銀行協会	21 年 3 月 30 日	金融経済教育セミナー
21/3/5	京都大学経済研究所	21 年 3 月 14 日	経済教育シンポジウム
21/4/21	(株)日本経済新聞社	21 年 10 月～ 22 年 3 月	第 10 回日経 STOCK リーグ
21/4/21	金融広報中央委員会	21 年 8 月 5 日	平成 21 年度「教員のための金融 教育セミナー」
21/4/21	金融広報中央委員会	21 年 8 月 9 日～ 22 年 2 月 6 日	「金融教育フェスティバル各地 開催」(平成 21 年度)

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
21/6/10	金融広報中央委員会	21年11月下旬	第42回「お金の作文コンクール」(中学生向け)
21/6/10	金融広報中央委員会	21年11月下旬	「金融と経済の明日」 第7回高校生小論文コンクール
21/6/10	金融広報中央委員会	21年12月下旬	「金融教育を考える」 第6回小論文コンクール
21/6/10	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	21年6月～ 10月31日	小学生『『夢をかなえる』作文全国コンクール』
21/6/11	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	21年10月24日 ～11月29日	平成21年度「FPの日」 (全国一斉FPフォーラム)」
21/6/19	全国公民科・ 社会科教育研究会	21年7月28日 ～7月30日	証券・経済セミナー
21/6/19	日本証券業協会	21年8月3日 ～24日	教員向け夏季セミナー